

沖縄県国民保護フォーラム 報告書

平成17年7月27日（水） 午後1時30分から
沖縄コンベンションセンター

第1部 基調講演

『国民保護のしくみと地方自治体の役割』

講師：青木 信之（総務省消防庁国民保護室長）

特別講演

『「住民の安全保障」を自ら担う、その希望について

～世界の中の自治体の新たな危機管理～』

講師：青山 繁晴（株式会社独立総合研究所代表取締役社長）

パネルディスカッション

『その時、自分を、家族を守るために・・・

～沖縄から国民保護を考える～』

パネリスト：青山 繁晴（株式会社独立総合研究所 代表取締役社長）

我部 政明（琉球大学 国際関係論教授）

知念 恒男（うるま市長）

青木 信之（総務省消防庁国民保護室長）

加藤 伴子（染織工芸サロン「とものや」代表、石垣島在住）

牧野 浩隆（沖縄県副知事）

コーディネーター：島袋 秀光（前沖縄県広報アドバイザー）

第2部 県民自由討論会

『沖縄と国民保護』

コメンテーター：青山 繁晴（株式会社独立総合研究所 代表取締役社長）

青木 信之（総務省消防庁国民保護室長）

府本 禮司（沖縄県知事公室参事監兼基地防災統括監）

《 》は不明な部分です。

沖縄県国民保護フォーラム

第1部

司会

皆さん、こんにちは。本日はお忙しい中お集まりいただき、誠にありがとうございます。

沖縄県国民保護フォーラムを開催いたします。

私、本日の進行を勤めさせていただきます諸見里杉子と申します。どうぞよろしくお願いたします。

本日のフォーラムは、県民の皆様国民保護法制についてご理解いただくと共に、沖縄県における国民保護のあり方について、皆様と一緒に考えることを目的としております。それでは、主催者を代表いたしまして、沖縄県副知事の牧野浩隆より皆様にごあいさつ申し上げます。牧野副知事、どうぞよろしくお願いたします。

あいさつ 沖縄県副知事 牧野浩隆

皆さん、こんにちは。ご紹介いただきました副知事の牧野でございます。

本日は、沖縄県国民保護フォーラムの開催にあたりまして、一言ごあいさつを申し上げます。

本日はお忙しい中、沖縄県国民保護フォーラムにご出席いただきまして、心からお礼を申し上げます。

ご存じのとおり、昨年9月に施行されました武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律、いわゆる国民保護法では、警報の発令、伝達、避難の指示、誘導など、国や地方自治体が担う役割の他、

援護等に係わる運送や医療などの指定地方公共機関の役割など、武力攻撃等から国民を守るための仕組みが規定されております。この法律は有事を想定したものであることから、国内にはさまざまな意見があります。

特に沖縄県におきましては、去る大戦で悲惨な地上戦を体験しており、有事の際の国民の保護がいかに困難なものであるかを痛感しております。政府に対しましては、万が一にもこのような事態が起こらないよう、不断の外交努力を願うものであります。万が一武力攻撃等が発生した場合、住民をどのように保護するのか、これはわれわれ地方自治体の課題でもあります。

現在、県では、国民の保護に関する基本指針に基づきまして国民保護計画の策定に取り組んでおり、次年度は市町村でも国民保護計画を作成することになっております。本県は島嶼県であり、広大な米軍基地を抱えているという特殊性があります。また、市町村によっては、発電施設、ダムなどの重要な生活関連施設の他、石油やガスなどの危険物の貯蔵施設など、その安全確保が必要とされる施設を有しているところもあります。

武力攻撃等が発生した場合の国民保護につきましては、国、県、市町村、消防、警察などの他、輸送事業者、医療事業者などの関係機関と連携しながら成立すべき課題が多くあります。国民保護計画の策定にあたりましては、各地域の実情をよく把握し、その現状にあったものにしなければなりません。

県としましては、去る沖縄戦におきまし

ては、住民避難が円滑に行われず、軍民が混在した中で戦闘が行われ、多数の住民が犠牲となった悲劇を繰り返さないよう、しっかりとした計画を作成したいと考えております。

本日は消防庁、国民保護室の青木室長によりまず基調講演。その次に独立総合研究所の青山社長による特別講演の他、講師のお二人に、琉球大学の我部教授、知念うるま市長、石垣島在住の加藤様と私を交えましたパネルディスカッションを予定しております。このフォーラムを通じ、国民保護法制に対する理解を深めていただくとともに、皆様からのご意見も拝聴しまして、本県の現状にあった国民保護計画の策定につなげていきたいと考えております。

最後に、ご参加いただきました皆様に感謝申し上げますとともに、このフォーラムが有意義なものとなりますことを懸念して、ごあいさついたします。どうぞよろしく願いいたします。

司会

沖縄県副知事牧野浩隆でした。

それでは、基調講演です。演題は、「国民保護のしくみと地方自治体の役割」、講師は総務省消防庁国民保護室長青木信之様です。

青木様は、長野県出身で、東京大学法学部卒業後自治省へ入省、自治省財務局、大臣官房企画室などを経て、大分県や埼玉県へ出向し、平成14年に埼玉県副知事に就任、その後、総務省自治財政局地域企業経営企画室長を経て、平成17年1月より現職に就いておられます。

それでは、皆さん、大きな拍手でお迎えください。青木信之様です。

基調講演

国民保護のしくみと地方自治体の役割

総務省消防庁国民保護室長 青木信之

ご紹介いただきました、消防庁の青木と申します。本日はこの国民保護フォーラム、沖縄県といっても広いわけでありまして、沖縄県の各地から、この場においでいただきまして、私どものお話も聞いていただけるということ、参加している者として大変ありがたいなというふうに思っております。

私の持ち時間は30分でありますので、この30分の中で少しでもわかりやすく皆様方にご説明をさせていただきたいというふうに思います。「国民保護のしくみと地方自治体の役割」ということであります。

パワーポイントを次のスライドに変えていただけますか。

「国民保護」という言葉は、今日おいで

の皆様方は何のことかというふうにご理解いただいているものと思いますが、よく考えてみるとなかなかわかりにくい言葉であります。私も名刺交換をすると、「生活保護は厚生労働省の仕事だったんじゃないですか」とかと言われるようなこともあります。何から国民を守るのか、国民の何の法益を守るのか、そのことを明らかにしてない言葉なので、多少わかりづらいわけでありませんが、武力攻撃、あるいは大規模なテロが起きたときに国民の命を守る、国民の身体を守る、国民の財産を守る、そういう仕組みだというわけでありまして、ただ、そういうふうに言いますと、「それは自衛隊とか治安当局、警察の仕事ではないんですか」というふうに言われる方もまた多いわけでありまして、いやいや、もちろんそういうことなただけけれども、それ以外に避難をするといったような、国民にお願いしないければいけないようなことがあるでしょうという話をするとき、みんな必ずしも腑に落ちないような顔をされるわけですが、ただ、よく考えていただきたいのは、自然災害のとき、津波が来ればみんな逃げます。川があふれそうになればみんな避難をします。テロが起きたときに避難するというのは普通の事なわけでありまして。従って、その武力攻撃等で大規模なテロが起きたときに、円滑に迅速に避難をすると、そうしたことをどうやって進めていくか、これは大変重要な課題だろうというふうに思っているわけでありまして。

平成16年の6月に、この国民保護法が成立をいたしましたわけでありまして。国会でいろんな議論がありました。法案の修正もなさ

れました。その結果、9割の国会議員の先生方の賛同を得て法律ができたわけであり、法制を持ってこの仕組みを運用して、いこうと言うことになったわけであり、す。ただ、当然のことながら、そうした武力攻撃を受けるような事態、そうしたことを招かないような最大限の外交努力が当然の前提であります。平和国家日本であり、す。最大限の外交努力をしていくというのは当然なんです、しかし、それでもあつてはならない事が絶対起きないとは言えないかもしれない。現実の後で申し上げるように、幾つかのテロ事案というのが、我が国周辺においても、我が国においてもあつたということを考えなければいけない。従って、万一の備えをするということが大事であります。

万一の備えをすることによって、いざ事が起きたときに安全度を高めていく、そういう仕組みでありまして、そういう意味においては、自然災害対策と同じものであるわけであり、す。しかも万一の事が起きたときに、先ほど牧野副知事さんのお話にもございました迎撃ばかりシフトしないで、国民の安全、避難を優先するということ担保しようじゃないかと、そのこともこの法律の中に秘められている内容だというふうにご理解いただければというふうに思います。あつてはならない事に対する対処ですから、どうも頭の中で整理がしにくい。それが皆様方もそうだと思います。

このスライドの一番下に書いてある言葉「あつてはならない武力攻撃、でも、なくてはならない国民保護」と、これは私が作った言葉ではありません。こうしたフォー

ラムでいつも一緒にいるある学者の先生の言われる言葉であります。この言葉がそういう矛盾も含めたことを語っている言葉かと思ひますけれども、あつてはならないことだけ、きちっと準備をする、備えをする。そのことが国民にとって重要だということ、ぜひ、ご理解をいただきたいというふうに思ひます。

実際にどのような事態が想定されているのかということであり、す。国会審議の過程において武力攻撃事態として4つの類型、緊急対処事態、武力攻撃に事態に準ずる対応をしなければいけない類型として4つの類型が国会審議の中で提示をされております。武力攻撃事態としては、着上陸侵襲、航空機による攻撃、弾道ミサイル攻撃、ゲリラコマンドゥーと、なかなか専門用語みたいなのが並んでおりますが、そういう類型があるだろうと、審議の過程で説明がなされました。しかし、この1番、2番は本格的な戦争というイメージでありますから、そう簡単に起きるとはちょっと考えにくい。もしあるとすると、3番、4番のようなかたちのものの方があり得るのかなというふうに我々も思ひております。また、いわゆる大規模なテロ、緊急対処事態の類型としても、この4つの類型のまとめ方がいいかどうかという議論はあるかもしれませんが、国会で政府として提示した内容はこの4つの類型であります、見ていただくと、なるほどなというふうにイメージがわくだろうというふうに思ひます。

原発等をやられるとやっぱり困ります。先頃もロンドンでもテロがありました。その前にはスペインでもテロがありましたけ

れども、多くの人を使う施設、あるいは輸送機関を狙うテロというのもあります。あるいは多くの人を殺傷するものを使う、地下鉄サリン事件は我が国で起きた事件であります。そして、航空機による自爆テロ等もあり得るわけでありまして。現実にあったわけでありまして。こうしたことは本当にあっては困るわけでありまして。

あつては困るけれども、最近の情勢を見て、果たしてどうかということで、このへんはまた次の青山先生のお話の中に多分出てこようかと思っておりますが、最近のテロ事案ということで、本当に主だったものだけまとめさせていただいております。先頃のロンドンのテロ、その前のスペインのテロ、これはどちらもイラクの攻撃が始まって以降の話であります。そして9・11米国の同時多発テロ事件がございました。国際貿易センタービルに飛行機が突っ込む映像、なかなか忘れたくても忘れにくいといいますが、そういう映像だったわけでありまして。そして地下鉄サリン事件、これは化学兵器をテロに使った人類史上最悪のテロ事案であります。最悪のテロ事案がなぜか我が国で起きております。振り返ってみますと、1998年テポドンが隣国から発射されて、日本海、本土を越えて太平洋に落ちるといったこともあったわけでありまして。

9・11のテロに関しては、その後、アメリカの国会の先生方を中心とした調査委員会ができました。レポートをまとめてあります。このレポートの中に同時に日本、韓国、シンガポールの米国施設に飛行機を突っ込ませるといった選択肢もあり得たという表現があります。そういうことからする

と、我が国も全く安心していいということでは少なくともないという状況だろうというふうには思います。果たして、そういう意味で沖縄がどうかという話は、これはなかなか私どもとしてもコメントしにくいわけでありまして、テロということからすると、正直、沖縄よりもはるかに東京等の方が狙われやすいだろうというふうには思います。しかしどこで何が起きるかはわからない、というのは備えが必要だろうというふうには思っているわけでありまして。

そこで具体例を二つだけ申し上げたいと思います。一つは、湾岸戦争のときのイスラエルが弾道ミサイルに対して対処した例であります。6週間で40発ものミサイルの被弾を受けたわけでありまして。幸いといえますか、不幸中ながらということでありませけれども、全て通常弾頭であったわけでありまして。このミサイルの攻撃で亡くなられた方は、ミサイルそのものでは2人だけでありました。残念ながら心臓発作で亡くなられた方、あるいはガスマスクの取り扱いミスで亡くなられたという方もおられます。しかし、ミサイルの着弾そのものでは2人だけしか亡くなられずに済んでいます。なぜかという、イスラエルは石造りの家の国でありますから、サイレンが鳴ると家の奥の方に逃げます。地下室がある人は地下室に逃げます。それだけで尊い命をかなり守ることができたという、その例であります。

ご案内のとおり、我が国の近くの国では、こうしたミサイルはかなり配備されております。そのミサイルの到達距離は1,000kmを超えます。この沖縄はかなり離れていま

すけれども、沖縄までも1,500km届く距離ではあるということで、頭に置く必要はあるのかなというふうに思っております。

次の事案は、だいぶ古い事案で恐縮なんです。96年に、北朝鮮の小型潜水艦が韓国の東海岸に座礁したという事案であります。「江陵(こうりょう)事案」と書いて、「江陵(かんのん)事案」というふうに読みますが、韓国軍6万人が掃討作戦を展開するということでもあります。しかしながら結果として残念ながら一般の民間の方が3人亡くなられるということがございました。この小型潜水艦が発見されて以降、外出禁止令を発令するといったようなことで対応していったわけですが、避難を始めたというのは実際に見つかったから5日後でありました。そのへんが早かったか、遅かったか、けっこう難しい事案だったかもしれません、しかしそういう事態においても、1人でも多くの国民の命を守ることがこの国民保護の仕組みだということで、具体的なイメージが浮かぶようにこのスライドでご説明申し上げたわけであります。

では実際にやらなければいけない仕事とはいったい何なのかということでもあります。このスライドの左側に書いてあります住民の避難、そして避難した住民の救援、また、狙われたら困るような施設の警備を強めて、もしもの事態が起こったときに被害を最小限化する対処、この3つの仕事を国、県、市町村が協力してやっぺいこうと、そういう仕組みであります。

隣国の韓国では600万人以上の軍民の方が実はいろんなこういう事態になりますと

義務的な責任を負わさせられております。民防、民間防衛軍といておまして、職場単位、地域単位で、それぞれ何か仕事をしなければいけない仕事が決まっています。例えば、地域では避難誘導をする係、職場では物資を運ぶ係とか、そういうふうに仕事が割り振られておまして、成年男子の20歳から45歳まで、軍、警察、消防にいない人、予備役も含めて関係がない人は、その仕事をしなければいけなくて、年に何回もそういう訓練をしておりますが、そういう国民に対する仕事の割り振り、何らかの事をお願いするということは、我が国の国民保護の仕組みの中では取り入れておりません。従いまして、仕事をしなければいけないのは地方公共団体、こういう事になっているわけで、都道府県、市町村の仕事はかなり広範囲にわたっております。

実は特に都道府県の仕事に責任がかなり重い部分があるわけであります。例えばミサイルが飛んでくるかもしれない、あるいは近くで武装工作員が何らかの工作をしていて、どうも危ない状況であるといったような場合において、国は警報の発令をします。そしてそれを都道府県に伝え、都道府県は市町村に伝えて、市町村から各住民に伝えていくと。防災行政無線等でお知らせをするということでもあります。そして避難の必要があれば、どこどこ地域の人は避難をしなければいけないということを示して、国が都道府県に指示をします。そして都道府県知事さんが避難の指示、どここの経路で、どういう交通手段で避難をしてくださいという住民に対する避難の指示も都道府県知事の仕事であります。そして現

場での避難の誘導は市町村長さんが消防等を指揮しながら行うと、こういう仕組みになっているわけでありまして、そして同時に、指定地方公共機関と放送事業者にもお願いして、NHKをつければ、あるいは地元放送のテレビをつければそうしたことについての放送が流れている、あるいはテロップが流れているということで、いざという場合において円滑な、迅速な避難等をしていこうというのが、この仕組みなわけがあります。

基本的には、こうした事態が起きますと、事態の認定を国がして、国から県へ、県から市町村へということで仕事は流れていくわけではありますが、もう一つ重要な流れがございます、(次のスライドをお願いします)それは情報の伝達という点に置いては、必ずしも国から県から市町村だけではなくて、逆に地域から東京サイドへという情報伝達の仕組みもこの国民保護法の中に盛り込まれているわけがあります。

何かどうも変なことが起こっているようだ、多くの人死んでいるとかいう事案があったときに、これはもしかしたらテロかもしれないといったような情報を素早くあげていただきたいということも、この国民保護法の一つの仕組みであります。

特にある一カ所で何か起きたようだというときに、同時に別の箇所でも起きているということならば、これはテロだということになります。そういう意味で国民保護を円滑に進めるために、この情報伝達をいかに進めるかということも一つ重要な課題になっているわけでありまして、その点でも都道府県、市町村に役割が、責任が割り振

られているというわけでありまして。

今申し上げたような仕事を、国、県、市町村、うまく協力してやっていかなければなりません。必ずしも簡単なことではないかもしれませんが、まずは基本的な方針を国が作って、そして都道府県、(次のスライドをお願いします)市町村に計画を作って、お互いすりあわせながら仕事をしていこうと、こういう仕組みになっております。

今年の3月に、国においては国民の保護に関する基本指針なるものを閣議決定がなされたわけでありまして。そしてそれを踏まえて、各県で計画作りが進んでおりまして、都道府県は17年度中に、市町村は18年度中に国民保護計画は作っていただきたいということで、国民保護法制閣僚レベルの会議で申し合わせがなされております。

そうかといって、なかなか新しい取り組みであります。各県での仕事ということも大変だろうということもございまして、消防庁としてモデルとなるような計画をこの3月に都道府県国民保護モデル計画を作成して、各県にご通知をさせていただいております。その間に地元沖縄県も含めましていろいろな県さんとも相談をしまいたったわけでありまして。そしていよいよ市町村の計画作りということも18年度には始まるわけありますから、この17年の12月くらいまでには市町村のモデル計画なるものも私どもの方で作ってお示しをしたいなというふうに思っているところであります。(次のスライドをお願いします)

そこで、この国民保護の仕事であります。防災とも似ている部分が、自然災害対策とも似ている要素があるという話も申し

上げました。このスライドは、防災と国民保護の仕組みで、どこがどう違うのか、どこがどう似ているのかというようなことを示したものであります。いろいろ違います。国、県、市町村という流れで、むしろ国からの指示を待って対応していく部分が多いだろうと想定される国民保護の仕組みに対して、防災は、基本的には市町村が中心となって対応して、県、国がそれを補完していくという仕事ぶりでありまして、避難といっても自主的避難と、避難の誘導を国民保護ではきちっとしていくという点でも違います。

あるいは避難勧告をするのは自然災害では市町村長さんの仕事であります。「川が溢れそうだよ、従って避難をしてください」という場合は、これは市町村長さんの仕事であります。この国民保護の分野においては都道府県知事の仕事になっております。そういう相違点はありますが、かなり現実の現場での仕事、この市町村レベルの仕事ということに関しては、いろいろ類似してくる点も多いだろうというふうに思っております。

その中で大事な課題は何かということでもあります。それはまずは情報伝達をいかにスピーディーにするかということでもあります。昨年末のスマトラ沖の地震、大変な被害者が津波によって大変な多くの尊い命が奪われたわけでありましてけれども、それもいかに早く情報を伝えるかということにかかっていたわけでありまして。先程申し上げているようなミサイルが飛来するかもしれないというときに、仮に北の近隣国からということがもしあったとすると、到着す

るまで、被弾するまでの時間はわずか10分でありまして、やれることはかなり限られておりますが、とにかく情報を早く伝達するということが重要であります。

また、何らかの事態が生じた時というのは、情報手段がうまく使えなくなるような心配もあります。土曜日には東京で地震がありました。私も消防庁の職員ですから参集の命令があって参集したわけでありましてけれども、その時も、われわれの参集用の携帯電話は有線回路を通っておりますので、すぐ連絡が来ますけれども、一般の方々の携帯電話はほとんどパンク状態になってしまっているというようなこともあります。あるいは現実に電話を使う線が切られたり、携帯電話で連絡ができる鉄塔が倒れたりすると連絡ができない。そうしたことが実は中越地震でもあったわけでありまして、そういう意味で、情報を伝えるための代替手段、代替機能、例えば衛星携帯電話というのを各市町村は一つずつくらい持つとか、幾つか方法はあるかと思いますが、その情報伝達ということは今後非常に重要な課題であろうというふうに思っております。

そして避難をする際のいろいろな取り組みとしては、要援護者、高齢者の方、障害がある方、寝たきりの方を避難していただくのは大変なことであります。しかし現に先だつての三宅島の全島避難でも、そうした方から優先に避難をして、何とかうまくやり遂げているわけでありましてから、常に要援護者、援護しなければいけない方々の対策というのは頭に置いておく必要があります。

それと住民の方々、それぞれがいかにかその避難に関して理解をしているかということも大事なわけでありますから、事前の周知、あるいは訓練ということもあるべきだろうと思いますし、地域での自主防災組織、あるいは事業所単位、昼間仕事に行っているから関係ないよということではなくて、職場でも一定のこうした危機があったとき、災害があったとき、あるいはテロが起きたときの対応ということのを頭に置いているか、置いてないか、これは大変重要な課題であろうというふうに思っております。

そういう事も含めて対応しなければいけないということになると、行政としては24時間対応できる体制というのが求められるわけであります。それをどういうふうに構築していくか、人的なこともそうですが、装備も含めて対応できるような体制というのが重要になってこようかというふうに思います。

そうしたこともありまして、先だって5月24日に開かれた（次のスライドをお願いします）経済財政諮問会議で麻生大臣から一つの提案を行っております。災害情報を瞬時に全国に伝達するシステムを何とか作るんじゃないかというわけであります。東京サイドでボタンを押すとミサイルが来るかもしれない、あるいは太平洋沿岸は津波に注意してくれと、沖縄までは津波が来るかもしれないから、何分以内に高台に逃げてくださいと言ったような情報を東京サイドでボタンを押すと市町村の防災行政無線を使って瞬時に住民の方々に連絡できるような、そういうシステムを構築しようじゃないかという提案をしております。仮にこ

ういう仕組みを作ろうとしたときにかかる経費は100億円程度でありまして、これは日本国全体の予算からすればたいした予算ではないから何とかしたいと我々も思っています。消防庁の予算だけではなかなか簡単ではありませんが、しかしこうした仕組みも含めて危機管理のレベルアップということをしていかなければいけない、そういう時代になってきているんだというふうに我々自身も思っております。

そこで多少沖縄の話に戻りますが、（次のスライドをお願いします）先ほど申し上げたように、国は指針を作り、県は計画を、市町村も計画をとということで摺り合わせながらやっていこうという意味だと申し上げました。3月に閣議決定されました基本指針の中で、実は沖縄県だけ固有名詞が9カ所出てきます。他の県の名前はどこにも出てきませんが、沖縄だけは出てくるわけであります。それは相当大きな人口が、この離島であって、基地もある沖縄に存在していて、いろいろな課題というのは国が対応していかなければ対応できないだろうという前提に立っているからであります。

このスライド、次のスライドでありますけれども、避難の事であります。避難する場合に配慮しなければいけない地域特性として、沖縄県の例を挙げているわけであります。まずは、航空海上による避難のための運送手段の確保ということでありますけれども、ここに文書が書いてありますが、「国は沖縄県と連携協力して、沖縄関連路線にかかる航空機及び沖縄関連航路にかかる船舶等の優先的な確保を依頼するなどにより、避難に必要な航空機、船舶、飛行場

及び港湾の確保に努めるものとする。」と。主語は「国は」とありますから、沖縄で万が一そういう事がもしある事態になれば、国が責任を持ってきちとした方策を考えなければいけないことになっておりまして、そのことを閣議決定しているわけでありまして。

現在、この基本指針に基づいて、実際の具体的な対応に向けての考え方の整理、そしてその考え方の整理をした上で、避難する手段としてのキャパシティー、これを積み上げていって、実際にどういう方法が適当かどうか、こういう検討を今政府部内で行っているところであります。(次のスライドをお願いします)海上から航空機ということの関係でありますけれども、「国は自ら保有する航空機及び船舶により可能な限り避難住民を運送するものとする」ということで、もちろん民間の船、飛行機等もお願いするわけですが、それで足りなければ国として自衛隊、あるいは海上保安庁が協力して輸送するんだということを方針として示しているわけでありまして。

現に、大島の三原山が噴火したとき、全島避難をしました。41隻の船で一晩のうちに避難をしましたがけれども、このときに35隻は海上保安庁、あるいは自衛隊の船でありました。もちろん民間の船の方が大きい船であります。2,000人以上乗れるような船でありますから、民間の船の方が輸送力は大きかったわけでありましてけれども、いざにしてみてもそういう実例もございます。

また、陸路についても、国、そして沖縄県が必要な情報の把握に努める。また県外で避難住民の受け入れをどうするかという

問題にも当然なるわけなので、そこも「国は沖縄県と連携協力して受け入れ態勢を整える」ということで、国が主語となっているわけでありまして、そういう意味では万が一のときは責任を持って国としてやらなければいけない。その枠組みを政府部内で検討はなされつつあるという状況であります。(次のスライドをお願いします)

そこで、今日はたぶん市町村の方も多いかと思えます。見ますと、消防の関係者の方もおられるかと思えますが、国民保護にかかる市町村の役割、もう1回整理をさせていただきたいと思えますけれども、平素何をするか、国民保護計画の策定、そしてこの国民保護計画を議論いただく国民保護協議会の運営、そして研修、あるいは訓練の実施、消防団や自主防災組織の育成ということが平素の取り組みとしてお願いしたいわけでありまして。

実際、事態が生じた場合どうするか。それは警報の速やかな伝達。避難住民を誘導、待避の指示や警戒区域の設定、安否情報の収集等ということになりますが、この待避の指示、警戒区域の設定というのは、実は非常に重要な要素があるものであります。というのも、この市町村長さん、あるいは都道府県知事さんの固有の権限として、緊急の事態になった場合において、市町村長さんの判断で、どこどこ地域の人はどこどこに避難、待避しなさい。あるいはこの地域は入っちゃいけませんよという警戒区域の設定ができます。どここの市ではそういう設定がなされたために人命が守られたと。どここの市では設定がなされなかったために被害があったというようなことにな

ると、これはなかなか大変な問題にもなりかねないという心配もありますが、この市町村長さん、あるいは都道府県知事さんの固有の権限については、むしろ地方の要望があって、この法律上入れ込んだものでもありまして、地域の現状を知っている首長さんの判断で住民を守ろうということも、この法律上盛り込まれているわけでありませう。(次のスライドをお願いします)

以下は、実際の攻撃類型に対してどう対応するかというものであります。時間も限られていますので簡潔に申し上げたいと思いますが、例えば弾道ミサイルの場合どうするか。弾頭が何かわからないわけでありませうから、しかも時間がないわけでありませうので、当初は屋内避難ということではあり得なくて、できる限り堅牢な建物に避難をするというわけでありませう。そして避難した方々には必ず事後、当局から連絡をするので、その後で避難をするということになっていくということにおそらくなるだらう。そういうような避難の指示を、実は都道府県知事さんをお願いをするということになります。(次のスライドをお願いします)

ゲリラや特殊部隊の場合というわけでありませう。この場合も屋内に一時避難させる屋内待機という選択もあるかもしれませうが、あるいは早急にある地域の人には他の地域に避難をするということもあり得る選択肢であります。その場合に、先ほど申し上げました市町村長さんの固有の権限として警戒区域の設定をする、あるいは待避の指示をするといったような場合もあり得るだらうというふうにも思います。こうした指

示を都道府県知事さんがして、そして現場での誘導を市町村長さんが消防、あるいは警察連携のもとに対応していくということでありませう。(次のスライドをお願いします)

今まで申し上げたような枠組みというのは、国が事態を認定をして、その事態に対してどう対処していくかということで、多少わかりやすい構図なんですけれども、実はその事態の認定するような前の何か起きている、多数の人が亡くなっているようだ、テロでもあったのではないだらうか、というようなときの対応というのが、実は一番難しいわけでありませう。その時の対応はどうすべきかというわけでありませう。それはまずは国に第一報を入れていただきたい。他の地域で同様のことがあれば、それはテロだらうということになって、国として緊急事態だというふうに認定をして、緊急対応事態として対応していくということになり得るからであります。そして2番目は、連絡体制を密にして情報の整理をしてほしい。警察、消防、海上保安庁、自衛隊、あらゆる情報を首長のもとで、知事さんのもとで一元化して、整理して分析をしていただきたいというのが2番目でありませう。そして3番目に、国民保護法としての枠組みが動く事態認定にいたらない課程でも、消防法の災害対策基本法、幾つか使える仕組みがございますから、その仕組みに基づいて応急措置を講じてほしい。そのことによって被害を最小限化する取り組みをお願いしたい。その三本柱でお願いしたいという内容でありませうが、こうしたことも含めて、実は3月に都道府県モデル計画の中で、こ

うしたことも書かせていただいております。(次のスライドをお願いします)

各県の取り組みの状況であります。沖縄県でも、この6月議会で国民保護協議会設置条例が議会で可決をいただいております。全都道府県で条例が制定されたことになりました。そして指定地方公共機関、放送事業者、あるいは運送事業者等の指定がありますが、かなり進んでおります。44県で指定がなされております。3県では自前の計画案が公表されておりますが、ちょっとこのスライドは少し古い時点のもので恐縮なんですけど、7月22日には福井県と鳥取県が県の国民保護計画の国の協議を終えて、内閣として異議はないということで、福井県、鳥取県さんに、これでいいですねということでお答えを出しているわけがあります。そういうことで、各県の取り組みも進んでまいったところがあります。(次のスライドをお願いします)

そこで、今後の国民保護の取り組みということでもあります。市町村レベルの課題というのが一つの課題になってこようかと思えます。また、新しいシステムというの必要になってくるかと思っております、私どもとしては、先ほど申し上げた、全国に瞬時に警報を伝えるようなシステムを何とか検討していきたいというふうに思っております。そして、国民の方々に、何とかもう一歩でも二歩でも理解をいただく。こうしたフォーラムを通じてでも少しでも理解いただくということが重要だろうというふうに思っております。そして国と地方の合同訓練、11月の末に福井県で実働訓練、

10月の末には多くの都道府県の参加を得て、図上訓練を実施することにしておりますけれども、そうした訓練を通じながら、少しでも理解が進むこと、そうした取り組みが重要だろうというふうに思っております。

持ち時間を2分オーバーしております。本来ですとここで何人かの方々からご質問をいただきたいと思っておりますが、パネルディスカッションに私もおります。その際に今私が申し上げたことに対する疑問点、あるいはご意見も含めて、ご質問をお受けさせていただきたいというふうに思います。

ご静聴いただきましたことに感謝申し上げます。私の説明を終わらせていただきます。ありがとうございました。

司会

青木先生、どうもありがとうございました。もう一度大きな拍手をお送りください。

(拍手)

国民保護って、いったいどういうことなんだろうかと、私も思っていたんですけれども、今のお話で、防災と国民保護の違いというのがよくわかりました。何か起こってしまったときの備えというふうに理解していいかと思えます。しかし、日本は縦に長い国です。また、島嶼地域も多く抱えています。特に沖縄県は周りを海に囲まれておりますし、基地の存在、また、中国や台湾など国境を接している地域でもあります。私たち県民一人ひとりが意識を高く持つことが、また必要だというふうに感じております。

さて、続きまして、特別講演です。演題は「『住民の安全保障』を自ら担う、その希望について ~世界の中の自治体の新たな危機管理~」です。講師は株式会社独立総合研究所代表取締役青山繁晴様です。青山様は、早稲田大学政治経済学部卒業後、共同通信社で事件記者、経済記者、政治記者として勤め、平成8年12月にペルー事件に特派員として現地で取材活動を行いました。翌平成9年12月に依願退社し、三菱総合研究所へ入社、国家安全保障政策の立案などを担当。平成14年4月に株式会社独立総合研究所を設立しました。現在はテレビ番組でも活躍中です。

では皆さん、大きな拍手でお迎えください。青山繁晴様です。

特別講演

「『住民の安全保障』をみずから担う、その希望について ~世界のなかの自治体の新たな危機管理~」

株式会社独立総合研究所 代表取締役社長 青山繁晴

皆さん、こんにちは。ご紹介いただきました青山繁晴でございます。今日は、まず、この講演は、私の持ち時間はだいたい1時間で、普段の私の講演というのはだいたい3時間くらいやりますので、今日はだいが端折らなければいけないんですけども、実はこの後に経る時まで、休憩をはさみまずけれども、7時間にわたって皆さんとお付き合いしますので、この特別講演では、ある意味でのさわりの部分だけちょっとお話しさせていただいて、後のところはパネル

ディスカッション、それから夜の部で一般の方々とは膝を交えてディスカッションもしていますから、ぜひともできればそれも参加していただいて、私の皆さんにお伝えしたいことの全体をつかんでいただければと思います。

実は私は、こうやって真ん中から話すのが嫌いでして、なるべく皆さんの側に行ってお話したい。お話しするだけではなくて、皆さんと一緒に考えるというのを私の真情としておりますから、特に最前列の方は概ね犠牲になりますから、そのつもりでいただいて、しかもこの舞台は、袖に階段がないんですが、でもはっきり言うと飛び降りて後ろの方にもちょっと問いかけをいたしますので、そのつもりでお付き合いいただきたいと思います。

この講演の時間は1時間しかありませんけれども、1時間しかないからといって私がこの沖縄について、あるいは日本国について思っていることを端折るのではなくて、やっぱり僕の原点から、まずお話ししたいと思います。

実は、今日、沖縄の皆さんとお目にかかることを心の底から嬉しく思っているんですけど、それは決して社交辞令ではなくて、僕はこれも真情として、お世辞その他は一切申しませんので。

実は私個人として、この沖縄に来るのは今回で多分ちょうど35回目くらいになるのではないかなと思うんです。一番最初は、今から22、23年前だと思うんですけども、もう少し前ですね、25年くらい前に、私はさっきご紹介いただいたとおり、元は共同通信の記者でした。共同通信という報道機

関に入社しまして、最初の夏休みにこの沖縄を選びまして、私の配偶者と二人で、この沖縄に社会人として初めての夏休みで来ましたら、個人タクシーの方をお願いして、沖縄の南部戦跡を回りたいということでお願いしたんです。

ちょうどその頃、今の僕くらいの年代だったと思うんですが、その運転手さんがひめゆりの塔とか摩文仁の丘、まだ今の碑がまだない頃ですけれども、平和の礎がまだない頃の摩文仁ですけれども、「そういう所だけじゃなくて、あなたが新人記者であるならばどうしても見てほしいところが1カ所ある」と申されまして、それは白梅の塔です。白梅の塔は今まで正直数えられないくらい行っているんですけれども、一度も人に会ったことがないんですね。

2週間前に、たまたま沖縄の社会大衆党の糸数慶子参院議員の先生とたまたま二人で行きましたけれども、糸数さんと社会大衆党と僕はたぶん考え方は違うと思いますけれども、それでも初めて他の人と肩を並べて行きましたが、実はそれまで一度もこの沖縄の地元の方も含めて、白梅の塔で人に会ったことがないんです。

この白梅の塔は、もちろん皆さんご存じのとおりですけれども、沖縄第二高等女学校の生徒たちが最後に自決した壕の横に建っている塔でありまして、ひめゆりの塔第一高等女学校と師範学校の女学生たちは、悲劇としては全く同じですけれども、ひめゆりの塔が2回も映画化されて、私の住んでいる東京の都民も含めて、十分に人に知られているのに対して、白梅の塔の女生徒の悲劇、あるいは被害というものは、

実はまだほとんど知られてないと思います。

その塔に行きましたときに、その運転手さんが、ちょっと考え込まれたようだったんですけれども、「やっぱりあなたはこれから新聞記者になる人だから、これだけは見せたい」と申されまして、塔の裏側に僕と二人で回って、当時はまだあの塔を作っている最中だった、その途上だったのではないかと思うんですけれども、塔の裏側に回って、運転手さんがこの塔の蓋を、小さなドアのようなものを開けますと、そこには真っ白い頭蓋骨や大腿骨や腕の骨がうずたかく詰まっていたんです。それがいきなりパッションナイトになってもダメなんですけれども、実はそれが僕と沖縄の出会いでして、なぜ十代の女生徒たちがこうやって塔の裏に骨として眠っているのかということ、大げさでなく、この20数年考えてまいりました。沖縄に来る度にお参りをし、自決の壕の下は本当に恐ろしい所で、余計な話をするようですけど、壕の底に降りることを、例えば雨の日には本当にためらうんです。ものすごい霊気で、一番最初に来たときに、配偶者が、観光客でしたから写真を撮りましたら、岩のあちこちに女学生の顔がはっきりとたくさん浮き出ていました。

実はあえて申しますけれども、先々週にやっぱりこの那覇でパネルディスカッションに出まして、ひょっとしたら来ていただいた方もいらっしゃるかもしれませんが、沖縄の青年会議所の会長さんと、それから今日、冒頭挨拶された牧野副知事と3人でパネルディスカッションをしたんです。こう

いう舞台があって、その舞台に袖があって、その柱のところに、さっき言いました僕の配偶者が座っていましたら、その柱の所にもんぺをはいて、白いブラウスを着た女学生と思われる人が出てきて、ちなみに僕の配偶者は理科系の博士なので、幽霊というのは一切信じないんですけども、じっと話を聞いている様子があったということです。

こんな話ばかりしていると時間がすぐ経っちゃうんですが、いったいなぜ沖縄の人々は、まさしく今日のテーマと関係ありませんけど、守られるはずの人が守られずに、アメリカ軍だけではなくて、どうして帝国陸軍と帝国海軍に殺されなければならなかったのか、今の自衛隊とどこが違うのかということも含めて、皆さんにその思いだけはどうしても伝えたいと思って参ったんです。

この話をしていると違う講演会になっちゃいますから、国民保護の話に入っていきたいと思うんですけども、皆さんのお手元にレジユメが回ってますよね。そのレジユメの表紙のところに、演題としまして、大変長い演題で申し訳なんですけど、そこにメインタイトルのところに「希望」という言葉を書きました。後で僕の立場を申しますけれども、一番皆さんにお伝えしたいのは、この国民保護法制というのは、実は私たち普通の市民、僕はあくまで純然たる一民間人ですから、普通の納税者、この国の主人公である主権者の希望につながるということ、皆さんに公平な立場からお伝えしたいんです。その下に書いている「世界の中の自治体の新たな危機管理」と書き

ましたのは、この沖縄県は日本国の一つの県であると同時に、実は世界は今やそれぞれの自治体が国際社会の動きに直接つながっている時代になってしまったと。例えばロンドンで起きたテロにしても、イギリスという国だけではなくて、ロンドンという一つの自治体がどうすべきかということが問われていて、その中に間違いもあったから、全く無実のブラジル生まれの青年を殺害するような事件が起きてしまった。そういう意味で、このサブタイトルは付けてあるんです。

今日は、さっき言いましたように、夜の9時までご一緒しますから、あえて私の立場というものを丁寧に申した方がいいと思うんですけども、このレジユメで言いますと、表紙の次のページに「はじめに」と書きまして、「原則について」と書きました。その最初のところに、これは長いですから、今はアンダーラインを引いてある所だけ見てほしいんですけど、まず、国内を語るときには、右でもなく左でもなく真っ直ぐ見る。真っ直ぐ見るだけではなくて、そこに書こうとしていることは、さっき言いましたように、私は純然たる一民間人です。こういう県と国が開くフォーラム、僕の前は総務省の幹部が来られた。なぜ私が一民間人としてここに居るのかということ、を少しお話したいんですけども、例えば、私は民間人でありますけれども、経済産業大臣のエネルギー安全保障について専門委員というのをしています。専門委員というのをしていますけれども、大臣から仕事を預かる人って、普通、諮問委員といえますよね。はっきり言うとサラリーをいただい

てらっしゃるわけです。しかしこの専門委員というのは、正直、僕1人なんですけれども、これはまず会議に出て、お役人の作ったペーパーに対して、あれこれ言うのが仕事じゃなく、実際にこの国をどう守るかという実務について係わる、それと同時に給与を返上しているんです。私の立場というのは、国に対しても言いたいことを、あるいは言うべきことを市民の立場から言うのが仕事でありますから、報酬は返上して、今日のこれから述べる講演の中でも国の間違っているところは間違っていると申しますし、県がやらなければいけない課題についてはやるべきだということを申します。

同時に、僕は、今日おいでいただいている方、いろんな世代の方がいらっしゃいますけれども、今、53歳なんですけれども、もう50代ですが、でも戦後の生まれです。ちょうど、例えば安倍晋三さんとか、それから民主党の岡田克也さんとか、それから中川経済大臣とか、だいたい同じ年代なんです。年代のことにあまりこだわらなくても、今この国をどうしようかと考えるときに、例えば、安倍さんが右で、そうじゃない岡田さんが左でという分け方をするんじゃないで、それは政治家のやることですから、皆さんと同じ民間人としては、あるいは今日は自治体の方も多いと思いますけれども、公平な立場で住民の安全を守ろうとしている、そのためには今まで左、右といていたことをそろそろ止めて、例えば、私たちの安全の問題を真っ直ぐ真ん中から見たら、あくまで問題提起ですよ、それを皆さんに押しつけるわけではありませんけど、問題提起として

真ん中から見たらどう見えるかということ、皆さんと一緒に考えたいんです。

それからもう一つは、今日は時間がなくても中国の話だけは少しいたしたいですね。中国の話をするときに、日本の視点では申しません。それをやるとお互いに子どものケンカになるだけです。この国際社会には、これまで人間がたくさんの戦争を経て、血を流して、ようやく作ってきた大人のルールがあって。《兼城》さん、その大人のルールって何ですか。

《兼城》： 協調ですか。

青山： いや、ルールそのもの。

《兼城》： 協調心だと思いますけれども。

協調心とお答えなつたんですけど、わかることはわかるんですけど、これは堅苦しい言葉でみんなが聞いたことのある言葉で「国際法」という言葉、見えますか、後ろの人。何となく見える。この国際法というのは堅苦しい言葉ですけども、本当はたくさんの戦争や悲劇を経て、ようやく作った国際社会のルールです。国際法、それに基づいて中国の話もいたします。そこを誤解のないように聞いていただきたい。

それから、そこにレジユメの3ページの真ん中のところに「双方向で行う」と書きましたが、これはさっき言いましたように、皆さんに問いかけをしながら話していきたいんですけども、なぜそれをするかということですね。これで下に降ろさせていただいて、この国の主人公ってだれですか。

A：総理大臣です。

青山：何県から来られましたか。

A：沖縄県です。

別に台本でやったわけではないんですけども、僕の期待していた答えを言ってくれたんですね。これね、実はベテラン代議士の講演会で講演したときに、わりと最近に、その代議士本人いきなり聞きましたら、いきなり聞くと誰でも人間真っ白になるから、本音で思っていることが出るんですね。まさしく今おっしゃった答えと同じ「小泉さん」という答えが出たんです。

もう一つの答えは、全国市町村会という会で講演したときに、現職の市長さん2人から「天皇陛下」という答えが出たんです。未だに、この国の主人公は天皇陛下。僕はその気持ちは決してそれは右翼として言っているのではないと思います。気持ちはわからないわけではない。つまり、今お答えが出た「総理大臣」「小泉さん」も含めて、どんどん総理大臣は代わるけれども、偉い人はどんどん代わるけれども、天皇陛下だけずっと同じ位置にいらっしゃるから、天皇陛下が主人公じゃないかというのは僕はよくわかるんです。よくわかるんですが、でも、本当にこの国の主人公なのは、うるま市総務課長の安慶名さん。

安慶名：私です。

私という答えは、僕は一番好きな答えです。そのとおりですよ。私たち自身です。この国の主人公は私たち自身。ところが台本じゃなく、「総理」という答えが出たり、

あるいは現職の市長から「天皇陛下」という答えが出たりするように、どこの民主国家でも誰に聞いても必ず主人公は「俺だ」と言うのに、この国では違う名前が上がるのがあって、しかもそれが単に勉強不足とかいうのではなくて、今、「天皇陛下」という答えが出たり「総理」という答えが出たりするように、本当は裏付けがあって、そういう答えが出る。逆にいうと、この国では、沖縄だけではなくて、例えば東京都へ行っても、この国の主人公が僕ら自身ということが根付いてないところがある。そうしますと、そのままこの国民保護法制もやられると、反対の方々がおっしゃっている国民総動員につながるという危険も、全くゼロとは言えないかもしれない。あくまで主人公は私たちであることをしっかりとこの際に確認した上で、自衛隊や警察や消防団とも新しく付き合い、自治体とも新しく付き合い合うという覚悟がないと、この国民保護法制は間違っただけに行きかねない僕は思っているわけです。

政府の説明と違うでしょうが、これは正直なところそう思っているはず。そのためには、たった今日一日のフォーラムで何かが変わるかどうかはわかりませんが、この国の主人公であるということを実感するためには、それは言い方を変えると、自分で考える姿勢を僕らが持つことです。自分で考える姿勢を持つこと。

皆さんにこうやってお聞きするのは、話を面白くするためではなくて、僕が一方的にあの高い所から「国民保護法制ってこんなですよ、立派ですよ、正しいですよ」と言って、はいさようならと東京に帰るの

では全く意味がないんです。そうじゃなくて、国民保護法制はこれから始まるんですから、県議会で条例が可決されても、その後議論はどんどんまだまだ私たち主権者はできるわけですから、自分の頭で考えていただくためにこうやって皆さんに問いかけをしたいと思っているわけです。たった1時間しかないのにそれをやるのかという人もいるでしょうが、それをやらないんだったら来た意味がないと僕は思っているわけです。

今の話の続きで一つ申しますと、この法律は「国民保護法制」という名前が付いています。「国民保護法」この名前を聞いて、アレッ？ ていう、よい意味では画期的で、違う意味では、ちょっと待ってくれということ、糸満の金城さん、「国民保護法」という名前を聞いてアレッ？ と思いませんか。

今日のフォーラムは「国民保護フォーラム」になっていて、国民保護法という名前は当たり前になっているでしょう。でもはっきり言って、これはおかしいんですよ。

金城：これまでも国民は、そういった保護はされてきているはずなんです。あえて今、法という形を取って出てきたということにちょっととまどいがあります。

素晴らしい、そのとおりですよ。今の金城さんの答え、聞こえましたよね。そのとおりですよ。今、平成17年でしょう。2005年、戦争に負けて60年ですよ。沖縄戦の悲劇があって60年経って、その60年間経

って、やっと国民保護というのかと。今までじゃあ、沖縄県民だけじゃなくて、日本国民は、僕は神戸の生まれですけども、兵庫県民や、あるいは今住んでいる東京都民は守ってこられなかったのかということ。金城さんがおっしゃった健全な疑問なんです。これを公平な視点でもう一度見ますと、僕はここが画期的だと思っているわけです。どうしてかといいますと、今まで日本国政府というのは、国民を守る必要を、あるいは国民自らを守る必要があるということ、リスクがあるということを一言も言ってこなかったですね。はっきり申しますと、この沖縄には米軍基地の75%が集中していますが、日米条約があるんだからこの国には危険はないと、あるいはこの国の原子力発電所や石油コンビナートや、牧野さんがおっしゃった、例えば火力発電所も含めて危険はないということになってきましたよね。しかしそれを初めて、この国にも本当は普通の国と同じように、他の国と同じように、アメリカの同盟国であってもリスクがあって、それはアメリカだけでは守れない、私たちの住民や、あるいはこの国の主権者が、これまで税金を投じて育ててきた自衛隊や警察や消防も協力しないと守れないリスクがあるということを初めて国民の前に明示したと。そういう点でたくさんこれから克服しなければいけない課題もありますけど、まずは現実をやっと政府が認めたという点においては、僕は大変画期的だと思っているんですね。

よく見たらここに階段がありました。飛び降りる必要はなかったみたいですけども。

今、申しましたように、もう1回申しますと、この国民保護法の一番画期的な点というのは、実は名前の中にあると。「国民保護法」、今まで国民は保護されてない面があったし、それから実は考えるべきリスクがあるということを認めた点で画期的であると。仮にそう申しますと、民間人である私が、ここに来ている意味も、実はそこにあるんです。すなわち、今まで保護されるべきだったところも保護されてない面が一つあるかもしれない。もう一つは、私たち自らが自らを守るのではなくて、実は政府だけではなくて私たち国民自身がこの沖縄にたくさん基地を持っているアメリカというものに、戦争に勝った側にお預けしてきたのではないかとということを自ら問い直す意味も、この中に含まれていると思うんです。国民保護法制の歩みは始まったばかりですから、そのことをできれば根っこのところに問題提起としておいていただければと思うんですね。

さて、そのことに関連して、今日、このレジュメ、これを1時間でやるのはもちろん無理なので、この中から少しピックアップいたしますが、最後のページ、7ページを見てください。一番最後のページに国民保護法制の、最後というのは、僕の持っているのと違う。皆さんの持っているのは5ページです。皆さんの持っているのは、僕の経歴が後ろに付いちゃっているんで、5ページを見てください。5ページの冒頭のところに「国民保護法制の根っこは何だろう」と、それから「運用の現実的な課題は何か」ということを書きました。運用の現実的な課題というのは、今日おいでに

なっている方々の中で自治体からおいでになっている方が多いからこれを入れてあります。この話も少しいたしますが、市民の方も多いですから。まず、一番のところ、「国民保護法制は新しいのか、新しいとしたらそれはどこか」それを今僕が申したところであって、初めてリスクを認め、同時に私たちが自ら御上やアメリカに任せっきりにするのではなくて、私たち自身でやることがあるらしいということが、新しいのではないのでしょうかということを皆さんに問いかけたんです。

そう申しますと、具体的にこの国民保護法制をどうやって進めていくかということ、今までは例えば安全保障とか防衛というのは国が全部決めてましたよね。例えば防衛庁設置法であれ、自衛隊法であれ、それから実質的に日米地位協定もそうですよね。しかしこの国民保護法については、国は基本指針を作っただけです。今日、総務省から国民保護室長がいらっしゃったけれども、あくまで基本指針、さっき説明されたような基本指針を決めただけであって、その次に、それぞれの都道府県は基本計画を、すなわちその地域の実情に応じた基本計画を決めました。決めましたって、まだ決めたところは実は2県しかないんですけれども、福井と鳥取では既にそれを決めました。

それだけじゃなくて、基本指針と基本計画に従って実際に地域の住民の保護、避難マニュアルといってますけれども、もっと言うと、何かがあったときに高齢者や、あるいは心身に障害のある方も含めてどうやって保護するかは、実は地域の市町村が作るんですね。今日市町村からおいでになっ

ている方、沖縄県だけではなくて全国からいらっしゃると聞いていますけれども、この市町村がマニュアルを作るということについて、僕のところにたくさん質問が今までも来ています。「そんなこと一体できるのか」と。「なぜ国は自分のやるべきことを市町村に任せようとするのか」という質問も来るんですね。それは僕がさっき言いましたような民間人の立場だからこそ皆さんが聞けると思うんですけれども、これはできましたら積極的な考え方をしていただきたい。すなわち今までは御上からただ下りてくるだけだったものが、それぞれ地域の実情に合わせて、しかも地域の人々と話し合いをしながらまず作り、それからただ形を作るだけじゃなくて、住民の人々で希望される人、つまり動員するのではなくて希望される人とだけ訓練を行って、訓練を行うということは、御上の決めたマニュアルを頭に染みこませるのがこの国では訓練だったんです。違います。今回の国民保護法制で目指しているのは、そうじゃなくて、住民が、つまり保護されるべき人間が、普通の市民が実際に参加してみて、ここは間違っている、ここは例えば人権に問題がある。ここは実は弱者切り捨てになっているところ、住民が発見して市町村の自治体を動かして、本当に国民保護の名前にふさわしいものにするための訓練なんです。ですから、こここのところは僕は公平に見て、この日本国においても、ようやく下から住民の側から自分たちの安全を考える。少なくとも道筋はつけられていると思うんです。

現実に市町村の方々、特に沖縄のように市町村の大半の部分を米軍基地が占めたり

する自治体もあるわけですから、その市町村でマニュアルを作るというのは、いかに難しいかということは、僕も骨身にしみて感じているわけですが、その積極的な意味を考えていただいて、平成18年度末という目標を目指して、この沖縄県においても、できれば取り組んでいただきたいと思います。それがこの皆さんのレジュメでいう5ページのところの一番に書いたことなんです。

2番のところに、有事法制、国民保護法制、それから緊急事態基本法と、なぜ3種類あるのかということを書きました。これ、実は国民保護法は去年の9月から施行されましたけど、一昨年に有事法制ができましたよね。有事法制が一昨年にできて、それだけではすまなくて、去年、国民保護法制ができて、本当は今年この国会で与野党が合意しているのは、主な与野党ですね。自公と民主党が合意しているのは緊急事態基本法というのを作るはずだったわけです。郵政民営化法案に力がいってしまって、これはもうお流れになりました。お流れになりましたが、やがて作られます。これはどうして3種類あるのかということ、これは政府にとっては言われたくないことでしょうが、はっきり申しますと、最初の有事法制というのは、いろいろ書いてあって、日本の法律というのははっきりいうとアメリカの法律と反対で、国民が読むとわからない文書で書いているわけです。普通の人を読んでわからないような文体で書いてありますから、有事法制を読んでも、僕がもし専門家じゃなかったら何を書いているのかわからない。

あの有事法制を一言ではっきり本質を言いますと、かつて安全保障というと、海岸線にたくさん兵隊がやってきて、つまりかつて沖縄戦もそうだったように、海岸線に外国の兵隊がわらわらとやってきて、その海岸線からだんだん上がってきて、都市部に向かってきて、その間に田畑を荒らすだけじゃなくて、例えば農民を殺害し、都市に行ったらもっと殺害しというのが戦争だったわけですね。はっきり言うと、20年前までの戦争の姿です。まず、その姿を考えたら、実は有事法制のない時代は、そこに例えば海の家があった、あるいは海浜公園があった、それから一般の民家があると、日本の自衛隊というのはそこに立ち入る権限、あるいはそこを破壊する権限が全くありませんでした。それどころか、橋が落ちていても、その橋を造り直すのは建設省の権限であって、防衛庁には権限がないから、例えば自衛隊にその能力があっても橋を再建することもできなかった。そういうことを見直して、例えば海浜公園や民家が破壊されればもちろん、その保障は確実に行いますが、しかし国民と国全体を守るためにはそういうこともあり得るということをようやく一昨年に定めたのが有事法制であったと、私は解釈しています。

ところが、今申しましたように、実はこれは政府の答弁とは違いますが、実際にそういう戦争がこれから起こるかということ、少なくとも10年の単位で考えると起こりそうもない。はっきり言うと起こるはずがない。日本に例えばたくさんの兵隊を送り込むために船に乗せて、海を渡るだけで、今の例えば海上自衛隊の戦力から見ても、海

上自衛隊だけじゃなくて世界中どこの軍隊を考えてもそんな船は簡単に沈められますから、そんなことをしようとする国はありません。ですから、実は20年前にもう終わってしまったような戦争の姿に対して、最低限のことを決めたのが有事法制であったと私は考えています。

そうしますと、その中で抜けている重大なことが二つあって、重大なことが二つ抜けている。それはうるま市の島袋さん、为什么呢。有事法制で、今申した20年前の戦争の備え以外に、本当は必要なものが二つありますよね。

島袋：わかりません。

今、僕が言いましたね。僕はヒントを言っているんですね。そんな戦争は、もう起きないよと言ったんです。少なくとも10年間の間は、実際に起きるかもしれないのは、さっき一度あてた安慶名さん。

安慶名：わかりません。

これ、わかりますよね。必ずわかると思っています。

安慶名：北朝鮮か中国。

北朝鮮か中国という具体的な国の名前ではなくて、これは誰でも皆さん本当はわかっていると思うんですけど、そういうスタイルの戦争が本当は危ないのではなくて、世界中で今起きていることは、すなわち。

安慶名：テロです。

そのとおりですね。世界中で、今、北朝鮮と中国の脅威で何か起きているわけではなくて、実施はテロが起きているわけですね。そうすると、有事法制というのは、大騒ぎをして作ったわりには、今、目の前にある驚異については何も定めがなかったんです。しかもそのテロが起きたときというのは一体どうやって市民を守ったらいいのかをまだ誰も、実は米国も含めて考えてこなかったですよ。ですから二つ抜けているというのは、目の前にあるのはテロの驚異であって、この間のロンドンであったテロはまだよい方です。すなわち爆発物ですから、その場にいただけの人ですみますが、これが例えば天然痘ウイルスを使ったり、日本が実は既に経験したサリンのような毒ガスがあった場合に、どうやって住民を保護するかというのが二つ抜けているんですよ。

この地下鉄サリン事件について付け加えて言いますと、あの事件が起きてもう10年経っているわけです。10年前です。昨日のこのようですが、10年経って、この10年間に実は米国も含めて、米国、イギリス、ドイツ、フランス、韓国、僕が現に確認しただけでも、もっと本当はあるんですよ。それぞれの国が、例えばサリン事件のときに被害者が運び込まれた聖路加病院に直接ヒアリングに行って、ドクターに話を聞いて、一体都市部で、例えば、この那覇のような所で毒ガスが使われたらどうしたらいいかを調べ上げて、こんな報告書にしているわけです。しかし日本国民はこんな報告

書は見てませんね。10年経つのに。政府が隠しているのか。違います。作ってないんです。それを政府の責任だけにするんだったら、実は今日僕はここに来ないんです。それは政府の人だけが来ればいいんですから。そうじゃなくて、10年間私たちはあの地下鉄サリン事件をどう見てきたかということ、麻原彰晃被告という元漢方医だった人がいて、そのカルト教団にどうして東大の医学部を出たような人が騙されて、あんな事件を起こしたんだと、そこにばかり関心が行って、市民をどうやって守るか、あるいは危機に対してどうやって対処するかという関心がとても薄かったですよね。私たち自身が。国民とメディアと政府は、実はそっくりですから。特に日本のように民主主義が行われている国においてはそっくりですから、国民が関心が薄いことについては、実は政府も本当の調査研究をしてこなかった。もちろん政府に責任があるのではなくて、政府は国民が関心の薄いところでも、必要なことはやらなければいけないんですから、この10年間は政府も怠慢だったんです。

このことをもっと具体的に言うと、これは、今日、消防の人も多いからこの話はリアルに聞いていただけだと思うんですけど、あれは要するに毒ガスですから、服に染みこみますよね。全ての服は繊維がこうやって交錯していますから、すなわちそこからみつく。化学分子がからみつくことは当然ありますよね。あの地下鉄サリン事件の映像を思い出していただくと、地下鉄の構内から地上に出したときに、服を脱がされた人は1人もいなかったでしょう。み

んな服を着たまま消防団員も警官も、あるいは一般市民のボランティアもかがみ込んで助けようとして、それをそのまま担架に入れて病院に運んで行って、病院で手術灯やテレビのライトの浴びてそこで処置をしたわけですね。すなわち毒ガスですから、繊維に染みこんで、それが患者の体温や、あるいはテレビライトや、あるいは手術灯でそれが蒸発して、そのサリンを吸って二次被害、三次被害が実は出ているわけです。そうしますと、世界が学んだのはたくさんありますけれども、例えば一つは、毒ガスが実際にテロとして使われたときには、真冬で、その人が高齢者であっても、命を救うためには勇気をふるって裸にしなければいけない。裸にして、とにかく水でも、なかったらコーラを振ってでもいいから、とにかく流し落とすという報告書が、現に、例えば僕は見ているわけです。他の国では。

日本ではそれがなくて、ようやく一昨年あたりから、消防だけが気がついて、今日、消防官の方いると思いますけれども、消防だけは毒ガスがあったときにはそれを脱がせようということを消防の中で考えているわけです。しかし、ああいう事件が実際に、例えば那覇であれ、東京であれ、起きたときには、警察官も消防官も、ましてや自衛隊員が来ないうちに、僕ら普通の市民が同じ市民を救おうとすることは当然多いですよ。でもこの情報を共有してないから、すなわちその報告書も誰も見たことないから、まず私たちはかがみ込んで、その毒ガスを吸うわけですね。

話を戻しますと、実はその有事法制にはそういうことも抜けているわけです。それ

を補うために国民保護法制を作った。さっき、ミサイルを含めて政府の側から説明がありました。政府の立場からはそうですけれども、本当に現実に国民保護法制でまず取り組まなければいけないのは、現代の、残念ながら驚異であるそういうテロに対して、爆発物や、あるいは、いわゆる生物テロ、つまり天然痘ウイルスや炭疽菌を使ったもの、あるいはサリンやVXガスのようなものを使ったものに対して、市民レベルでもどうやって自衛するかということ、この国民保護法制で何とか考えるきっかけを日本国も作ろうとしているわけです。

3つめに、緊急事態基本法。有事法制があって、国民保護法があって、なぜもう1個必要なのかということ、この緊急事態基本法はまだ政党の一部が合意しただけで、本当の法案ってできませんから、まだイメージないでしょうが、これもあえて一言言うと、責任は誰が負うのかということ、明確にしている法律だと私は考えています。この責任は誰が負うのか。例えば今申しました毒ガス被害があったときに、被害者を裸にして、裸にしたために、例えば高齢者の方が亡くなったとする。その亡くなった責任は誰が負うのか。裸にした消防官が負うのか、市民が負うのか、いや、内閣総理大臣が負うのか、それをはっきりさせるのが緊急事態基本法。だから「基本」という言葉が付いていると僕は解釈しているんですけれども。

このことについて、講演時間があと15分になってしまったんですが、あえて日本国憲法の問題を少しここでお話したいんです。これはあくまで今日の話は全部そうで

すけど、僕の個人的見解です。日本国憲法の問題で、いつも語られるのは9条と憲法前文の問題です。そのことはもしパネルディスカッションや、あるいは夜のフリーディスカッションでご質問が出たら答えますが、今日申したいのは、いつも言われる憲法前文や憲法9条だけが私たちの考えること、あるいは議論の焦点なのかと。そうじゃなくて、そうじゃなくてというのはもちろんその9条や憲法前文の問題を考えなくてよいといっているのではありませんよ。守る立場からも、変えたい立場からも双方が議論しなければいけないと思います。しかしそれは戦争に負けた後にできたことですよね。しかし、この国には戦争に負ける前から、つまりこの国は2000年になろうとする長い歴史を持っていますけど、ずっと、2000年は大げさなんですけれども、聖徳太子の政治以降、1300年間にわたってずっと変わらないでいる問題があるんです。変わらないでいるから、実はつい最近までそのお陰で国が安定していたんですけども、今この時代になると、この国の大きな問題になる。

今僕が言いましたね、テロ対策をやるときに、テロに対して行動を起こすときに、責任者が曖昧なままになっているんです。まだ。有事法制でも国民保護法制でも。皆さんと一緒に考えたいのは、憲法の第65条です。今日、憲法学者の方もいらっしゃるかもしれませんが、憲法第65条に何が書いてあるか。それをいきなり質問するのは無茶なので、それは憲法学者でないとわかりません。憲法65条にはこう書いてあります。国の行政権は 〇〇 に属すると。国の行政権

は 〇〇 に属するという意味は、この国の政治の最終的な責任はここが負っているよということを書いてあるわけですね。

ちなみにアメリカ合衆国憲法、アメリカの民主主義が全部正しいわけではないというのは、イラク戦争を見ても明々白々ですけども、参考までにいうと、アメリカ合衆国憲法の第2条には、「国の行政権は大統領に属する」と書いてあるわけです。あたりまえのようであって、必ずしもあたりまえじゃないんです。すなわちたった1人の人間に全ての最終責任はお前だぞと指さしているわけですね。ですからブッシュ大統領はイラク戦争がこれほど、はっきり言う間違った戦争がこれほど泥沼になっても、チェイニー副大統領やラムズフェルド国防長官が悪いんだということだけは言ったことないですね。すなわち良きにつけ悪しきにつけ、自分が責任を負うということだけは知っているわけです。

話を戻しますと、日本国憲法の第65条には、「この国の行政権は 〇〇 に属する」と書いてありますが、 〇〇 は何ですか。

A：内閣総理大臣ですか。

いい答えなんですけれども、内閣総理大臣だとアメリカ合衆国憲法と同じですよ。どっちがいい、悪いじゃなくて違うんです。違うということは日本は。

A：行政府ですかね。内閣府です。

ものすごく近い。今の内閣府とお答えになったんですけど、あまりに正解すぎると

いうか。内閣府はあくまで、いわばお手伝いをする場所にすぎません。

A：総理大臣です。

それは元に戻っちゃったですね。

よくわかるんですよ。僕が質問される立場だったら同じなんです。これ、実はもう正解はわかってらっしゃると思うんですけど、憲法65条には「この国の行政権は内閣に属する」と書いてあります。アメリカが個人で、日本が組織だから、われわれの課題があると言っているんじゃないんです。そんなことは違います。それはこの国の成り立ちから言って組織が責任を負っても全然かまいません。この国の文化ですから。

しかし問題は、その先で、その内閣はどうやってじゃあ国家の意思を決めているのか。皆さん、ご承知のように、毎週火曜日と金曜日、週2回も閣議を開いている。閣議を開いてそこで決めますね。そこで決めることがこの国の最終決定なんですね。さっき言いました国民保護法でも、基本計画を決めたのは2県だと言いました。福井県と鳥取県は、実はこの間閣議決定をやって、この基本計画で決まりだということが決まったんです。この日本国の意思として。そこまでもいいんですが、その閣議はどうやって物事を決めているんですか。いかがですか。

A：わからない。

青山：自治体のかたですか。

A：いえ、違います。

ちょっとヒントをいいますと、物事の決め方って、実は会議で決める場合は3つしかないです。一つは僕らが子どもの頃からおなじみの多数決です。もう一つは、誰かリーダーシップのある人が、エイヤーと決めてしまう。リーダーが決める。多数決、リーダーが決める。もう1個あるんです。もう1個は。

A：多数決でもなくて…。

青山：多数決でもなく、リーダーが決めるのでもない。

A：首長ではないか。

青山：首長はリーダーですね。

A：わからないです。すみません。

青山：いや、ありがとうございます。いかがですか。

B：世論ですか。

青山：世論が決める。これは国の行政権というのは法律に基づいてやることですから、世論が決めるというようなほんわかしたものではなくて、はっきりしたものです。いかがですか。

C：議論して決める。

青山：議論して決めるではないですね。議論して決めるのは本当に面白いことだと僕は思いますが。いかがですか。

D：全会一致です。

青山：そのとおりです。市民の方ですか。

D：沖縄県です。

沖縄県の方。そのとおり。これは閣議というのは必ず全会一致で決めるんです。全員一致で、全閣僚一致で、内閣総理大臣もワンノブゼムで、みんな平等に全員一致し

ないと決められない。ということは、例えていうと、こんなことは実際にもう起きませんよ。起きませんが、このコンベンションセンターの上に仮にどこかの国から爆撃が来て、お腹が開いて爆弾を落とすようになっています。航空自衛隊は今の法律をそのまま守るならば、それだけでは反撃できないですね。すなわち、その爆撃機がたまたま航空自衛隊の那覇にもいるファントムを攻撃して、そこで誰か犠牲が出れば正当防衛でできますけれども、それが無い限り、そんなことせずにただ爆弾を落とすだけだと航空自衛隊は何も反撃できないんです。あることを決めなければ。あることは当然、これは質問するまでもないと思いますが、閣議で防衛出動というのを決めないと反撃できないんです。今そのことを問題にしているのではなくて、全員一致ですから。僕らが今こうやって集まっている上に、何か危機が起きて、それを何とかしなければいけなからといって速やかに閣議を開いてくれても、その閣議で全員が一致しない限りは決められないんです。例えば、今の内閣で誰か大臣1人でも反対すると、小泉さんはその大臣を解任して自らが兼ねるか、あるいは牧野副知事を新しい大臣に任命して、それで全員一致にして、ようやく自衛隊は反撃をすることができます。もちろん、そうやって手続きの頃には、ここにいるみんな、僕も含めて黒こげになっているわけですね。

しかしこのことを評論家の中で、時間がかかりすぎるから問題だということをおっしゃる方がいるんですね。それはそうかもしれませぬ。しかしそんなことははっきり

とどうだっていいんですよ。そんなのは後のことで、もっと根っこのことを考えると、みんなで合意しないと決められない。国民の命がかかっている、国民の保護という、国家の一番大事なことができなくても、全員一致しない限りは決められないというのは、実は何を物語っているかということ、この国には最終責任者はいないんです。みんなで決めたんだから、みんなの責任だということだけがあって、お前が最終責任者だということがないんです。

これを戦後の問題と思ったら、もちろん違います。戦前にあった憲法は、大日本帝国憲法、明治憲法ですね。その明治憲法に帝国陸軍と帝国海軍の最終指揮責任者は誰かということは書いてありません。書いてないです。書いてあるのは、一言こう書いてある。ちょっと後ろは見にくいかもしれませんが、「天皇陛下に統帥権がある」と書いてある。統帥権と直接指揮責任とは違います。統帥権というのは、あえていえば全部ご覧になっていることです。

これをもっと具体的にはっきり申しますと、歴史的な事実ではっきり申しますと。日米開戦が近づいてきたその時に、連合艦隊司令長官の山元五十六さんが当時の首相だった近衛文麿さんのお家を訪ねた、夜に。これは有名な話ですね。東条英機の前の首相だった近衛さんのお家を訪ねた。その時に山元五十六長官が聞いたのはたった一つだ。「本当に天皇陛下は日米開戦に賛成なんでしょうな」と近衛さんに聞いたら、近衛さんの答えは、当時首相だった近衛さんの答えは、「いや、陛下は最近の御前会議で詩を2回詠まれた。しかもご自分の詩

ではなくて、明治天皇の詠まれた詩だ。」すなわちこれは昭和天皇の意図が働いていますね。すなわち自分より上、天皇陛下が一番上のはずなただけど、自分よりもっと上の存在として明治天皇の詩を、つまり変えられないものとして明治天皇の詩を2回詠まれた。その詩は「四方の海 すべて静かに」すなわち、四方の海は全部静かでいてほしいと思うのに、誰がこの海を騒がせるんだという詩だ。それを2回詠まれた。それを聞いた連合艦隊司令長官の山元五十六は飛び上がったそうです。本当に。近衛邸の応接間のソファから飛び上がって、「それじゃあ陛下は反対じゃないか」と。そしたら近衛さんの答えは、「いや、だいたい概ねこういうことは何となく内閣がやることなんだ」とおっしゃったんです。これは歴史的な事実です。

この言葉を持って近衛文麿が無責任だという歴史家もいるんですが、僕は違うと思っています。近衛さんが全部責任あるかどうかは別にして、この発言は実は非常に正確な発言なんです。すなわち明治憲法には統帥権があると書いてあるだけで、誰が最終責任者なのか。「帝国陸軍、帝国海軍は国の根幹」みたいなことは書いてあるのに、「最終指揮責任者は天皇陛下あなたですよ」ということは書いてないわけです。そうすると、概ね内閣が引き受けるしかないということを近衛さんはむしろ正確に言ったのであって、これをはっきり申しますと、私たちのこの祖国は、あれほどの戦争をやりながら、この国だけで300万人を越える人々の犠牲を出しながら、この戦争に対して最終指揮責任を負う、あなたこそそうだと

いうことを法律で何も定めてない国だった。それが今のこの憲法第65条にも僕は残っていることだと思うんです。

憲法の問題を実は今申したいのではなくて、憲法の問題で、もしご質問があったら後の機会で受けるとして、僕が申しているのは、憲法ということも越えて、この国の根っこにはみんなで責任を分け合うけれども、最終指揮責任者はつくらないという文化が、さっき言いましたように、実は長いこと私たちの国をむしろ支えてきて、それだからこそみんなが同じような考え方をし、同じような技術力を持ち、この国を一つにまとめてきて、アジアの中で繁栄した国になったことは事実だけど、しかし今日、僕、冒頭申しましたように、国際社会と例えばこの沖縄県が直接つながってしまうような時代になると、それぞれの持ち場で最終責任者がいないということは、どれほど大きなマイナスになるかということ、この国民保護法制を通じても考えていただきたいんです。

すなわち、話を戻しますと、緊急事態基本法というのは、それぞれの国民保護の場で、さっき言いました毒ガスの問題だけじゃなくて、マニュアルを作る時も、マニュアルを動かす時も、最終指揮責任者は誰なのかということを決めるために、この三段階目があるわけです。それを皆さんに考えていただきたいと思います。

僕の持ち時間がだいぶ近づいてきているんですが、ちょっともう少し話を続けさせていただいて、米軍基地の問題をこの国民保護においてどう見るか。これはこの後のパネルディスカッションで当然出ると思い

まずけれども、全然触れないで講演が終わるといのはおかしいと思いますから、ここは触れたいと思います。

皆さんのレジュメでいいますと、2ページの下の方に、「沖縄県をめぐる固有の事情をどう備えに組み込むか」というふうに書かせていただきました。その1番として、「米軍基地の存在をどう見るか、どうするか」ということを書きました。ここはまさしく沖縄県庁をはじめ、この沖縄県で国民保護の実務に携わっている方が一番悩んでいるところです。悩んでいるところです。ここであえて僕は基本のことを申したいんですね。

まず、冒頭僕は言いました。この国民保護法という名前の中に、実はこの国においてはリスクの存在も、それから国民が保護されてない面があるということも、今まで見逃してきた。あるいは政府もその情報を配信しなかった。それをようやく認めたといいましたね。実はその鉄則はこの沖縄県における米軍基地の問題も僕は同じだと考えています。米軍基地の存在は、沖縄にとっては大きなリスクであるにもかかわらず、僕を含めた、いわば利益を得る側の本土の人間からはプラスだけだったわけですね。米軍基地があることによってどういうリスクがあるということ、日本全体で話し合ったことは、本当にあったかということ、僕は公平に見て、これはほとんどなかったと思います。

例えば、今、キャンプ・ハンセンで行われている実弾射撃訓練について、沖縄ではこれほど、あの少女暴行事件以来の反対運動の盛り上がりもあるのに、その議論の是

非を僕は今言っているのではなくて、本土ではほとんど報道されていませんよ。はっきり申すと、僕は専門家でなかったり、あるいは沖縄にしょっちゅう来てなかったら僕も気付かないで終わったのではないかと思うほど、ほとんど議論されてない。すなわちどのものにも、特に軍事基地については、どんな軍事基地であっても必ずプラス面とマイナス面がもちろんある。安全を守る面とリスクの面はもちろんあるわけですが、そのことは今まで本土でまともに論議されてこなかった。沖縄県が、これから米軍基地の存在も取り込んで、リスクとは本当にどういうものかを示すことによって初めて、中央政府でも本当に、この基地の問題が僕は語られる最初の動きになると思っているわけです。きれい事を言っているんじゃないやしませんよ。

それから、国民保護についても、今日、僕が冒頭で申しました「白梅の塔」の悲劇も含めて、沖縄戦で一体何があったのか。例えば当時の帝国陸軍、帝国海軍が米軍のピラを拾ったというだけで、少女をスパイの容疑で殺害した事件もありましたね。ありましたが、ほとんど語られませんか。どうしてかということ、理由はかなり単純なところがあって、つまりみんな写真で見ますよね、その写真って、米軍が撮った写真ばかりです。歴史を一生懸命見る人でも。しかし日本軍と住民の間で起きたことというのは、米軍は写真に撮っていません。誰も写真を撮ってない。だから例えば僕がこの事件について詳しいことを知ったのも、家族の方が残した絵です。スケッチによって、そのスケッチの正確さを見て、これは嘘の

証言とは思えないということで、初めて僕も考えだしたわけです。「白梅の塔」は最初のきっかけであって、その後考えていったのはそういうことです。

そうすると、本来、主権国家の国民軍であれば、もう一度言いますね、本来、国民が主権を持っている国の国民の合意によって作られた国民軍であれば、保護するはずの国民を保護せずに、むしろその国民を使って軍隊を守ろうとしたんです。例えば、「ひめゆりの塔」も「白梅の塔」も同じですけれども、看護させるということさせながら、その女生徒たちを守るのではなく、女生徒たちを使って自分たちを守ろうとし、それだけではなくて、例えば米軍に発見されそうになったとか、米軍のピラを拾ったとか、都合が悪くなるとそれを殺害した事例まであると。ということは、保護されるはずの国民が保護されてなかったという厳然たる事実があって、それが実は60年間本当の意味がずっと問われずにきたと僕は思っているわけです。

今日、自衛官の方がちゃんと制服を着ていらっしゃること、僕は大変高く評価しますが、私ははっきり言って国民の味方であって、自衛隊の味方ではありませんが、ありませんが、専門家ですから自衛隊の人々とたくさん付き合っています。利害関係なく、心の内を開いて付き合っているんですが、その中で自衛官の諸君から、僕はこの10年ずっと聞いてきたのは、「自分たちの誇りというのは、旧軍とつながってないことだ。旧軍とは違うことだ。すなわち帝国陸軍を懐かしんだり、帝国海軍の戻ろうとするのではなくて、あくまで自分たちの自

由と民主主義を守るために新しい史上初めての国民軍になろうとしているんだということが誇りだ」と。旧軍とつながってないことが誇りだということ自衛官は僕に言うのに、国民はそれを誰も聞いたことがない。

例えば僕の母親で言いますと、僕の母親は実の弟を海軍航空隊で失いました。僕の母親は、僕は古い武家の生まれで、その武家の教育、つまり母親の厳しい教育で今まで育ってきたんですが、物事を公平に見る人です。公平に見る人なのに、自衛隊はきっと昔のような強い帝国陸軍や帝国海軍に憧れて、それが実現できないで、それで悶々と悩んでいるんだろうというイメージを持っているわけです。ところが現実の自衛官諸君は、自衛隊ができた当初は知りませんよ。今現在の現役の諸君から、あるいは偉い将校であっても、もっと下の人たちであっても同じことは、旧軍とつながってない、旧軍と違う。国民や住民を守る側に立ったということに誇りをもっているわけです。

さあ、その誇りが正しいのか。この沖縄戦の悲劇を経た、沖縄の人々から見ても、それを嘘じゃなくて本当だと認められるのかということ議論して、顔を付き合わせて話さなければいけないですよ。ということは、沖縄戦の悲劇も国民保護の立場からもう1回総ざらいして、アメリカ軍の側から見た、この沖縄戦の歴史が本当は日本の中にずいぶん浸透しているんですけど、写真も残ってない、スケッチしか残っていない。そのスケッチも本当はこっそり書いた絵だと。証言者もだんだん減っていくと

いうことを、この国民保護法の議論の中であえて申しますが、それがどんなに困難であっても、沖縄戦の本当の整理をつけながら、この国民保護を作っていくと、あの沖縄戦がもたらしたものは本当な何だったのか。なぜ帝国陸軍、海軍は自分たちの組織を守ろうとして、守るはずの市民を殺害したのかということも、本当に掘り起こされてくると僕は思っているわけです。

これは政府の考えていること、あるいは政府はこんなこと夢にも言わないでしょうが、しかし私たち国民の側、主権者の側、あるいは身近な市町村の側が、これから避難マニュアルを作るときに、特にこの沖縄においては、沖縄戦というあまりにも貴重な、あまりにも無惨な歴史をしっかりと組み込んでいくことによって、ようやく本土に僕は発信できているわけです。それをどうか考えていただいて、県議会の議論の過程も、僕は文書で読ませていただきました。僕なりの考え方はありますが、でもそういう考え方の違いを超えて、考え方の違いがあるからこそ、沖縄戦こそを踏まえて、この国民保護の新しい避難マニュアルも含めて取り組みをできれば考えていただきたいと思うんです。

もう時間がダメという×印なので、実は今のレジュメの「米軍基地の存在をどう見るか、どうするか」の下に、「沖縄西方トラフまで中国のものである」という中国の主張をどう見るか、どうするか」という、このへんは、さっき青木国民保護室長が、具体的にどんな脅威があるかを青山さんは話すだろうと、ちょっとその時間がなくなったので、これはパネルディスカッションを

通じてここはお話ししたいと思います。あまりスケジュールが狂うと、今日は夜9時までの長丁場でみんなに迷惑がかかりますから。皆さん、お願いします。まだ帰らないで、9時までいてください。とりあえず僕の講演は、これで終わりにしたいと思います。皆さん、ありがとうございました。

司会

もっと聞きたい、こういったところはどう一つお話していただきたいということで、まだまだつきないところではございますが、青山先生、どうもありがとうございました。もう一度大きな拍手をお送りください。

(拍手)

まだまだお時間長いですからね。7時から自由討論なども予定されておりますので、その中でまた先生に意見を、質問をぶつけてみるのもいいかと思います。

しかし、今のお話を伺っておりまして、まだまだ危機意識というのが不足していたんだなというふうに感じています。国がやること、行政がすることではなくて、私たち1人ひとりがやはり関心を持っていかなくてはいけないなというふうに考えております。これからのパネルディスカッションでまた深めていきたいというふうに思っております。

基調講演、特別講演が終了いたしました。これより10分間の休憩を取らせていただきます。

本日、パンフレットとともに質問票をご用意いたしました。パネラーの先生方にこの機会に伺ってみたいこと、質問などございましたら、ご記入の上、スタッフまたは

ロビーの受け付けにお持ちいただければと思います。パネルディスカッションが始まる前までにちょうど出来ればいいかなというふうに思っております。

また、本日、アンケートへのご協力も呼びかけているところでございます。アンケートはフォーラム終了後ロビーの受け付けアンケート回収ボックスに提出していただきますようご協力よろしくお願い申し上げます。

また、本日、特別講演でお話していただきました青山様の著書の販売を行っております。会場を出て右手にコーナーを設けておりますので、この機会にぜひお手にお取りくださいませ。

この後、3時25分からパネルディスカッションを予定しております。用意が整いましたら、改めてご案内申し上げます。

パネルディスカッション

「その時、自分を、家族を守るために・・・
～沖縄から国民保護を考える～」

司会

改めまして、皆さん、こんにちは。これより「その時、自分を、家族を守るために・・・～沖縄から国民保護を考える～」をテーマに、パネルディスカッションを開催いたします。

まずはじめに、本日のパネリストの方々をご紹介します。舞台右手奥の方から、沖縄県うるま市市長知念恒男様。知念市長には、最も住民に身近な行政機関である市町村の立場からご発言いただきます。沖縄県民を代表して、石垣市在住の加藤伴子様。家族を守る女性として、また、離島在住の一県民の立場からご発言いただきます。琉球大学国際関係論教授我部政明様。国民保護と米軍基地、日米地位協定の関係についてご発言いただきます。沖縄県副知事牧野浩隆。そして先ほど講演されました、独立総合研究所代表取締役青山繁晴様。消防庁国民保護室長青木信之様にも参加していただきます。コーディネーターは、前沖縄県広報アドバイザーの島袋秀光様です。

それでは、島袋様、よろしく願いいたします。

コーディネーター（前沖縄県広報アドバイザー 島袋秀光）

会場の皆様、お疲れ様でした。特に前の方に座っていた方、ビクビクヒヤヒヤで大変だったと思うんですが。

さて、国民保護法、われわれもまだまだ

馴染みが薄いし、一体どうなんだということ、これは正直な話です。この国民保護法が整備されたのが昨年、平成16年の6月と聞いておりますけれども、一体この法律でわれわれ県民は何を求められているのか、それからこの法律に基づいて県は何をするのか、市町村は何をするのか、先ほど指針の中で青木さんもおっしゃっていましたが、青山さんもおっしゃっていましたが、「具体的にどうなんだ、一体」というのが正直な気持ちです。したがって、それぞれの立場からこれからお話を進めてまいりたいと思いますが、先ほど司会の方からもご説明がありましたように、各市町村を代表いたしましてうるま市から市長がいらしております。それから地元沖縄県、特に離島を代表いたしまして加藤さんもいらしております。それから学者として我部さんにもいらしていただいておりますが、つまり、われわれ沖縄県はこれから保護法についてどうしたらいいのかということ課題を出して、沖縄県当局は今現在どういうことを考えていて、どういう計画を策定するのか。この4人の方にお話を伺いながら、青木さんと青山さんにはコメント的役割でお話を伺ってまいりたいと思いますし、われわれ素人がどう考えていいのか、そしてどう展開していいのかということも率直にお伺いしてまいりたいと思います。そして、青木さんが5分、青山さんが5分押ししましたので、このパネルディスカッションは10分間伸ばします。そして、だいたいおよそ20分くらい、うまくいけば20分くらい、会場の方々からご意見も伺いますので、どうぞごゆっくりお聞きいただきたいと思いま

す。

それでは、まず、この国民保護に関して、どのように捉えていらっしゃるのか。そして本日どのように発言なさるのか。自己紹介も兼ねて一言ずつお願いいたします。

まず、牧野副知事からお願いいたします。

沖縄県副知事 牧野浩隆

皆さん、改めまして、こんにちは。副知事の牧野でございます。まず、皆さんの気持ちに入りたいと思いますけど、例えば先ほどお二人のご説明の中で武力攻撃、大規模なテロ、そういうことに対してどう保護政策をとっていくかという問題提起をされてた場合に、感情的には無意識的に、潜在的に、拒否の意識、不安の意識が先立つだろうと思います。これには私ども沖縄には歴史的な経緯があります。一番大きいのは、去る大戦であのような悲劇があって、おそらくああいう中では国民を守ることはほとんど不可能だろうという、そういうのがありましたし、あの大戦では私は人命だけではなく、財産も文化も一切失って、いわゆるゼロの状態になされたというようなことがあって、そういうのがあるのと、もう一つは、今持ってまだ大きな基地が沖縄の中にはあるということと、さらにはもっと大きな流れからしますと、いわゆる国の政策に対する屈折した感情が、私ども沖縄県の中にはあるわけです。

それだけではなくて、現実を見ますと、沖縄の持っているこういう広大な離島県があるということと、歴史的にはあのような形があったということと、社会的には今もって大きな米軍基地があるという中で、はたして県民を守っていくことができるのか

という、そのようなものがあって、そういうことを起こさないことが大きな柱ではないかという、そういう意識がありますので、保護政策を具体化に考えることは、感情的には嫌だなという気持ちになるかと思えます。

しかしながら、沖縄の持っているこういう歴史的な、あるいは社会的な、離島的なものがあるだけに、今、われわれがやろうとしているのは、そういう有事が起こるか、起こらないかじゃなくて、起こった場合にわれわれ県民、国民をどう守るかという、そのあたりをやっていかなければならないのが今回の問題だろうと思います。そういう意味からいいますと、守ることが難しい沖縄の諸々の条件があるだけに、われわれこそ日本一のそういう保護計画を作る必要があるだろう、こういう意識で今日のフォーラムが成果をあげられたらなと思えます。よろしくお願いいたします。

コーディネーター

ありがとうございました。沖縄県の抱える課題、それを踏まえて、ひとつ牧野副知事にはお話を伺うことにいたします。

さて、次に、うるま市の知念市長でございます。市長、お願いいたします。

うるま市長 知念恒男

皆さん、こんにちは。ただいまご紹介いただきました、うるま市の知念でございます。

ご存じのとおり、今年4月1日、旧石川市、勝連町、与那城町、具志川市が合併いたしましてうるま市として誕生いたしました。面積が85平方キロ余り、人口も11万6千人と、県内3番目の中核都市として新し

く市民の期待を一新に担ってスタートしたわけですが、今日の国民保護フォーラムの中で、地域の抱える課題等につきまして、広く皆さんのお気持ちも拝聴しながら、また、助言もいただきながら、住民の安全確保のために行政としてどのような取り組みをすればいいかということで、私自身問題点をこれから申し上げていきます。

まず、うるま市は、沖縄県の縮図といってもよろしいかと常々思っております。それは、金武湾に面するこの地域には、沖縄火力発電所、さらに電源開発の火力発電所、石油コンビナート等がございます。加えて、県立中部病院、あるいは老人保健福祉施設等も含めて、たくさんの公共機関も含めて存在するわけですが、どれを取りましても極めて大切な住民の施設であり、その中で行政としてどのような関わりを持ち、それをどう住民の安全につなげるかという大きな課題を担っております。

それともう一つ申し上げますと、中部では唯一の離島を抱えている市でございます。また、かつて離島といわれた地域は、まさに道一本でつながっている所でございます。まして、有事の際、いかに住民の方々、そこに学ぶ子どもたちを避難誘導し、安全を確保していかなければならないかという大事な使命も担っているわけですから、先ほど申し上げました島嶼県沖縄の縮図うるま市という言い方をしてもよろしいのではないかと考えているわけでございます。

皆さんからのご提言もいただく中で、しっかりと今日のフォーラムには、私自身、

むしろ聞き役に回りたいという気持ちもたくさんあったわけですが、立場上、地域の抱える問題点を、これから逐次述べさせていただきます。よろしく願いいたします。

コーディネーター

ありがとうございました。ご存じのように、うるま市は4市町からなりまして、うるま市には二つの発電所まであるくらいで、今、市長がおっしゃったように、うるま市は本当に沖縄県の縮図といっても過言ではございません。そういう意味で、これから課題を出していただいて、これに立ち向かうというんでしょうか、保護法についてどう役割を担っていくのかということも浮き彫りにしてまいりたいと思います。

それでは、今度は離島からいらしていただきました加藤さん、お願いします。

石垣島在住 加藤伴子

石垣市の女性の立場から、家庭を守る家庭の主婦の立場から発言させていただきます。加藤伴子です。

私たちの八重山諸島は、大小さまざまな島で構成されています。住民の移動手段は船と航空機の二つしかありません。そしてその上沖縄本島からは400kmも離れています。また、それぞれの島は過疎化が進み、高齢者が多いわけです。そして穏やかな島、ゆったりとした時を過ごす癒しの島として観光客もたくさん訪れます。そんな状況の中、女性として家庭を守る主婦の立場として、子どもや高齢者、あるいは障害のある人、有事のとき、それらを本当に安全に避難できる手だてがあるものかどうか、今日は一緒に国民保護法の仕組みについて考え

ていきたいと思います。よろしくお願ひします。

コーディネーター

ありがとうございました。

それでは、次に、琉球大学の我部さん、お願ひします。

琉球大学国際関係論教授 我部政明

こんにちは、琉球大学の我部政明です。

1年ほど前まで国家公務員を担っておりましたが、最近変わりました。独立法人の職員ということになりましたので、決して国の立場というか、そういうものとは全く、給料をもらうのも無くなったので、全く自由な立場から話をしたいと思っております。

今日、基調講演と特別講演のお話が、多分これとは、私がなぜここにいるかということをおつちやってみますと、多分、政府が行いたい国民保護という観点がひとつ青木室長の方からお話があったと思ひますが、それに対して青山さんの方から、その双方向、つまり国民の側の立場、視点からの自分たちの保護ということがあったかと思ひます。

もう一つは、たぶん青山さんは、両方のすりあわせが必要じゃないかとおつちやったので、私は逆の、青木さんの逆の立場から、つまり市民といひますか、国民の側から国にどうすべきなのかというような、青木さんがこちらを向くと、僕は青木さんに向いて、青山さんがその両方というような感じの議論に役割を担うことができればなというふうにおつちやっています。

そうはいつても、いろんな話はできないので、今日も既にこの沖縄県における国民

保護のフォーラムの中で、たぶんキーワードになっていることが4つくらいあるのかなというふうにおつちやっています。

ひとつは、沖縄戦ということですね。これは沖縄戦というものがどう沖縄の中で、今現在の社会の中に影響をもたらしたかというのは言うまでもありません。それからもう一つは、実際に米軍基地があるということでありまひす。これが二つめのキーワードになって、三つ目は、もう既に何度も申し上げましたが、島嶼だと、島々であると。他に逃げ場がないと言つてもいいのかもしれないが、そういう特徴を持つていて、さらに言ひますと、今日のお話の中にも出てきたような、武力攻撃というよりもどちらかというてテロと。これは日本全国共通なのかもしれないが、これに対してどう対応するかというようなのが今日の話のキーワードかなというふうにおつちやっていますが、私はその中の2番目の米軍基地との係わりの中で、何か国民保護に関して私なりの公言ができればいいなというふうにおつちやっています。

コーディネーター

よろしくお願ひいたします。今、青山さんへ、我部さんと青木さんがそれぞれ質問してまいりますので、ひとつよろしくお願ひします。

まずは、青木さん、お願ひします。

総務省消防庁国民保護室長 青木信之

先ほど話をさせていただいた青木です。よろしくお願ひします。

私は、確かに政府の立場というか、政府

の職員であります、その中でも地方の立場であります。地方の立場という意味は二つありまして、ひとつは政府部内で地方の声を何とか実現していく仕事の一つ。それぞれの地方公共団体、いろんな対策、大変でありますけれども、多少ともご支援していくと、その二つの立場を持ちつつ、この場で発言をさせていただきたいなというふうに思っています。

この国民保護の課題、どういう捉え方をするか。いろんな捉え方があろうかと思いますが、私どもとすると、やっぱり究極の危機管理というような意識で捉えております。人間ですからどうしても嫌なことは思いたくないという心理が常に働きます。地震も自分の所はないと思っているんですね。例えば佐賀県の人に聞くと、「佐賀県は地震にあったことがない県であります」というふうに言います。しかし玄界灘で地震がありました。玄界島で大きな地震がありました。福岡県ですけど、近くでした。中越地震のときは、実はたぶんこのへんも地震がないだろうとみんな思っていたのではないかと思うくらい、役場の対応にいろんな課題がありました。非常に簡単なことだけ申し上げますと、防災行政無線でいろんな連絡がとれなくなってしまいました。防災無線がなぜ使えなかったか。それは停電したからです。停電したときにどうするか。非常電源がみんな作動するようになっています。しかし非常電源の使い方を知らなかった。不具合があった。その程度のこと、実は情報の提供がずいぶん遅れてしまった。なぜか。それは自分の所にはそういうことがないだろうという前提に立って

仕事をしているからだと思うんですね。です、なかなか一度事が起きればそういう注意というのは自然に向くんですけれども、そういう事というのは、注意しているときに起きるというわけでは決してなくて、日頃の準備というのが大事だろうというふうにも思います。

そういう意味で、国民保護ということに対応しながら、われわれなりに危機管理能力を高めていく、これはやっぱり行政当事者としては当然の責任だと思いますが、そのことをどうやってうまくやっていくかということは、また別の時限で難しい課題だろうというふうに思います。

そういうような点から見て、いかに仕事を進めていくべきなのか、何を重視していくべきなのか、そういう点で多少なりとも発言ができればと思っております。

コーディネーター

ありがとうございます。青山さん、時間がなくて十分に話せなかったとおっしゃっていましたが、今日のこれからの発言内容、趣旨をお伺いする前に、私の方から、今、青木さんが「ないだろう」という気持ちとおっしゃっていましたが、沖縄県、テロはありますか。それからひとつお願いします。

青山繁晴 株式会社独立総合研究所代表取締役社長

まず、このパネルディスカッションにおいては、僕はなるべく平たく、具体的に、赤裸々にお話したいと思うんですけど、一番短期的にいいますと、沖縄がテロの最大のターゲットになっているということはないと思います。それは、米軍基地の7割5

分が沖縄に集中していますけど、世界中でイスラム原理主義のテロが今起きているわけですけど、米軍基地そのものが狙われた例というのはほとんどないです。停泊中のイージス艦が襲われた例はありますけれども、それはすなわちイージス艦は海に向かってお腹をさらしているからです。米軍基地のように、いわばプロのテロリストが向かって行っても、突破が極めて困難な所というのは、彼らはまさしく悪い意味でのプロですから、最初に狙うということはまず考えにくい。

中長期的には、今の話は、今、世界で広まっているイスラム原理主義については、少なくとも僕はバグダッドやサウジやイラン、そういう所を歩いてきましたけれども、「沖縄」という言葉を聞いたことは1回もないですね。「東京」という言葉や「新幹線」という言葉や、それから、今日は自衛官もいますけど、「自衛隊」という言葉も何度も聞いたんです。でも、「沖縄」あるいは「米軍基地」という話は一度も出ませんでしたので、目の前としては一番驚異の多い方ではないと思います。

ただし、中長期的に見ると、後でお話しできればしたいんですけど、単に北朝鮮の問題、北朝鮮の問題も実は沖縄には非常に大きな関係があるんですけど、僕の話は常に相手の当事者に聞いたことだけですので、そこを一番信頼していただきたんですけど、中国の当局者、軍部を含めた当局者が私に最近非常に強調するのは、例えば「首里城の後ろの堀、城壁のカーブ、あれは日本のカーブじゃありませんねと、あれは我が中国と同じカーブですね。民の時代に琉

球王国を冊封していたとおり、琉球は基本的に中国のものである」ということを、僕が一番気になるのは軍部の人もそれを言うわけです。まさか近々に何かがあるということはないと思いますけれども、しかし10年、15年、もっとはっきり、さっき言いましたね、もう赤裸々な話をすると言いましたから、中国は2008年に北京五輪があって、2010年に上海万博があります。そこまで何かある、この5年の間に何かあるということとはまさかないと思いますが、その先は、この沖縄のすぐ西に沖縄西方トラフを含めてたくさんの資源があって、その問題と絡んでやっぱり中長期的には沖縄というのは日本の安全保障にとって一番重大なポイントになると思っています。

コーディネーター

ありがとうございます。後ほど具体的にお伺いします。

と言うことで、ここで、今、我部さんがおっしゃいました4点、沖縄戦、米軍基地、島嶼、そしてテロ。今、テロのお話をお伺いしましたけれども、中長期的にはあり得るとおっしゃっていました。

それでは、沖縄の特殊性から見た国民保護法ということに入ってまいりたいと思います。沖縄の特殊性といえば、言うまでもなくアメリカ軍基地ですが、このことについて、まず、牧野副知事からお願いいたします。

牧野浩隆

国民保護との関係で全国と違うのは、やはり沖縄にこれだけの米軍基地があることが一番の大きな問題だろうと思います。まず、基地に実態はあえて申すまでもありま

せんけど、全国に在日米軍基地の75%、沖縄本島の19%を占めていて、そこに軍人、軍属合わせて4万9,000人が滞在している。それだけではなくて、われわれ地元の基地従業員が約8,700人ほど基地の中で働いているのと、それから地域住民と基地とが隣接していて、ある意味では基地と沖縄社会が渾然一体となっている、そういう事実があるかと思います。

そういうのを受けまして、一方では、基地関連収入といわれています土地代が年間800億円くらい。あるいは従業員の給料が520、530億円、あるいは基地の消費支出が500億円、あれこれ1,700、1,800億円くらいのものがあって、基地に対するプラスマイナスもありますけれども、基地に対する県民の総意としましては、やはり基地の整理縮小ということが大きな問題になっています。

そういった意味では、現時点におきましたら、去る2月に日米協議委員会に出されました抑止力の維持と地元負担の軽減ということが出されていますので、県民の基地に対する大きな感情としましては、再編協議の中で負担軽減が実際に行われるようなことを期待しているのが今の状況だと思います。

一方、そういう保護法との関係でいいますと、平時においても米軍に関係します事件、事故が多発しておりますので、有事になった場合、これがどうなるかという危険に対する不安は当然あると思います。

それともう一つ、今、基地自体が、青山先生の話では、短期的にはないかもしれないけど、中長期的にはわからないというよ

うな、まさに攻撃の目標になる可能性が否定できないだけに、周辺住民の保護をどうするかということが当然大きな問題になってきますし、あるいは有事の場合に、基地の中で働いてらっしゃいます8,700人の従業員に対して、その情報をどのように伝えるのか。あるいは基地を維持するために8,700人が基地の中に止め置かれるのかというような問題が出てきますし、さらには基地の外に軍人、軍属の家族たちがいらっしゃいますので、その方たちをどのような形で扱っていくのかという大きな問題が出てきますので、まさに基地に関する問題と県民の安全保障、保護との関係では大きな問題が出てくるかと思います。

そういった意味では基地との関係で問題になってきますのは、やはり米軍基地というのは、日米安保条約の5条によりまして滞在してはいますが、そういった意味では、もし有事があった場合は日本の武力攻撃事態等に対しても、真っ先に自衛隊がすることになりますけれども、日米安保条約によりまして米軍が共に行動することになりますので、自衛隊と米軍と一緒に行動する場合に、それぞれ違ったことが起こってくるわけです。米軍の場合は、ご存じのとおり地位協定によって国内法の規制を受けませんので、そこをどうやっていくかが大きく問われると思いますけど、しかしながら今回の場合、有事法、武力攻撃事態法、いわゆる有事三法、七法と言われています中の一つに、「武力攻撃事態等におけるアメリカ合衆国の軍隊の行動に伴い、我が国が実施する措置に関する法律」というのができまして、これは有事の際に国内の米軍の規

制を受けないだけに、地位協定にかわるようなもので、米軍に対して、米軍が実際にやれないけど、米軍が必要な軍事行動は日本が代わってやっていく。そして米軍に代わってやっていくという、いわゆる米軍に対する便宜供用があります。例えば、米軍が立入禁止をしようとした場合、できませんけど、これは日本が代わってやっていく。あるいは米軍行動にとって障害物となっているものを撤去したり破壊したりするのを米軍は直接はできませんけど、日本が代わりにやっていく。あるいは特別に使用の専用を認めるだとか、他の便宜供用を与えるというような、そういうのを日本が代わってやっていくというのがありますので、そのあたりのものが、どういうことなのか、これから具体的に見えないだけに、県民に対して大きな不安になってくるかと思えます。

それともう一つは、こういったことに対してはもちろん日本がやった場合は、それに対する代行に対して保障がされていることになっていきますけれども、それも保障する以前に米軍が軍事行動に伴うそのような必要なものをどれだけ情報を提供するのかということが大きな問題になるだろうと思えます。おそらく軍事行動については情報を漏らさないのが軍事上必要になるかと思えますので、そのあたりの情報がないだけに米軍の行動に対して県民の保護という場合に、住民避難にしる、そういうことをどうするかが問題になってくるかと思えます。

それともう一つは、米軍の場合は何も沖縄だけではなくて、沖縄に、先ほどのよう

な武力攻撃事態、あるいは緊急事態等が発生しなくても、国内のどこかで起こった場合も、沖縄の米軍は動くわけですから、他の地域のものも沖縄だけに被害が受けて来るといような、そういうことがありますので、このあたりの新たな米軍新法と言われてますものを米軍サイドの情報を、どれだけ適切に言って保護につながるような措置がとれるかということは極めてポイントになってくるかと思えます。そのあたりも具体的に論じていきたいと思えます。

コーディネーター

ありがとうございました。今、そういう課題を出していただきましたが、国において、アメリカと調整して、調整の上で国民保護をどう展開するのかというのが大きな課題だと思えます。今、副知事がおっしゃったように、基地で従業員の方でも8,000人を越える8,700人と、この方々への情報伝達をどうするんだということも大きな課題だと思えます。

さて、その米軍基地に関して、先ほどちょっと触れていただきましたが、知念市長にお願いいたします。

知念恒男

基地とうるま市ということについてお話をさせていただきます。ご存じのとおり、この中部には米軍基地が比較的集中しております。牧野副知事は本島面積の19%ということでおっしゃっていましたが、まさにそのような状況の中で、私どもうるま市の近くには嘉手納基地、普天間基地、さらに隣接する金武町にはキャンプ・ハンセン等がございます。市内には、まず皆さんご存じの原潜が入港するホワイトビーチ、そ

れから旧具志川市の方には天願棧橋、陸軍貯蔵施設、キャンプ・コートニーとございます。そういう米軍基地を抱えるうるま市、やはり有事の際、いかに住民を保護するかという大事なことが私どもの行政の最も関心の高いところになるわけですが、仮に当分の間、テロやそういう攻撃の心配はないという予測が成り立つにしても、やはり万が一ということを考えた場合に、一つの例で申し上げますと、コンビナートが攻撃を受ける、あるいは陸軍貯蔵施設が攻撃を受ける、その時の適切迅速な消火活動をどうするかという大きな問題が出てまいります。そういう大きな問題を解決しながら、なおかつ真っ先に住民の安全保護ということを考えた場合に、行政としては、今、具体的にどのような手を打つべきか、どのような取り組みをして、このことについての対策がとれるかということを考えた場合に、これは大きな不安として残ります。

行政の大事なことは、まず、これは県も含めてそうだと思いますが、特に市町村は住民、市民との接点にあるわけですから、真っ先に住民の保護については具体的な行動、適切な行動を取らなければならないという使命からしますと、大変不安であります。ですから、こういうフォーラムを通して全市民的に、全県民的に、この沖縄の特殊事情を考慮しながら、やはり基地というこの問題を、それからお互いの安全をどのように保障していくかということについて、ぜひ有意義なご意見、そして議論をいただきたい。これは基地に囲まれている住民の気持ちで今日は申し上げておりますので、よろしくご教授をお願いいたします。

コーディネーター

ありがとうございました。

さて、先ほど我部先生、沖縄戦、米軍基地、島嶼、テロと4点あげました。この米軍基地について、国民保護と日米地位協定との関連も含めて、ひとつ出していただけますか。

我部政明

まず、今、ここでは二つについて話をします。1点目は、この国民保護法というものの位置づけですが、その国民保護法のものになっている法律が、いわゆる有事法、武力攻撃事態法と呼ばれたものですが、正確に言うと、「武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律」という、とても長い名称になっています。一般的には武力攻撃事態法というふうに呼ばれていますが、後ろの方にまさに「国及び国民の安全の確保に関する法律」というところもくっついておりまして、結局、この武力攻撃事態法というものを作っていく際に、国民の安全についてはどうするのかというのが、その当時2003年の議論、あるいはその前から出ていましたが、問題になってきたわけです。ここが大変議論を呼んできたところであり、その結果、2003年の段階には準備ができてなかった国民保護法というのをすぐに作りますということで、翌年の2004年に、今のこの国民保護法というのができたというわけですが。

一般的に法律というのは、行政が法律に基づいて動くことになっています。行政は法律に基づいて動くわけですが、つまり法律は行政の動く範囲を決めているわけです。

ね。法律は決めているんですが、なぜ法律によって行政の動きをコントロールするかといえば、簡単にいうと、民主主義や社会の中では、たぶん主権者としての国民が何らかの権限を政府に、あるいは行政に与える場合に、その与える根拠となるのが法律だと。つまり国民が行政に権限を与えるんだというふうな立場に立っている考え方だと思います。それに基づいて、国民の信託を受けたできあがった法律に基づいて行政は動いているというふうになっているわけです。その法律に基づいて、また国民を、逆に言うと、国民保護法制で国民の権利をある程度制限するかもしれないという、こういう循環になっているわけです。

循環と言えば、今、国民保護法制がいれば法律があるので都道府県や市町村や、さらにはその住民がこの法律に従って行動してくださいというふうに、国民の行動をある程度コントロールというか、少し影響を与えようといっているわけでありまして。そもそもの議論からすると、その前にあった、国民がつまり議会を通して、法律を通して行政府に委任している権限と申しますが、与えている権限というのは何なのかという側面から見ると、この国民保護法制というのは単に国民の権利を守るというよりは、行政の権限を拡大したいこと、行政の権限を確認しているというか、法的に基づいているんだというふうに言えるわけでありまして。そこがこの国民保護法制の中でいろんな議論が巻き起こる大きな根幹になっている点であります。ですから、国民を守るというふうに言っているんですけども、中身は国民を守るための行政の権限を

ここで書いているというふうに言った方が正確なように私は思います。ですが、問題は、行政の権限がただ単に行政のために、政府のためにあるわけじゃないんだというような主張がもちろんあると同時に、いや、そうではないんだと、その逆なのではないかというようなところがいろいろ見解が分かれるところでもあります。この点をやっぱり踏まえておく必要があるんだろうと思います。この違いがあるから、これが議論になって、沖縄県でも、沖縄戦があったからああじゃないか、こうじゃないかと、米軍基地があるからこうではないかという根幹にあるのは、この法律の両側面ですね。両側面があるからだということをよく理解しておく必要があるのではないかとこのふうに思います。

もう一つの点は、この米軍基地について、有事の際に米軍基地の中における米軍はどのような行動をするかということでありまして。これは1997年の日米防衛協力の見直しということの中で、いわゆる新ガイドラインと呼ばれる中に、幾つか日本防衛について、あるいは日米間の防衛協力について書かれている指針があるわけですが、これの一つ目は、普段からの協力ということが一つ目。二つ目は、日本有事の際の協力。それから三つ目は、周辺有事の際の協力というふうになっています。今、ここで上がっている国民保護法の中で、特に注目しているのは、日本有事という場合であります。

日本有事の際、米軍はどう動くかということなんですが、この日本有事の際のガイドラインではこのように書いています。「日本の有事は日本が主体的に取り組む」とい

うふうになっている。主体的というのは英語で「primary responsibility」というふうに書いています。つまり、訳が専門家の中では批判があるところなんですけど、主体的というのは、何か他の人もいるんだという感じになるんですが、「primary responsibility」という英語の部分は、第一義的な責任は日本が負うというふうに英語ではそうになっているわけです。ですから、日本有事の際の責任は、まずは第一義的には日本だと。この日本有事の際にアメリカは何をするかというふうなところでは、米国は適切に協力をするというだけであります。つまり日本が日本有事の際においては、「primary responsibility」を持って、アメリカは適切な協力をを行うということになっているわけですから、まず、一義的な責任は日本政府が負うわけですので、米軍はまずそれを見てから適切な協力を、というのが適切なのかを考えるなり、あるいは準備してきたことをやるというふうになってくるだろうと思います。

そうしますと、具体的にどういうのが有事なのか、想定がかなりさまざまなものがあって特定化できるのが難しいんですが、有事という一般的な名称でいえば、米軍が何か最初に行動を起こして、沖縄の人を守ったり、あるいは防衛にあたるということは、この日米ガイドラインから見ればやらないと。むしろ日本がやるべきだというふうに書いてあるということでもあります。

コーディネーター

これはそうしますと、アメリカの活動と県民の避難の調整、これは青山さんにお聞きした方がいいのかな、青木さんにお聞き

するのは、青木さんの方は保護法の指針をまず皆さんに説明しましたので、この席では、青山さん、どう思いますか。米軍活動と沖縄県民の避難。

青山繁晴

今、我部先生は非常に公平におっしゃったと思うんですね。公平かつ客観的におっしゃったと思うんですけど、日米防衛協力の新ガイドラインによれば、日本有事の際に米軍は何でもできるということが実質的に書いてあると思いますよ。この新ガイドラインというのは、我部先生がおっしゃったように、日本語と英語では中身が全然違うというのも大きな問題なんですね。沖縄県民だけじゃなくて日本の人々はほとんどこの新ガイドラインが理解できないです。英語で読むとすごくはっきり書いてあって、さっき我部さんがおっしゃったように、米軍の行動について、今のところ日本で有事があっても日本側から何らの制約を与えても実質的に僕はできないと思っているわけです。ですからこそ、副知事の牧野さんは、今日、冒頭おっしゃった、沖縄だから日本一の国民保護計画にするんだとおっしゃったこと、僕はこれはすごく正しい姿勢だと思っていて、すなわち日本で重大なテロがあったり、あるいは米軍を巻き込んだ事態になったり、日本で有事があったときに、米軍に対して日本が何を言えるのか、ここの主人公は日本国民なんですから、米軍が主人公じゃなくて私たち日本国民が主人公なんだから、それを守るためには米軍に対しても、例えば県庁だけじゃなくて自衛隊の側からも何ができるかということ、この国民保護計画の中で沖縄県におい

ては盛り込むべきだと思っているわけです。それは僕は不可能じゃないと思います。すなわち米軍にとっても、沖縄を含めて在日米軍基地を守るというのは彼らの国益そのものであって、絶対に守りたいと思っているわけで、有事になったときに、今は適切な協力だけにとどまっていることが、もう少し具体的に日本の主権において、仮にある程度の制約を受けることになっても、この米軍基地の機能が保たれる方を僕はアメリカは選ぶと思っていますから、この国民保護をむしろきっかけにして、ようやく日本が踏み出せると僕は思います。

コーディネーター

ありがとうございます。

青木さん、どうですか。米軍基地の、沖縄の特殊性から考えた。

青木信之

いろいろご心配な事情、これだけ米軍基地に囲まれているわけですからわかりますし、現にヘリコプターが落ちてみたら、そこを封鎖しちゃってということになって、そういう事実からするならば、いざ事が起きたときに本当に避難とかできるんだろうかというご心配があるというのはわかります。ただ、米軍もさることながら、自衛隊、いろいろ考えなければいけない課題もやっぱりあるかと思うんですね。いざ避難するとき、那覇空港から避難しようというときに、自衛隊との共有空港でもあるし、事が起きれば自衛隊も使うということもあるわけですね。そのこともまず頭に置いておく必要があるかと思います。

米軍との関係で申し上げれば、日米でその調整メカニズムで一応存在している。最

終的には施設をどっちが使うかという課題が生じたときに、日本国内の国内法としては、国民保護法と一緒に成立したものとして、特定公共施設、道路はどっちが使うとか、港湾はどっちが使うとか、ここで調整をしようということで対策本部ができたならば、利用指針を作って、どっちが優先をどうするかということを決めていこうということで、一応はなっているんですね。一応はなっているんですが、それは一つの仕組みがあるだけでありまして、具体的に問題が起きたときに、どこで、どういうふうに議論をしていくのかということがたぶん大事だろうというふうに思います。

先ほど牧野副知事さんが言われたお話ですね、米軍とも調整しなければいけない課題がたくさんあるだろうと。軍人、軍属の問題もあるし、情報提供があってもいいじゃないかと。これは沖縄県をはじめ、多くの基地がある県さんが強い話をいただいております。政府としては米軍当局に、外務省を中心として、そういう申し入れをしております。まだその調整結果がまとまっている状況ではありませんが、外務省としては継続的な話をしていると思います。

一つ言えることは、少なくともその国民保護ということを経験して、そのことを頭に置いてくれないと、米軍も困るんですよということは、これは伝わっていると思うんですね。相当長い時間を経過して、その間継続的に話をしているわけでありまして、そのことを理解してもらおうというのが非常に大事だろうと思っています。もちろんできる限りいい答えが得られて、一定の調整結果が示して

できれば一番いいと思っています。

それから政府部内の問題としては、その調整ってどこですか。誰が、どういう次元で、どういう材料の元に判断するのか。これは大事な課題です。われわれとすると、そういうような問題を、どの時点で、どういうふうな議論の元に調整を図っていくのかという問題提起を政府内でもしているところでありまして、今のところ、実際にどういうふうに調整するのかというところまで煮詰まった議論になっておりませんが、今後とも政府内でもそうした議論ができるように、われわれなりに努力をしていきたいというふうに思っております。

青山繁晴

今、青木さんはけっこう踏み込んだことをおっしゃったと思うんですよ。というのは、米軍基地の問題って、今まで防衛施設庁だけがやっていたでしょう。防衛施設庁って、はっきり言って、今日、関係者もいらっしゃると思いますけど、政府の中でそんなに権限が強い省庁でもないし、防衛施設庁だけがやっているから政府全体の問題になかなかならなかったわけでしょう。でも青木さんは、今は総務省だけど、要するに旧自治省ですよ。自治省が本当にそれをやられているかどうかは知りませんが、少なくとも住民自治を守るために存在している役所ですよ。そこがこの国民保護法を通じて、この米軍基地の問題にも初めていわば関与できる。そこは僕は積極評価した方がいいと思うんです。

時間ないでしょうか、もう一つ付け加えると、さっき私が沖縄の国民保護計画の中

にこそ米軍の問題を取り入れられるといいましたね。それは絵空事ではなくて、絵空事ではない証拠に既に幾つか活用できるものがあって、その一つは、さっき我部先生がおっしゃった新ガイドラインの中の「primary responsibility」という、要するに責任はお前だよと言っているだけととれるけど、違う方向から見たら、この日本で起きることは米軍じゃなくて自衛隊、我が国民が養っている自衛隊がやることなんだよ。米軍はいわば主人公ではないよということ、むしろ初めてはっきり言っていると思うわけです。

それからもう一つは、さっき、牧野副知事から、これはおそらく懸念として言われたと思うんですけども、武力攻撃事態法の中に、「米軍がやることを自衛隊が肩代わりする問題がありますね」ということを牧野さんはおっしゃったと思うんですよ。懸念としてわかるんですが、これも国民保護計画をきっちり米軍の問題まで取り込んで作っていくと、例え有事があったときであっても、米軍の国内法に則って何でもやれるわけではなくて、日本にいる限りは、日本の国内法に基づいて、その自衛隊しかできないんですよということを、むしろ制限として僕は活用できる可能性は十分あると思っているわけです。だから平成18年度末にいたるまで、そここのところを詰めていけばいいと思います。

我部さんはもちろん違う意見があるでしょうが、僕は必ずしも国民保護計画を一つの契機として、今までの在日米軍に対する日本の主権なき状態、この主権なき状態って、別に左でも右でもなく、例えば海上自

衛隊の護衛艦に乗って横須賀港に近づいていくと、これはつい先日、僕は海自の様子を見るときに乗ったんですけど、横須賀港に近づいていくと、一番よい部分は全部米軍が押さえているわけですよ。一番端っこのところに自衛隊の護衛艦は避けるように入っていくわけです。思わず海上自衛官の口から、「これが主権国家でしょうか」ということが漏れるわけです。

これは自衛隊がそういうことを表に向かって言えないけれども、普通の本音だと思えます。そうすると、米軍に対して初めてものを言うためにも、国民保護計画は、実際は僕は活用できると思っています。すみません長くなりました。

コーディネーター

ありがとうございました。今のご意見で、我部さん、ちょっと頭をひねっていましたが、簡単に。副知事の方で、どうぞ。

牧野浩隆

今の米軍と国民保護法の問題の一番抜けているのは、沖縄側が懸念するのは、武力攻撃事態法は外部から何かがあった場合に国としてどう対応していくかということで、それは全体として自衛隊と米軍が一緒になってやっていくという安全保障論の線でやっているわけです。そこはそこで理解で来るわけです。ただしこれが前提になると、過重にある沖縄こそおかしなことが起こってきますよと、前提自体にわれわれは問題を感じていますよというのはそこなんですよね。ですから、安全保障論の面からいけばそこは理解できるけど、しかしそのままでは沖縄の過重負担ということから考えますと、そういう面から見ると、今度は

武力攻撃事態法を受けた国民保護法という形からしますと、県民の人命や財産をどう保護するかということになりますと、その枠組み自体にも今の安全保障論に対するものも、例えば負担軽減ということが出されていますから、そのあたりをちゃんと押さえないと、武力攻撃事態は当然の前提としているということをわれわれは、そこから問題提起はしていかないといけないと思っているわけです。そのところなんです。

青山繁晴

それは同感です。

コーディネーター

ありがとうございます。すみません、ちょっと時間がありませんので、我部さん、どうぞ。

我部政明

先ほど米軍の方に何かやってもらえるのではないかというふうに期待があるんですが、現実にはこの国民保護法ができた法律も一緒にこういうのができました。先ほど、青木さんから言われた特定公共施設の利用等についても、この法律も一緒なんですけれども、同じときに「武力攻撃事態等におけるアメリカ合衆国の軍隊の行動に伴い、我が国が実施する措置に関する法律」というのができまして、これは何かというと、中身は、米軍が行動するのに日本が障害にならないように用意していこうという目的の法律です。つまり、ここでは米軍が例えば誰かの私有財産の木を切ったりすることについて認めましょうと。その代わりその保障については日本政府がやりますと、やることができます。そういうような日本政府が全て、先ほど副知事がおっしゃった

ように日本政府が肩代わりをしていくというふうに、つまり容易に米軍の行動を容易にさせるといふふうになっているわけです。ある意味で言えば、日米安保の前提からすれば、米軍と一緒に日本を守るといふ立場からすれば当然なことでもあるわけですが、今の日本政府のこの法律によれば、米軍の行動をより促進をしていく、うながしをしていく、容易にしていくというような側面があるわけです。

コーディネーター

はい、どうぞ。

青山繁晴

我部さんに無理に意見を合わせるわけではなくて、僕が言っているのも、実はそういう面が今の法律では確かにあるということをお願いしているわけですね。法律ですから、やがて変えることもできます。そのためにも、もう1回言いますが、この国民保護計画の中の県の基本計画は避難マニュアルは、この沖縄の地元で作れるんですから、武力攻撃事態法のその部分は我部さんと、もう1回言いますが、無理に意見を合わせるわけではなくて、懸念は共有しているんです。それをやがて変えるためにも、それから沖縄という現場から声を上げるためにも、その国民保護計画は作り方によっては有効になると思っているわけです。

コーディネーター

ありがとうございます。おさらいの意味ですが、こうやって沖縄県が計画を策定し、それを国と調整すると、それが出来上がっているところ鳥取ですか、青木さん。福井と鳥取ですね。そういう意味でも、今がチャンスだということも考えられると

思います。さて、問題の沖縄県の特性的の中で、離島がございます。この離島について、加藤さんからひとつよろしく願います。

加藤伴子

私たちの八重山諸島は、自衛隊も基地もありません。たくさんの離島を抱えていて、与那国島は国境に接しています。また、尖閣の問題もあります。先月6月17日、石垣市議会では、尖閣上陸視察が決議されました。その4日後の6月21日には台湾国防省の人たちが海軍フリーゲート艦で尖閣近海を視察し、遊漁権を主張し、シュプレヒコールをあげている写真が新聞などで載っていました。

また、2004年11月12日、国籍不明の潜水艦が石垣と多良間の間を領海侵犯をして北上していきました。それも領海を出た後に私たちは新聞で知らされました。そんなことで、私の住んでいる石垣は少々気になる地域というか、場所であることは確かです。

また、石垣では、明和の大津波の教訓が残っていますので、近くの小学校では津波が来たとき、高台の中学校へ行く、またそれでも来たときは、上の地域へ行くという避難マニュアルはできているのですが、有事に関しては何がどう起こるのか検討もつきません。それに石垣の大多数の人は危機感を持っていないのが現実だと感じます。有事は家族と一緒にいる時に起こるとは限りません。保育園や学校に行っている子どもたち、寝たきりの親、それらの世話は女性が担っていることが多いわけです。私個人としては、何かあったとき、まず、92歳になる母親の施設へ走って行くと思いま

す。それを個々の人たちが学校へ、保育園へ、施設へそれぞれに向かうということは、それこそ大パニックに陥ると思います。そういう状況にならないように、保育園ごと、学校ごと、施設ごと、例えば公的機関などが責任を持って移動させて、落ち着いてから家族に会うことができるのか、そういう方法が果たしてあるのでしょうか。私たちは家族がバラバラになるというのが一番心配なことです。ましてや小さな島が点在している離島ではなおさらです。

例えば、台風の場合、事前に情報が伝わってきます。大きい台風、小さい台風、自分で考えて、自分で対策ができるわけです。でも有事となれば、どこで情報を収集し、その情報をどう伝達していくか、一人ひとりがどう行動していくのか検討もつきません。大切な子どもや親、家族を守らなければならない私たち主婦が最南端である八重山諸島でどう行動をし、どんな対策をしていくか、同じ石垣市出身であります牧野副知事にも、深い議論をお願いいたします。以上です。

コーディネーター

ありがとうございます。離島での、つまりライフラインも含めて、沖縄県ならではの離島県ですから、大変な特性なんです。それを踏まえて国民保護について、牧野副知事、どうぞ。

牧野浩隆

離島に入る前に、一言だけ。先ほど日米間の問題がありましたので。基本指針の中には米国と米軍とのそういうような関係は、これから国は詰めていくという表現がありますので、非常に勢いはいいですけど、

本当の意味の情報交換ができるように詰めていくというのをぴしゃりできるような形でやっていただきたいと思います。そこところは政府関係者をお願いしたいと思います。

さて、今、加藤さんのご指摘にありました離島問題ですけれども、これは加藤さんは石垣島からお見えになりましたけど、これは何も離島問題というのは石垣島だけの問題ではなく、沖縄県全体が本土から比べると大きな唯一の離島県なんです。ちなみに南北で1,000km、東西で400km、これを地図に落としますと、大阪から鹿児島までつなく広さだそうす。海岸線も全国で第4位という大きなものを持っていますし、それから40の有人島があって、そこにお住まいの方たちを、本当にどのような形で避難誘導していくかということは、並大抵なことではなくて、これは単なる石垣島だけではなくて、沖縄全体の問題でもあるんですね。

それと、また離島に限って言えば、ほとんど食料などの生活必需品というのは、八重山群島ですと石垣島、宮古ですと宮古本島、沖縄ですと沖縄本島、いわゆる母島に依存している状況があって、ちなみに食料ひとつとってみても、台風で2、3日船が欠航しただけで周辺離島は食料が無くなったと大騒ぎするような状況ですから、そういうような有事の場合を考えてみたら、ぞっとするようなのがありますし、それから周辺離島ですと、高齢者の方たちがいらっしゃると、それと小さな離島などになりますと、離島の島内だけで避難するということはほとんど不可能になって、どう島外

に出て行くかということになりますと、輸送手段をどうしていくかという形になりますと、まさに行政の支援が大きくなっていくだけではなくて、その支援をするまでの間に、中にいらっしゃる方たちがどう自主、互助組織みたいなものを作ってやっていくかということも問われていますし、ある意味ではまさに周辺離島こそライフラインだけではなくて、食糧備蓄など、一番大きな力を入れていかなければならないだろうと思います。

難しさですけど、離島の抱えています問題を、例えば周辺の小さな離島で、島外に避難しなければならないということが出た場合の難しさ。これはわれわれとしましては、過去に経験があるわけです。沖縄戦の時に県外にどう疎開するかということがありましたけど、そのあたりの、あのときの疎開の教訓みたいなものが若干整理して紹介しますと、まず、島外に避難するという場合に、避難措置の安全性確保、例えば輸送手段、これに対する不安。沖縄の場合は悲しい対馬丸という悲劇があります。それから島外のものに対して的確な避難誘導が必ずしも行政の優柔不断さで迷って、明確なものができなかったということと。もう一つは、島外に疎開した、疎開先での生活に対する大きな不安があるわけです。食料をどうするのか、救援体制はどうするのか、医療はどうするのか、あるいは地元との連絡をどうするのか。行ってみれば、避難した先でも一種の疎外感というのがある。よそ者扱いみたいな形ですから、このあたりはどうするのか。あるいは島外に出た場合、残された財産をどうするのか。これはたま

たま新潟中越地震でも山古志村にあれだけみんな誰も居なくなっただけですけど、全く向こうとは関係のないナンバープレートの車が入りしているという状況がある。ですから向こうも自警団を置いてやったというのがあります。ああいうのを考えます。

それと、一番大きな問題は、家族の分離ですね。家族の安否の情報をどうするのか。あるいは通信手段をどうするのかという意味で、まさに離島の持っているのをどうするかが、沖縄の持っている、基地とは別の、沖縄は他の県と比べて難しい問題になってくるわけです。そういう面では、避難に関するもの、当然日頃から準備をしていくと同時に、万一の有事に備えた場合の適切な情報をどう的確に提供するか。その対応策を、今回の場合は市町村などがなっていますから、そのあたりが優柔不断じゃなくて、見事なリーダーシップで適切な情勢判断をして、どう指示していくか、そのあたりが問われていると思いますね。

ですからそういう面では加藤さんの提起したものは、これは一番わかりやすいのは、国民保護の基本は、有事の場合、何が起こるかということ、もう一つ参考になるのが、先だっの阪神淡路大震災ですね。たまたまあれから10年経ちましたけど、その方たちの反省が聞かれまして、その当時、阪神大震災の時に消防団員として救助活動に当たった方の反省でこういうことがありました。3つありました。一つは、自分の生命は自分で守るんだ、まずは自助が最初だと。そういう災害はみんなに平等に起こってくるけど、生きたか、残ったかは平等じゃないよ、これは自分で生き残った、そのあた

りが一番大切だということで、自分でできないのは隣近所、周辺でやっていく、それでできないのは何とかやっていく。結局は行政に来たのは一番後だった。事実、あれだけ倒壊された中から救い出された方たちの95%は自分たち隣近所で救助して、もちろんあのときは後で大変な物議をかもしましたけれども、行政の適切な判断がなくて、自衛隊の依頼だとか、そういうのが全くなかったというようなこともありますけれども、いずれにしても、有事の場合の第一歩は、自分は自分で守ることが重要だということ。

そういう面から見ますと、加藤さんたちの問題の提起というのは、今、離島にいらっしゃる方たちが、自分で何ができるかということを確認にやって、できないのは何なのか、そこを提起していく。そのできないのが何なのかを明確に把握することが一番重要だと思います。そういう意味では、自分ができるのを中心にして、やれるだけはやる。できないのは何なのか。そこをもっていくのが今回の保護法の計画を作る場合の、できないことは何なのか、そこをやっていくのが。ですから今回の場合は、そういう問題意識、皆さんが上がってくるということをどう把握していくかということが重要になってくるかと思います。

コーディネーター

それをどう汲み取っていくかですね。おっしゃるように、これは後ほど締めの部分に入ってくると思うんですけども、県民、国民の役割という話を後ほど伺いますが。

さて、青木さん、今、離島の問題が出ましたけれども、この保護法の基本指針から

して、離島問題をどういうふうに受け止めますか。

青木信之

基本指針、全体もそうなんですけど、この離島が一番いろんな点で注意しなければいけないという前提になっています。それは、島というのは海に接しているから、外圧との関係でも何か受けやすいという前提があるのと、いざ事が起きたときに、そこから動くときの交通手段が限られているからなんです。それで、かつ沖縄の場合は、これは国がということも決めようということで、基本指針で決められているわけです。

先ほど加藤さんから、実際の現場の声も踏まえてお話をいただきました。お母様が施設におられるということも含めてであります。三宅島の噴火の時、3日間で逃げていくんですね。大島の場合は一晩で逃げたんですが。この三宅島の時に、わりとうまくいっていると理解しているんですけども、一つは知事の命を受けて副知事が行って、全部指揮をとって、そこに自衛隊、消防、あらゆる機能を終結させて対応したと。社協も漁協も協力してもらっています。

それともう一つは、要介護者ですね、高齢者や寝たきりの方も含めてなんですけれども、これは先に避難をさせていただいているんですね。その手はずを当局が非常に社協と一緒にうまくやって、かつ小中学生、高校生までは家族分断というのがどうかという議論があったかもしれませんが、まず先にということをやった上で、9月2日から9月4日の3日間で、民間の船だけを借りて避難をしているんですね。この避難の形態というのは、必ず要介護者、

要援護者の対応というのをしなければ、そっちが遅れてしまうと本当に後が大変になるということからすれば、それは非常に大事だというふうに思います。

それから学校も含めての対応なんですけれども、この三宅島でも高校生までは先に避難させているということはありますが、いざ島外に避難することだけではなくて、とりあえず港に集結しようというときも、学校は学校で、施設は施設ということでやっぱりしないといけないと思うんですね。その時に家族のことが心配になることとの関係上、何らかのルールを決めておく必要があって、そのことをぜひそれぞれの地域で検討しておいていただく。

それは何も有事のこととは関係なく、津波が来たとき、島外に避難しなければいけない、どこかに集結しなければいけないというときに、それぞれ動くんだけれども、必ず会えるから大丈夫だよということを、どうやって確保するかというルールを、それぞれの地域で決めていただいた方がいいと思うんですね。

青山さんに教えていただいた例として、あるニューヨークの原発の避難計画を作ったときに、実際に作った計画がうまくいかなかったのは、みんな家族のことを考える、みんな子どものことを考える。なので、何か役割を与えられても子どものことを心配して子どもの方に行ってしまうんです。従って、子どもが安全にスクールバスで行くんだよということが前提にないと、実は全ての避難がうまくいかないということで、避難計画を作り直したというお話しを、たまたまもし時間があれば教えていただきたいと

思います。ということからすると、やっぱりそこでの一定の仕組みを作っておくというのがいろんな意味で必要じゃないかなというふうに思っております。

コーディネーター

ありがとうございます。

会場からの皆さんの質問も受けますので、次に移りますが、今、加藤さんがおっしゃいました与那国島国境に隔てている、それから尖閣諸島問題と、有事の際に国境に接しているこういう離島、このリスクですが、その線について、青山さん、どうですか。

青山繁晴

加藤伴子さんがおっしゃったことは、やっぱり短く言いますから。二つやっぱりどうしてもお答えしておきたいんですけど、それは、今、青木室長もおっしゃった、家族のことで、加藤さんは介護されているお母さんのことをおっしゃいましたよね。僕は民間人なのではっきり言いますと、青木さんがおっしゃったのは、アメリカのニューヨークのすぐ近くのウエストチェスターという郡なんです。ウエストチェスター郡という。そこで原発を抱えているもので、沖縄は原発ありませんけど、それを仮に有事と置き換えると、その原発が攻撃されて放射能が漏れたときにどうするかというマニュアルをいったん作ったんですが、そのマニュアルが本当かどうか、本当に動くかどうか試してみたら、みんなが自分の子どもや、あるいは自分の守らなければいけない家族の所へ走ってしまっただけで、しかもマイカーで走って、全部の計画がダメになった。そこで考え方を180度転換して、これは守

るためにはざっくり切り替えなければいけない。すなわち牧野さんがおっしゃいましたけど、家族が一緒になるということは、もうこの際はっきり諦めていただくと。普段から何かあったら子どもや高齢者や、あるいは心身に障害のある方は家族が守るのではなくて公が守るというふうにはっきり決めてしまって、それを普段から飲み込ませるために、例えば子どもたちについては、家の目の前に学校のある子どもでも、毎朝必ず同じスクールバスに乗せて、同じ運転手さんが運転して、そのバスは民間のバスなんですけど、自治体がお金を出して訓練をして、つまり緊急事態に対する基本的な訓練を受けたバスの運転手さんがいて、そうやって遠い子どもも近い子どもも必ず同じバスに乗せているから、緊急事態があった時はそのバスをすぐに動かして、子どもを全部そのバスの中に入れてしまって、親から切り離して運んで行くと。高齢者もそうです。心身に障害のある方もそうで、残った健常者は自分たちで助けるという仕組みに変えたんですね。これは都市部の話ですけど、離島においてもおそらく同じことであって、おそらく石垣やあるいは宮古のような、つまり地域文化が残っている所は家族とのつながりも強いから、それははっきり発想を転換して、こういう非常事態については、家族が守るのではなくて、弱者は必ず公が守ると。石垣でいうと、おそらく消防団員が中心になると思うんですけど、そうやって考えを転換するということだと思います。長くなってあれなので。

後半の尖閣諸島を含めた問題というのは、それは非常に正しい問題意識を持って

いらっやって、実は尖閣諸島は、(1分間で言いますので)今から36年も前に、1969年に国連が報告書を出して、世界がもっと驚いたわけです。尖閣諸島を含む東シナ海には、今までみんなが気がついていなかった海底油田と海底ガス田があって、時価総額で600兆円だという報告書を出したわけです。日本ははっきり言うと、今日の電気もそうですけど、目の前の電気を作るためにお金を出して、つまり子どもたち、子々孫々のためじゃなくて、目の前の自分たちの生活や経済のために中東からお金を出してエネルギーを買ってきて、30何年間やってきたわけですけど、中国においては、彼らの戦略をもって子々孫々のためにはやがて中国の人口はもっと大きくなるから、この東シナ海の資源をどうしても確保しようとしたわけですね。実はその30数年間、そうやって中国だけが試掘採掘をしてきて、ようやく日本も去年から2隻の調査船を出したわけです。これは中国から見ると、初めて日本は中国にノーを行ったということになるので、つまり去年が始まりであって、今年、それから来年にかけてだんだんこの緊張は高まらざるを得ない。というのは、中国はこの東シナ海の資源を絶対に諦めませんから。それでも戦争に僕はならないと思います。戦争にならないのは、良くても悪くても米軍がいるからだと思いますけれども、戦争にはならないけれども、姿なきテロによって社会不安が起きたりする可能性はゼロとは言えない。これ以上やると話が長くなりますので、その2点を申します。

コーディネーター

それでは次に移りますが、それでは、この生活関連施設の安全確保、それから住民の避難というテーマで、まず、先ほどうるま市の知念市長がおっしゃったように、生活関連施設、特にうるま市の場合は発電所だとかコンビナートだとかいろいろなものがありますが、そういう面での課題をお出しいただきたいと思います。

知念恒男

大事なことでありますので、具体的にお話をさせていただきます。石油コンビナートはうるま市、与那城、平安座でございます。そこは唯一のアクセス道路は、よくご存じの海中道路一本です。そこで有事の際、その地域の方々の避難をどのように行うのか。さらに火災の発生した場合、これは消防は消火に集中すればいいわけですが、武力攻撃による火災となると、状況は一変します。その際に予測されるゲリラも含めて、どのような適切な消火活動が地方自治体としてできるかという不安。それから、先ほど申し上げました、食糧やライフラインの確保をどうするかという極めて重要な問題がこのコンビナート一つとっても起きてまいります。

次に、ライフラインの一つであります電力であります。沖縄電力の発電所がうるま市宇堅、それから石川の方にございます。もう一つは電源開発の発電所がございませう。うるま市だけで全沖縄の55.5%の電力を供給しているという状況でございます。そのときに発電所が攻撃の標的になる可能性が高いということを考えた場合に、周辺住民の避難をどういうようにやっていくかという、これも大事な課題が出てまいりま

す。

それから、先ほど申し上げました石油コンビナート、火力発電所があるわけですが、山城ダムという重要な水瓶もございませう。そういう所が航空機やゲリラによる武力攻撃を受けた場合、それを制圧した後でないと消火活動が行えないのかということになります。ですから、そういう所への、先ほど申し上げました食糧、あるいは水道、電気をどうするかということが出てまいります。やはり何と言いましても、住民が避難する、そういう道路というものは、国の責任において十分事前に確保するということから考えた場合に、今の海中道路一本では私は住民の避難道路としては非常に心配です。

そうしますと、可能性の高い伊計島や金武美崎間の架橋を、国は速やかに行うべきであると。あるいは本島に近い津堅島の架橋も、この際、こういう国民保護法と関連をして早急に取り組むべき国民保護の一つではないかなという考え方が基本にございませう。

それからもう一つ申し上げましたが、うるま市には県立病院がございませう。老人保健福祉施設がございませう。この状況を申し上げますと、県立病院にしましても550床あります。民間病院で1,000床余りあります。15の病院で。それから老人福祉施設が5カ所、保健施設が3カ所で、トータルで760床ございませう。そういう方々の避難誘導、先ほどの話ではこれは公的機関が行うという話でしたが、加藤さんのお話のとおり、家族としては大変深刻な、心配される問題です。そして何よりも、この旧離島と

言われる津堅島も含めた地域には4,000人余りの市民が住んでおられる。生徒にしても、小学校だけでも8,900人余る。中学校が4,500人余り、高等学校が4,300人余りということで、この子どもたちの避難誘導ということについても、行政としては、これは極めて大事なことであり、何よりも優先されるべきだという観点から、ぜひこの安全、安心ということについての保護法ということを中心に議論をし、考えていただきたいと、このようにお話をさせていただきました。

コーディネーター

ありがとうございました。生活関連、一つの市、うるま市をご紹介いたしました。もちろんうるま市だけではありません。

一方では、観光立県沖縄といえます。観光客の保護、あるいは観光施設も含めて、これは牧野さんにひとつ簡単によろしくお願ひします。

牧野浩隆

今、知念市長の方から生活関連施設に対する実情と懸念事項が発表されましたけど、確かに中部地区には石油コンビナートなどの危険貯蔵施設、それから発電所、あるいはダム、浄水場、先ほどさらには病院だとか老健施設などを加えていただきまして、重要なものがあることはご存じのとおりでございますけど、それはある意味ではまたライフラインであるし、生命線であるし、外部から見ればやっつけようと思えば一番攻撃になる弱点であるだけに、そこを守るということは、そこは攻撃の対象になりうるということは当然相手の立場に立てば予想できるだけに、そこをどう守るかは

極めて重要であるだけに、周辺地域の住民の避難をどうするかということは大きな課題になってきます。これは当然のことですけれども。

緊急事態の通報をどうするのか、あるいはそのための情報をどうするのか、あるいは避難経路をどうするのか、あるいは交通手段をどうするのか、そういうことも大切ですけれども、平時から改めて現在のものを、そういう国民保護という視点から見直しする必要性が当然出てくると思います。その場合に、まず、施設自体の安全性を改めてまた確認することはあるわけですね。内発的な事件、事故、できてから時間が経っているというようなもので、そういう面での内発的な事件、事故をなくすという意味での施設自体の安全確保をすると同時に、改めてまた施設の管理者自体、管理者もなれ合いではなくて、改めて管理体制を再見、検討してみる必要があると思いますし、それから施設自体の周辺の警備の問題がまた出てきますし、場合によっては周辺の立入禁止区域を設けるだとか、いずれにしても平時からと同時に、有事が生じた場合に一番大切なのは、その情報をどう把握して的確に発信するかということが、少なくとも生活関連、ライフラインだけに限った情報収集、発信体制というのは今のところないと思います。そこは一般論としてだけではなくて、特別にそういう施設に対する情報収集と的確なものは別途考えていく必要があるのではないかなというような、そのことを考えております。

それと同時に、そのあたりは、今でもそうですけれども、これは有事とは別に防災

訓練などもやっていますけど、改めて防災訓練などの場合、これからももちろん国民保護計画を作った場合に、訓練ということがありますから、そのこのところの意識、訓練なども当然重要になってくるかと思えます。

コーディネーター

ありがとうございます。そこで青木さん、今、副知事がおっしゃったように、いわゆる県民の意識というんでしょうか、県民に期待するものとあえていいますとどういうことでしょうか。

青木信之

県民の方々には、いろいろなことに関して理解をいただくということはまず大切なんですけれども、まず、自らの備えです。自らの備えの意味は、特に家族です。ですので、例えば地震でも、あるいは津波でも、有事でも、何かあったときにどうするか。先ほども30分のしゃべりの中で申し上げましたが、東京で震度5強が1カ所、5弱の地震があっても携帯電話はもうつながりません。メールも2時間後にやっと私のところに来ましたという状態になってしまうんです。どうやってカバーすればいいか。単純です。災害伝言ダイヤルに電話すればいいんですね。災害伝言ダイヤルの使い方さえ家族はみんな知っている。いざというときは、そこに行くことをお伝えすれば、被災してないところのルートを通っていきますので、可能性は高まるわけなんです。そういうことも含めて、まず、目の前の備えというのをまず一つというのは、やっぱりあると思います。

それからもう一つは、自分にできること

を一つでも地域で協力する。あるいは職場でも協力するということなんですけれども、特に地域では加藤さんみたいな方がおられるので、実は何度か回って行くんですが、みんな仕事に出て、那覇市内で職場に行った瞬間に地域での役割って、そこではないと思っていて、仕事に勤しめばいいと。自分の事務所のコンピュータは守るけれども、そこで何かあったときに避難してきた人の世話とかまでは考えにくいと思うんですね。でも、実はそこでも一定の役割はたぶん果たせると思えます。

実は、東京駅の皇居側の地域ですけれども、80社くらいで作っている組合があります。地震のときに助け合おう。助け合おうという意味は、会社ごとに助け合うのではなくて、付近にいる人も含めて、どこどこに逃げたらいいよという誘導を自分たちでしよう。なぜそういう運動をしているかというと、そうやって防災活動をしている安全な所だから、ここは不動産の価値があるんだという対応もできるでしょうということ売りものにしていこうじゃないかという事なんですね。

その視点はいろんな視点に使えて、沖縄はリゾートもたくさんあります。例えば毎月7日は訓練の日か何かで1割引なんだけれども、申し訳ないけれども1時間訓練に付き合ってくださいかもしれない、お泊まりいただく観光客の方は、なんていうのもあったっていいのではないかなと思うんです。何かテロが起きたときに心配なのは、大都市部とそういうリゾート地域で、コントロールできない人、普段住んでいる人たちはコミュニティーの機能で何とかカバー

できるんですが、普段住んでない人、顔の知らない人がたくさんいる所で何かやるといことが大変なので、そういうところの地域で何かやっておられる、商売している方々には、何かそういう工夫をしていただいて、むしろそれが安全で、結果的には楽しい観光になるんだということを沖縄でも売り物にさせていただければなと思ったりしています。ありがとうございました。

コーディネーター

ありがとうございました。今、リゾート地、観光客の滞在地、それから都市部の人口密集地の場合の県民はどう役割を果たすか。それも含めて、青山さん、お願いいたします。

青山繁晴

うるま市長の知念さんが具体的な問題を言われましたので、私は実は評論家ではなくて実務者ですから、県とか政府と連携すべきは連携してますので、その実務の立場から一言ずつ、考えられる対策を端的に申したいんですけど。

まず、コンビナートで、例えば攻撃による火災などが起きたとき、海中道路1本しかない。これは知念市長がおっしゃったように、本来はもう1本道路を最低限造らないと、つまり消火やあるいはそこにテロリストを入れた場合は警察や自衛隊の部隊もその道路を使わなければいけませんから、必ず逆方向に道路は本当は必要なんです。それと同時にあえて申しますが、一つの案として、海上自衛隊に水上艇というのがあるんですね。つまり滑走路に降りるのではなくて水に降りられる水上飛行艇ですね。これは実は知られてませんが、水を吸

い上げる能力を持っていて、ドンと水を降ろす事はできるんです。海上自衛隊の今持っている水上艇は、たぶんこういう有事のときは防衛目的以外には使えないでしょうから、これは県とあるいは国と協力して、うるま市も含めて、何機か、沖縄県が離島を抱えているだけに、これは保有すべきだと僕は思っているわけです。今、海上自衛隊には大変高く売ってますけれども、これをある程度の数が出れば価格もドンと下がるわけです。これ、実は普段はリゾート開発にも使える、その水上艇を使って観光客を離島に運ぶ事もできるし、それから離島で病人が出たり、大量の例えば伝染病が起きたときにも運べる。それから消火もできるという、多目的に日本の防衛技術でとどまっているものを、防衛の枠から外して民用に使うことを僕は検討した方がいいんじゃないかではなくて、検討すべきだと思っています。

それからダムについては、ダムは破壊される懸念は実はありません。どうして断定的に言うかということ、実は韓国陸軍が北朝鮮のあの訓練されたテロリストにダムを破壊される事を懸念して長年そこに兵士も貼り付けてきたんですが、今は一切してないんです。というのは、韓国陸軍は実験を重ねた結果、いかな爆薬を使っても、重爆撃機でもろに爆撃することができない限りは、そんな戦闘もできませんから、米軍が制空権を握ってますから。ということは、言われたゲリラが爆弾を抱えて来るしかありませんね、破壊するには。その爆薬、爆弾量ではダムは壊れないんです。ですからダムについてはやることはただ1点で、水

質汚染だけです。そのダムにウイルスを含めて妙なものを投下されたときに、その水質をチェックできるポイントを作るだけで、そのダムに対しては備えは十分なんです。

それから高齢者の病院については、病院とそれから高齢者を病院に送り出している家庭に、これはアメリカの自治体がやっているんですけれども、このA4の1枚紙のアンケートを出して、その高齢者の病人の方は、例えば車いすがあったら運べるのか、ストレッチャーが必要なのか、あるいは場合によっては松葉杖でいいのか、自分で歩けるのかと言うことを自ら書いていただく。そのデータを収集すると、例えば、うるま市や沖縄県がどれくらいのストレッチャーを持てばいいのか、どれくらいの車いすを持てばいいのか、何人必要かということは把握できますから、高齢者の病院であっても、その高齢者を運ぶことができます。まずそこから初めていただきたいと思えます。

それから電力については、普通の自治体ですと、問題は原子力発電所だけであって、火力、水力についてはほとんどターゲットにならないはずなんです。沖縄においては、米軍の電力もストップさせるという目的を仮にテロリストが持った場合は、おっしゃったようにうるま市のように大半の電力施設が集中している所については、火力であっても最低限の備えはすべきだと思います。ですから最低限の備えというのは、つまりセンサーやカメラのようなものを備えると。そんなものでテロリストが防げるかと思われるかもしれませんが、実はそれ

はテロリストはプロですから、必ず事前の下見をし、情報を集めるので、そういうものがあるだけでテロの可能性が本当は20分の1に、確率論から見て、いい加減に言っているのではなくて確率論からいって20分の1以下に減りますから、ということは、今まで言ったこと全部合わせてもたいしたコストではないんです。水上艇が一番お金がかかりますが、びっくりするようなコストではなくできる対策がいっぱいあるということ、ちょっとまた長くなりましたが、自治体の方も多いので参考にさせていただくために申しました。

コーディネーター

ここで会場から質問を受けたいと思えますが、簡潔に、どなたにということで、どうぞ、質問がございましたら。はい、どうぞ。

会場より

青木さんに質問します。有事の際の国民の避難において、自衛隊の車両や航空機、海上艦艇を使うとおっしゃられましたけれども、防災の観点、特に大島や三宅島のようなときは有効だと思いますが、有事の際になった場合、かえって自衛隊のものを使うと狙われるのではないかという懸念があります。特に沖縄戦のときにおいては、軍と共にしたばかりに国民が巻き添えを食らっているという事実があります。そのへんはどうお考えでしょうか。

コーディネーター

それでは、青木さん、お願いします。

青木信之

自衛隊の車両等を使う事が当然前提だと喋ったつもりはないんですが、艦船を使う

ということは当然前提になっているというわけではないんですけれども、一つ、制度上は、自衛隊にはもちろん迎撃という、侵害排除という基本的な仕事がある他に、国民保護、避難に関してもご協力をお願いするという場面は想定される法体系になっています。従って、自衛隊の艦船等で避難するということはあり得るべき姿ですが、お話のとおり、本当のそういう事態になっているときには間違えて攻撃を受けるという心配があるので、できる限りそういうことも含めた対応というのはやっぱり考えざるを得ないなということです。従って、事態によります。むしろそれが狙われるということであれば、絶対にそれに乗せてはいけないということになります。

仮に、自衛隊の船というと難しいでしょうけれども、海保の船等であればわかるように、例の私の最初のスライドにあった特殊標章みたいなもの、あれをつけてやっていくという事まで工夫しなければいけないかもしれません。

ただ、それとの兼ね合いで言いますと、例えば静岡県さんは災害船というのを持っているんです。500人乗りのテクノスーパーライナーという、ものすごい、日本で一番早い船です。実は三宅島から避難するときに、静岡県は「何で、この船を使ってくれないんだ」なんて思っていたりして、そういう資産というのはやっぱり日本にあるのであって、従ってもっともっといろんな活用の方策も考えていくべきで、もし可能であれば、自衛隊の船を使わずに逃げる事が基本の場合は、ぜひ使わずにやるということではなければいけないというふうに思っ

ています。

コーディネーター

ありがとうございます。他にどなたかいらっしゃいますか。どうぞ。質問の方、お立ちいただけますか。マイク係が探す手間がありますので。

会場《 》

今までパネリストの方々から具体的な例を挙げて話をされたわけなんですけれども、いわゆる事故とか災害の危機、青山さんにお伺いしたいんですけれども、事故とか災害の場合の危機管理というのと、それから人間の意思によって働く有事、その時の危機管理というのは、似ているところもあるとは思うんですけれども、かなり違う部分があると思うんですね。いわゆる有事としてテロリストとか、あるいはテポドンが落ちるとかいうような、人がやる場合には当然やる人たちは、その有事に対して対応することも考えて行動するはずなわけですから、こういう自然災害、あるいは事故なんかの危機管理とは考え方を変えなければいけないのではないかなというふうに思うんですけれども、そのこのところはどのようにご指導をされているか。お聞かせいただきたいと思います。

コーディネーター

青山さんに質問ですか。

青山繁晴

おっしゃったように、これ実は全く違います。まず、全く違うということを中心にして、その結果、作業を積み上げていって、下の方で共通項がありますから、その共通項は活かしますけど、原点は全く違うんです。というのは、今のご質問の中にも含ま

れていましたが、事故や災害というのは、その事故というのはヒューマンエラー、たまたまミステイクでありますから、そのミスが続ける意思がない。それからミスがいくらか重なっても、例えば10も20も重なる事はない。それから自然災害も、台風が幾つか続くことがあったり、地震で余震があるけれども、ずっと続くわけではない。ところが破壊妨害工作をする人、あるいはテロリストの場合は、必ず継続的な意思を持って、この破壊とそれから国民への危害を続けますから、それは全く違うわけです。

全く違うから、私たちが考えを変えなければいけないことは、これをあえて言いますが、例えば、陸海空の自衛隊について、僕も含めてずっと長いこと災害救助隊というイメージが染みこんでいるわけです。僕も含めてですよ。僕ら専門家も含めて。だけどこれは意図を持って、しかも技術を持って、しかも余裕も持って動く相手がいる場合は、これは実は自衛隊は、ほとんど本来業務に専念せざるを得ないと僕は思っています。これは先ほどの一人目の方の質問にも関係すると思うんですが、例えば自治体で考えがバラバラで、これもあえて僕ははっきり言ってしまうと、例えば京都府の知事さんは、これをはっきり考えをおっしゃっていて、自衛隊はテロや有事であっても、まず人命救助を先にやって、迎撃作戦は後回しにしてくれということ、京都府の知事の方がおっしゃっていて、僕は個人的にもかなり議論したことがあるんですけど、これは例えば沖縄においては、さっきのご質問に関連して言うと自衛隊の車両や自衛隊の部隊を救助に使うことはこの際す

っぱりやめた方がいいと僕は思います。この自衛隊の本来任務に戻らなければいけない。そうすると実は自治体の方々が今日は多いですから、あえて申しますが、自治体の中で警察や消防は、有事やテロになったときも自衛隊がずいぶんやってくれるんだという期待をしている部分がすごくあるんです。おそらく沖縄でもそうじゃないでしょうか。他の自治体ではもっとそれが強いところがある。

だけどこれは、有事やテロに関しては自衛隊は幸か不幸か、本来任務に戻らねばならない。すなわち私たち一般市民が救助を当てにするのも、自衛隊に当てにするのではなくて、基本的に警察と消防、それから市民の相互救助に基本的に依存せざるを得ない。そこが一番違う点だと思います。他にもありますけど、とりあえず。

コーディネーター

アンケート用紙をいただいたので、読みづらいのもたくさんありますので失礼ですけれども、「青山さんにお伺いしますが、有事と平時では人間の感情が違ふと。有事のとき、軍隊は本当に住民を守れると思うか。」と、「軍隊」と言ってますけれども、つまり自衛隊のことだと思うんですが、守れると思いますかということです。

青山繁晴

そのご質問は、明らかに沖縄戦の悲惨な経験を踏まえて、軍隊というものは、そもそも実は国民を守るのではなくて、違うことをやるのではないかという不信感に基づいていると思うんです。だけどそれは僕ら、いわば主権者、国民の責任において旧軍と自衛隊がどう違うのかということをもう一

度整理して、実は旧軍にも似通っているところがあるなら、それは僕ら国民の側から自衛隊に直してもらわなければいけないし、自衛隊、防衛庁の側からも、われわれは帝国陸軍、帝国海軍とここが違うんだと、沖縄戦を繰り返さない根拠はここだということの説明してもらった上で、もう一度言いますが、有事やテロの場合は、自衛隊は私たち市民を救助するのが本来の任務じゃなくて、おそらくその余裕は、僕は現実にはないと思います。ですから消防、警察、市民相互の救助の方がポイントになってきて、自衛隊は本来の任務にどうやって専念させるかということに僕はならざるを得ないと思っています。

コーディネーター

もう一つ、会場からご意見を伺う前に、このアンケートで一つ。千葉からいらした匿名ご希望ですのであえてお名前は発表いたしません、「ロンドンの同時テロで始まり、最近の関東の地震など、テロ、自然による災害が起きていますが、一部の県を除いて、知事が積極的でないように思う。良くいえば、慎重かつそういう状況にある。それは行政の責任、国民性、マスコミのあり方などが考えられますが、先生のお考えをお聞かせください。青山先生ですね。

青山繁晴

これはさっきの講演で言いましたが、私たちの国は、今、民主主義です。本当に。世界で最も高度な民主主義の国の一つですから、自治体と政府と国民とメディアがバラバラに違うということは絶対にはありません。これはみんなそっくりです。だから相互に影響し合っているのであって、御上に

依存するだけでもダメで、私たち自身が御上に働きかけなければいけない。例えばあえて言えば、沖縄には今、列車はモノレールしかありませんが、でも皆さん、本土に行かれて新幹線によく乗られるでしょう。ヨーロッパの新幹線はユーロスターと言って、ロンドンとパリ、それからロンドンとアントワープをつないでますけど、新幹線に乗るときに必ず金属探知機があるわけです。日本の新幹線は、例えば皆さん、のぞみに乗られることもあるでしょう。のぞみって、時速250kmから300kmくらいになって、満員ですと1,300人ですよ。その車両を全部転覆させるのに必要なプラスチック爆弾の量といったらこれくらいです。昔でいうと、ショートホープとかああいう小さなタバコくらいのプラスチック爆薬で全車両横転してしまうわけです。

実は僕は何年も前から金属探知機をせめて付けてくださいと言っているわけです。でも、必ず国土交通省とJRの側からは、そんなことをするとお客が減って経営に響くと言うわけです。しかも乗るのに時間がかかるとお客が来なくなると言いますから、僕はユーロスターに実際に乗りに行って調べました、そうすると、一番高齢者でよたよたの人でも10分で金属探知機をくぐって電車に乗れたわけです。ということは、僕ら乗客の側から、つまり市民の側から10分間の不便は我慢するから金属探知機を付けないならもう新幹線に乗らないと言えば、それだけで抑止力はずっと上がるわけで、そうやって僕らの側から変わると、この国民保護や、そういうことに消極的にいられる知事がいるはずがない。選挙を考え

たら、そういう知事さんはもういないということになるから、やっぱりどちらかと言えば僕らの側から声を上げるべき時期に来ていると思うんです。今日、会場にいらっしゃっている方ですね、千葉からお見えになっている方。

コーディネーター

はい。ありがとうございます。まだありますけれども、会場の方から質問がございましたら、どうぞ。

もう一つ、「国民とは在日の外国人、例えば在日朝鮮人も含めるのか。レジュメでは住民という言葉が使われているため素朴に疑問に思う。」これが1点。

2点目、「武力攻撃とは、具体的にどの国からのものなのかを想定しているのか。中国か、北朝鮮か。」というふうに言っていますが。これ、どなたでもけっこうですが、どうぞ。

青木信之

国民保護法の背景にはジュネーブ条約があります。そのジュネーブ条約は、要するに人をおしなべて守らなければいけないという前提に立った法的枠組みであります。したがって、この国民保護法を動かす場合において、在日の外国人はもちろんのこと、日本にいる外国人の方も保護の対象になります。観光に来ている方も含めてです。従って、何らかの対応をしなければいけない場合においては、そうした方々に対する情報伝達というのもけっこう大変な仕事になって、例えば日頃から国際交流協会等々で簡単なパンフレット等を用意して、いざというときはこういうことを書かなければいけないんですよということも、場合によっ

ては必要だということになるという意味で。そういう方々も保護の対象になるということでもあります。

青山繁晴

1番目については青木さんと全く同じで、「国民保護」、「国民」という名前を使ったり「住民保護」、「住民」という名前を使っていますが、それは最も主体的にやる人のことを言っているのであって、保護の対象を人間によって、国籍によって、例えば観光客と住民によって分ける、あるいは在日の方と日本生まれの方と分ける、そんなことはあるはずがなく、それは青木さんと同じです。

二つ目の、どこの国のことを想定しているんだというご質問、それは二つ面がありまして、これを具体的に私たちは備えなければいけません。無尽蔵に備えるわけにはいけない、そんなことをしていたら自衛隊員は500万人、消防団員は1億人というバカな話になりますから、具体的に驚異を想定しなければいけませんから、これは残念ながらはっきり申せば、今のテロで言うと北朝鮮とイスラム原理主義であることは疑いようがありません。それから中長期的には、中国が沖縄のすぐ西まで自分たちの領土だとおっしゃっている以上は、中長期的には中国のことも念頭に置かざるを得ない。でもそれは、いわば紙の裏表の表の部分であって、もう1枚裏の部分については、いかなる脅威があっても基本的には備えることをしなければいけない。

それは具体的な備えはもう一度言いますが、表の部分で、今から予想される自体に備えますが、裏の部分というのは、例えば

私たち住民、国民、市民が自分たちで声を上げないと、もう現代の自衛はできない。あるいは新幹線の問題も含めて、そういう意識の問題はどこ国だからということをも想定するわけではない。このことはもう一つ大事なことがあるのは、意識の面まで北朝鮮、いや、イスラム原理主義だけ見てしまうと、とにかくイスラム教徒はみんなテロリストで悪の権化だというようにことにつなげてしまうと、例えば北朝鮮の普通の人々に対する差別にもつながりますから、意識の問題では国を特定しては僕はいけないと思っています。

1個だけ、時間がないのに付け加えると、今、ロンドンでテロが起きて、皆さん、ロンドンテロに関心があると思うんですが、テレビで発言している、僕もたまに顔を出しますが、テレビで発言しているいわゆる中東の専門家たちの言っていることで、絶対に僕は間違っていると、許せないと言っているのは、「ロンドン、あるいは英国にはイスラム社会があったからテロが起きたと、日本にはそのイスラム社会がないから危険は少ない」と何人もの専門家の方がおっしゃっているでしょう。これは全く間違いですよ。ロンドンや英国にイスラムコミュニティは確かにありますよ。ほとんどイスラム教徒で作られた町もありますが、99.9%はまじめな英国市民で、テロどころか、本当に一生懸命働いている。この間間違っただけで殺された人も含めて、まじめに働いている人ばかりですよ。それがあからテロが生まれたと言うなら、そのまじめな社会がまるでテロリストを容認しているかのような、これこそ差別と偏見そのもの

です。

逆に、じゃあ日本を見たらどうかというと、そういう評論家に僕は申すのは、あなたは上野公園に行ったことがないのか、上野公園に行くと、これ僕は差別で言っているのではない、どうしてかということ、警視庁が何度も何度も上野公園で覚醒剤を売っているイスラム教徒を摘発しても摘発しても、その後ずっと同じ事件がある。ついこの間も起きました。それから、例えば東京だけではなくて、全国の町工場に行けば、不法入国で残念ながら不法就労で働いているイスラム教徒もけっこういらっしやる。そういう犯罪に近い存在、犯罪に近い存在のイスラム教徒にだけ、本来はアルカイダは接近して工作員にするのであって、すなわち英国には、そういうイスラム教徒がいっぱいいるから事件が起きたと言うのは差別と偏見だし、日本にはそれがいないから起きないというのは全くの現場を見てない勘違い発言にすぎないんですね。

話が長くなっちゃいました。このへんで止めておきます。

コーディネーター

ありがとうございます。ご氏名を書かない匿名ということで、この後時間がもうないので、19時から討論会がございまして、これを出していただいた方、どうぞまた県民討論会の方で青山さん、青木さん、それから県の府本参事監が参加してやりますので、一つこのあたりで閉めたいと思いますが、最後にそれぞれパネリストの皆さんに一言ずつ、会場からの質問、そしてそれぞれの皆さんのご意見を踏まえて、一言ずついただきます。

まず、知念市長からよろしくお願ひします。どうぞ。

知念恒男

国民保護という大切さを自分なりに理解をし、受け止めましたが、しかし不安というのはなかなか解消されないというのが私の心境です。ですから、お互い国民、あるいは市民一人ひとりが対外的には友好親善大使の役割をしっかりと担えるような努力をしていきたいし、また、国や政府は対外的なそういう有事と申しますか、備える法律などがいらぬような外交努力に心血を注いでいただきたいなという、その気持ちが強くなりました。今日はありがとうございました。

コーディネーター

どうもありがとうございました。

それから、遠く石垣から来ました加藤さん、お願ひします。

加藤伴子

自分の家族でできることは何なんだろう、自分でできることは何なんだろう。あと、やれないことは何なんだろうということを、常に家族で話し合っておくことは大切なことだということがわかりました。あと、危機管理は知識ではなく意識ではないだろうか、今日のフォーラムで感じました。

しかし、何事もないことが一番大事、女性からしてみると。それを祈らざるを得ません。八重山では、先の戦争の強制疎開によって生じたマラリア被害は、今なお八重山の人の心に深く傷を残しているのは否めません。また、石垣では、平和無防備地区条例などを作ろうと市民の声が上がって

ます。また、戦争を世界から一掃しようと、国連56カ国のコインやメダルで作られた「平和の鐘」が石垣市にはありません。私たち市民は折に触れ、恒久平和を願ひ唱題します。穏やかにお年寄りが暮らしている島、子どもたちがそれぞれの夢を持って元気に平和に暮らしている島、そんな島に母親として有事は決して起きてはいけぬと思います。有事の起きぬ国づくり、県づくりを心からお願ひします。ありがとうございました。

コーディネーター

どうもありがとうございました。

それでは、我部さん、お願ひします。

我部政明

話を聞いていてよくわからなくなってきたのは、最初からよく理解できなかつたんですが、有事とは何かという具体的なイメージがよくわからないまま、いろんなことが話が出たので、ますます混乱したというのが印象です。

もし、どういうものであれ、たぶん具体的にどういう有事というふうになったときに、たぶん大事なのはタイムフレームではないかと思うんです。いつから準備するかということです。例えば、今ここで地震が起きたらどうすべきか。家に電話をすべきか、外に出るべきかというような、あるいは後で家には電話すればいいのかとか、これは細々したのですが、そのタイムフレームがあって、どの時点から、何をやってということがたぶんあるのではないかなと思います。これは1回やればいいのか、あるいは何回も繰り返し起こるからという事例というんですか、タイムフレームという

んですか、時間的な流れというものが少し欠いているような感じが、今日はいたしまして、またさらに混乱をしたというのが印象ですが。今日がたぶん沖縄県の初めてのこれに関するフォーラムだと聞いていますので、これを機会に議論がどんどん深まっていったって、問題点が洗い出されればというふうな企画だと聞いていますので、そういう意味では最初の問題点といたしますか、頭がちょっと混乱したくらいがちょうどいいのかもしれないなというふうに思いました。

コーディネーター

ありがとうございます。

牧野副知事は一番最後に締めとして発言いただきます。

まず、青木さん、お願いします。

青木信之

知念市長さんのお話は、本当によくわかります。毎日毎日市民のことを考えている市長さんの立場としてということなんですけど、やっぱりやることをやったらぐっすり寝て、ニコニコ過ごす。したがって危機管理をちょっと高めるという努力をまずして、ここまでしたんだから、ぐっすり眠るという対応だろうと思います。

その時にやっぱり一つだけこの問題について考えなければいけないのは、情報の問題だろうと思います。自然災害と違って見えません。あるいは見えた事象が全てではありません。その次に何か起きるという心配も常にあるわけなので、どこかで何か起きて、その情報をどうやって迅速に把握して共有するかにかかっていますので、何かあったとき、自分だけで抱えないで自

衛隊、警察、必ず情報を共有して、そうしたらあの話もあったから、これはもしかしたら、それなら対応しようよ、こういうことだろうと思いますので、その情報の重要性というのを、もう一歩考えていく必要があるのかなというふうに思っております。ありがとうございました。

コーディネーター

ありがとうございました。

それでは、青山さん。

青山繁晴

我部先生がおっしゃったことにあえて関連して僕は申したいんですけど、これは政府の取り組みとはもちろん少し違うんですけど、私はまずは、危機の中でテロに絞って備えをすべきだと思っています。いわゆるテロと、それから有事と書いていますけど、有事というのはわかりにくい言葉で、要は戦争ですよ。いきなり日本が戦争をまたやるのかという話になってしまったら、沖縄の人だけではなくて、ついてこれる日本国民はいないですよ。ですから、今現在、実際に世界で起きている、所かまわず起きているテロの問題にまず絞って、それで我部先生がおっしゃった、国民保護といいながら行政の権限ばかりがどんどん強くなって行きかねないことをチェックした上で、それから例えば外交努力は尽きた後の戦争に備えるという手順を踏むべきだと僕は思っています。ですからあえて申せば、やっぱりテロに絞るべきだと。世界に共通している懸念のテロに絞るべきだと思っています。

それに関連して、最後に1個だけ、ちょっと怖い話をして申し訳ないんですけど、

最後の話は本当は希望の話をしたんだけど、どうしても沖縄で話しておかなければいけないことがあるので、これは沖縄の人だけではないので言いますと、今日僕は沖縄は当面のテロのターゲットになってないと申しました。それは米軍に関連してはまさしくそのとおりなんです、実は諸国が懸念している大きなテロは、今までのような爆弾だけではなくて、ウイルスを使ったテロなんです。これは実は沖縄だろうが離島だろうが一切の区別がなくて、といたしますのは、たった1人だけ、例えば天然痘ウイルスに感染したテロリストや作業員をどこかの国から飛行機に乗せて、例えば成田に降りただけで天然痘ウイルスは飛沫感染で、唾で感染しますから感染率はほぼ100%。死亡率は5%にすぎませんよ。ですから100人かかっても95人は助かりますが、100人ともほとんど感染していくんです。ですから離島であっても日本は公共の高速交通網が発達してますから、あっという間に広がっていくんですね。ですから、その意味からも、こういうテロに絞って備えるべきであって、そうすると沖縄の特殊性もあるけれども、沖縄は離島であっても東京であっても、全く同じ驚異のこういうテロの可能性もあって、だから共通項も違うところもあるという所は、改めて今日、他府県からの自治体の方もいらっやっていることもあって、最後にこのことだけでも申しおきたく思いました。

コーディネーター

ありがとうございます。

それでは、最後に、牧野副知事、お願いいたします。

牧野浩隆

このフォーラムが始まる前に、私の出だしは大規模テロだとか、あるいは武力事態の発生だとか、そういう言葉が出ましたので、そういった事態でわれわれの社会的な、歴史的な経験を踏まえた場合に、こういった事態の中で国民を守ることができるのかというような、そういう不安と同時に、もう一つは、全くこの保護法の本質とは違って、例えば保護法の母体になっています武力攻撃事態法ができたときの、例えば県内における反応なんかを見ますと、あの法律は戦争を準備するための法律ではないのかとか、これは戦争を作るための下調べだとか、あるいは戦前の国家総動員法と何が違うのか。あるいは逆にそんな法律を作るのではなくて、そういう事態が起こらないような平和外交、友好的な努力をするべきではないのかというような、一見もっとものようなのが出ましたけど、こと、この国民保護法に関する限り、そういうことではなくて、危機自体が起こるか、起こらないかではなくて、起こるか起こらないかはわれわれが決めることができなくて、外部で起こった場合に、そういう主観的な問題ではなくて、不慮の事態が起こることを、起こった場合にどう備えていくか。国民を守るかというのが今の法律の保護の趣旨なわけですから、そここのところをわきまえる必要があると。原因を除去するというのは、自分でできるものはやればよい。他律的なものできないのに、そういうのにどう備えていくかが今の問題なわけですから、一般のリスク管理と同じで、そういう事態を想定して、最悪の事態を想定して、国民保護

計画、県民保護計画を作るということは別の次元で必要だろうと。ただ、今回の場合、その保護計画の中のおそらく柱になっていくのは、国はそういう情報を捉えて、危険だとか避難しろだとかいろんな情報を発信して基本的な方針を出しますけど、それを受けて県が、具体的には住民と接する地方自治体、市町村の役割が大きくなって来るというような、そういうことがあります。地方自治体が中心になっていきますけど、そこは現場主義ですよ。われわれ、先ほど加藤さんのお話にありましたように、そこにお住まいの方たちが、何か起こった場合に自分たちが安全なようなかたちで避難するには何が必要なのかというのを、まず現場で考えてみて、そこで自助努力でできるもの、足りないものを明確にした形で避難計画を作っていくことが必要かと思いません。

今回の場合、国の国民保護計画を作るための指針の中に、沖縄に関するものが、青木さんのご指摘の中にありましたように、いろんな指摘があつて。それともう一つは、国が適切に対応していく。あるいはいろんな面、復旧にしろ何にしろ、国が財政的に見ていくという、国の役割も明確に出しているわけですね。そういった意味では何でもかんでも国がやっていただけるんじゃないくて、あくまでも基本的なものはわれわれ自助努力にあるというようなかたちで明確にした上で、足りない部分は明確に行政、国がやるべきことというかたちのものを提起していくことが必要だと思えます。

そういった意味では、基本は、やはりわれわれ県民、住民が何が必要だという、符

合のために、ここを明確にリストアップするという。そこがスタートになると思います。ここは一人ひとりがそういう自覚を持ってやっていくことになるかと思いませんけれども。5年中に県の保護計画を作ります。来年は各市町村の計画を作っていきます。そこは単なる上からの抽象論ではなくて、下から上がってきたものにどう対応していくかという、自前のものができるような形でやっていきたいと思えますので、こちらにお集まりの皆様いろんな意味での情報提供、ご支援などをお願いしたいと思います。よろしく願いいたします。

コーディネーター

ありがとうございました。

お聞きのように、この法律は、沖縄県はこれに向けて計画を立てなければなりません。計画を作らなければなりません。それに伴って、先ほど青山さんもおっしゃっていました、いろいろなマニュアルも作らなければならない状態にいくと思えます。それは各市町村に下ろしていく必要があります。それを策定するには、やはり今、牧野副知事がおっしゃったように、それぞれ一人ひとりの県民の役割というのは、そこで一人ひとりが考えて、こうしよう、ああしようという意見を出し合うということ、これに尽きると思えます。

多くの離島を抱えてアメリカ軍基地が集中している沖縄県、沖縄県ならではの保護計画を作らなければ何の意味もないと思えます。そういう意味でのその突破口として、今日、こういうパネルディスカッションを開催させていただきました。

この後19時からも討論会がございますの

で、今日を機会にもっともっと皆さんで話し合っ、国民保護法というのはどういうものなんだということをもっと真剣に考えて、計画に反映させていけたらなと思います。

「あつてはならない武力攻撃、なくてはならない国民保護」パネリストの皆さんに拍手をお送りください。ありがとうございました。

司会

本日のフォーラムの様子は、8月27日、8月28日放送の県広報番組『うまんちゅ広場』で放送いたしますので、あわせてご覧いただきたいと思います。

コーディネーターの先生、そしてパネリストの先生、長時間ありがとうございました。もう一度大きな拍手をお願いします。

これもちまして、沖縄県国民保護フォーラムを閉会いたします。本日はお忙しい中、長時間にわたり参加していただき、誠にありがとうございました。

先ほどコーディネーターの島袋様からもアナウンスがありましたけれども、この後午後7時から会議棟にて県民自由討論会を開催いたします。会場は会議棟の会議場B2となっています。引き続きご参加されますようお願い申し上げます。

本日はありがとうございました。

沖縄県国民保護フォーラム

第2部 県民自由討論会

「沖縄と国民保護」

は聴取不明な部分です。

司会（防災危機管理課 武内）

皆さん、こんばんは。防災危機管理課の武内と申します。

ただいまから、沖縄県国民保護フォーラムの第2部を開催します。

第2部の開催にあたり、沖縄県知事公室参事監兼基地防災統括監の府本がご挨拶を申し上げます。

府本禮司（沖縄県知事公室参事監兼基地防災統括監）

本日は《お忙しい中、お集まりいただきましてありがとうございます。第1部では、基地の問題だとか、》離島の問題等々につきまして、様々な議論をしていただいたわけでございます。この第2部では、もう少し視野を広げまして、保護法制の問題であるとか、安全保障とか、沖縄の抱える様々な問題について、より幅を広げる、また、より突っ込んでいくというふうなかたちで保護と沖縄について考えていきたいと思っております。

第1部の中でも随分議論になりましたけれども、沖縄の歴史的体験というようなものがございまして、それを踏まえてわれわれはこの国民保護ということを考えてなくてはならないということを考えておりますけれども、その中でも最終的には住民の保護が円滑に行われなかったと。それは軍民が混在した中で戦闘が行われたというふう

な部分もあったというふうに私どもは考えております。このような経験を今後繰り返すことのないように、私どもといたしましては、政府に対しての努力をお願いしたいと。と同時に、最近のテロの発生の状況を見てみますと、この状況がどうもまだ世界で高まっていると。どんどん私どものところにも高まっている、これは先ほどの第1部でも青山さんから強く指摘されたことでございます。

そのようなことも含めて、私どもとしては、本県に合った国民保護計画がどういうものであるのかということを考えて上で、皆さん方のご意見を踏まえながら作成をしていきたいということを考えておりまして、この計画を県、それから市町村が作成することにより、このような事態が生じた場合に県民を1人でも多く救っていき、その被害を最小にとどめることができるものと考えておりまして、これこそが今、行政が抱えている課題であろうというふうに思いますし、そういうことをすることが我々の使命であるというふうなことを考えております。

この国民保護法制そのものは有事を想定したすということ、様々なご意見があるということは重々承知してございますけれども、ぜひともこの機会に大いに議論していただきまして、この国民保護法制は何であるかというものを一緒に考えて、我々の国民保護計画をつくる糧にしていきたいというふうに考えておりますので、よろしくお願いたしたいと思っております。

司会

ここで、第2部のコメンテーターを紹介

します。第2部をコーディネートしていただきます独立総合研究所の青山繁晴社長です。

青山繁晴（株式会社独立総合研究所代表取締役社長）

どうも皆さん、こんばんは。

司会

消防庁国民保護室より青木信之室長です。

青木信之（総務省消防庁国民保護室長）
はじめまして、こんばんは。よろしくお願ひします。

司会

沖縄県より府本禮司知事公室参事監兼基地防災統括監です。

府本禮司（沖縄県知事公室参事監兼基地防災統括監）

どうぞよろしくお願ひします。

司会

第2部はフリーディスカッションとなっておりますので、せっかくの機会ですので、何でもかまいません。皆様の方のご質問等よろしくお願ひします。

進め方としましては、まず、青木室長、府本統括監に第1部の感想等を一言ずついただきまして、その後、青山繁晴社長より、また、第1部で説明できなかった部分等を説明していただいて、進行も青山社長の方にお願ひしたいと考えております。よろしくお願ひします。

では、青木室長、一言よろしくお願ひします。

青木信之

今朝東京を飛び立ちまして沖縄に来ましたけれども、私もこういう仕事柄各地に行

くことがあります。しかし、本日のフォーラム本当に熱心に皆様方に聞いていただき、また、この2部も含めて多くの方が積極的な意志をもって参加されているというのが手に取るようにわかりました。本当にこの2部も更に盛り上がって、青山さんも朝まで付き合うぞと言っておられますので、ぜひ盛り上げていただきたいなと思っております。

お話の中で、沖縄の離島、基地という大変な課題があります。また、沖縄戦という大変痛ましい残念な歴史もあります。我々とする、この国民保護という仕組みが沖縄にとって意味あるものでなければ、意味あるものにしなければいけない。沖縄戦があればこそ、あの反省に立てばこそ、この国民保護ということを実際に考えなきゃいけない。そういうつもりでおります。

副知事さんも府本さんも、府本さんも今これから参加いただきましたけれども、どうか沖縄県でいろんな議論をして、沖縄県ならではの計画づくりに向けて、いろんな議論が進むことを心から期待したいと思います。ありがとうございました。

司会

ありがとうございました。

では、府本統括監、よろしくお願ひします。

府本禮司

座ってお話させていただきます。今日は私どもの方から牧野副知事の方が縷々基地の問題であるとか、沖縄が抱えている様々な問題をご説明したというふうに考えてございます。ただ、その中でもございましたけれども、結局、実は非常に保護をすると

いうことは、今までの歴史の経過等々を見ても非常に厳しいということは改めて身を感じております。それをなおかつ、我々としては行政としてはやはりちゃんとした計画をつくって、これが県民のためになるようなものにしなければならないという使命がございますので、もう一回我々としては皆さん方との、今日これからの議論を踏まえ、我々としては気を引き締めて皆様方の声に応えるかたちで、ぜひ国民保護計画を今年度中に仕上げたいというふうに思っております。

これは仕上げるためには、皆様方の意見もそうでございますし、今日は知念うるま市長が来られましたし、加藤さんも来られましたし、我部先生も来られましたけれども、その様々な人の意見を聞いて、その中から皆さんに受け入れていただく、なおかつ、これがうまい具合に、往々にして役人というのは計画をつくったらそれに満足して終わることが多いんでございますけれども、この国民保護計画そのものはつくってからしか始まらないというふうに思っておりますので、ぜひ、皆さん方のお知恵をご拝借していきたいというふうに思っておりますので、よろしく願いいたします。

司会

次に、青山社長の方から、第1部で言い足りなかった部分等を含めて発言をいただき、これからの進行を青山社長の方に引き継ぎたいと思います。よろしく願いします。

青山繁晴

今、印籠を渡されたんですけれどね、第

1部で言えなかったことを今僕が言い出すと、それだけでこの2時間は十分無くなってしまうので、この第2部の意義ということと皆さんとちょっと考えたいんですけれども、僕が一番最初に国民保護フォーラムに参加したのは鳥取県が最初だったんですね。かなりいろんな所で廻りましたが、こういう夜にフリーディスカッションがあるというのは全く初めてです。これは因みに、たぶん青木さんもそうだと思うんですけれども、私も別にこういうことを提案したことは全くないんです。そうじゃなくて、沖縄県庁の若い方が中心になって、この沖縄で国民保護の問題を県民と考えるにはどうしたらいいかということに正直随分悩んでおられました。それは前に、前にというのは3、4カ月前だと思うんですけれども、僕は他の用事で沖縄に来たときに、県庁の方と打ち合わせを兼ねて飲みまして、夕方6時からはっきり言うと安い居酒屋で飲み始めて終わったのが深夜1時、7時間打ち合わせというか議論をして、その中からこのフリーディスカッションの場をお考えになったようです。

だもんで、このまま僕にしゃべらせておくと、またしゃべって終わりますから、ズバリ今夜の進行は皆さんから自由に意見を言っていただく、あるいは質問を投げかけていただく。今日はちゃんと制服を着た自衛官もいるし、それから、よくわからない人も含めて、いろんな人がいますから、その立場関係なく、ぜひ質問を投げかけていただきたいと思うんです。

1個だけ余計なことを言いますと、僕は実はしゃべるの仕事じゃないんですよ、本

当はね。あくまでシンクタンクの社長ですから。ただ、海外でしゃべる機会がゼロではない。一番何が違うかという、まず最前列から埋まるんですよ。さっきもちょっと言いましたけれどね。最前列から埋まって、例えば、アメリカでやる時に、エニクエスチョンということも言わないです。エニボランティア、自発的に言う人をエニボランティアというんですけど、そのエニボぐらいまで言ったらウワーッとみんな手を挙げる。これ実話なんですけれど、若い人の多い会合でやったときに、足を挙げたやつがいるんですよ。手だけじゃなく足を挙げた。足を挙げたやつはやっぱり目立つから彼に当てたんです。すると当たってから考えだしたんです。何を聞くかというのをですね。遠いジパングから変なやつが来て、いろんなことを言ったので、この機会を逃さずに、まず機会を逃さずに聞いてやろうというのが先決で、目立つことが、目立つことってそういう悪い意味じゃなくて、自分に当ててもらうのが先決だから足まで挙げると。

今日、僕、1部の中で、私たちの国や国民が沖縄県も含めて、アメリカに負けてからずっといわば主権のかなりの部分を本当は奪われながらきたということを、どうやって自立の道を探るのかということを実はかなり申しましたよね。僕はあくまで日米同盟は堅持する立場ですが、日米同盟というのはあくまで本来は対等なことをいうんであって、主な主権が向こうにあるというのは、普通は同盟関係って言わないんです。ですから、それを考えるためにも、そのアメリカの、そういう積極さに打ち勝つ

ためにも、余談を言うように余談でないんですけど、今夜はこちらから当てなくても、皆さんからぜひ積極的な声をいただきたいと思います。

さて、それでトップバッター、出た、素晴らしい。足は挙がってなかったけど、どうぞ。

会場の声

《聴取不能》

青木信之

この沖縄戦の反省という意味は、軍の世界と住民の避難との世界が渾然一体となってしまうというところに最大の問題があって、それがなぜそうなっているかということに関して言えば、一般住民をとにかく避難させる、その命が一番大事なんだということがきちっと意識の上で確立できていない、制度の上で確立できてないことが問題だと思うんですね。従って、その目線でものを考えていくような枠組みをつくっていかねばいけないということで、その目線というのは住民の命ですから。それはある意味では消防力の強化でもあるんですよ。救うためのことに力を注ごうと。人をやっつけることに力を注ぐんじゃなくて、救うために力を注ぐんだと。ですので、沖縄戦の反省に立つということと、もし消防の方ならば、消防の現場の力をもっとつけていこうじゃないかという話は全然矛盾しない話だというふうに思っておりますが。

会場の声

《 》沖縄の人も、場合によっては消防署の人も分からないことがある。それは何かというと、《 》が沖縄は

もちろんのこと、皆さん方もお分かりじゃないと思うんですね。というのは、最近ヘリコプターが落ちましたよね国際大学の所にね。地元の消防が来ました。その後、完全装備した米軍が来るんですよ。ということは、その機械の中で、ヘリコプターの中に何が運ばれていたのかわからない。そうすると、一番の危険は沖縄県民全体にあるわけですね。だから米軍が扱っている武器弾薬に対して、どういう危険なもの、目に見えるものだったらいいですよ、見えないものに対する対策を事前に知っておかないと、まず先に現場に行くのは地域の消防なんですね。そういうことから考えたときに、まず、情報をきちっと公開してもらわないといけないということと、それに関する、いわば設備の強化を政府はしていただかないといけないということです。なぜかというと、75%沖縄に負担させているわけですから。それが米軍基地に関する、いわば県民生活の上での危惧する点です。

2点目は、先ほど問題になっています油田の問題です。中国との問題。要するに、当然自然界の中で、その資源を採るということは、当然そこに障害が生じますね。いわば恐れがあるのは何があるかというと、地震とか津波です。沖縄が一番近いわけですよ、もしそこで発生するとするならば。今後何十年か後にそこから資源をずっと採るようなことがあるとするならばですね、そういうことも想定されるんですね。じゃあそういうことが想定されたときに、日本政府を含めて我々まず先に危険を直接来るの沖縄です。じゃあ沖縄のそれに対する計画はどうなっているかということもまだ表

に出てこない、論議されてこない部分なんですね。そういう部分に対する情報公開をどうかたちで行われるかということをやちょっとお伺いしたいんですけども。

青木信之

およそ軍の話なので、どこまでかというのはいろいろ難しい課題があるだろうと推測されます。ただ、沖縄県、前回お話を聞く中で、今みたいな話もたいへんわかりやすい話ですね、ヘリコプターの話。例えば、住民を避難させようというときに、どこどこに危険物質があるということがわかるならば、その地域に近いところの住民から早く逃がさなきゃいかんと、当然市町村長はそう思うんだと。従って、せめてその避難に関わるような情報だけでも教えてもらわないと困るという話は、沖縄県さんからさんざんそういうお話も我々も聞かされ、従って、そういう話を政府部内にずっとぶつけてきております。

そういうことも含めて、どうしても出せない情報はあるかもしれないけれども、軍事の世界ですから、しかし、人道上何かあったときにこのぐらいのことを教えてくれないと困るという情報だけは何とかならないかという話も含めて、外務省から米軍には話はしてはいるわけです。ただまだ、じゃあという答えは今のところは返ってきていません。ただし、そういう今お話されたようなメッセージは少なくとも伝わっているはずですよ。もちろん沖縄県さんも直に話はされていると思いますけれども、政府としてもそういう話はしているという状況であります。

青山繁晴

ちょっと補足といいますか、軍事的なこと専門分野の一つですのでお答えしたいと思いますけれども、事前に紙で質問でいただいた議員の方ですね、町行政に責任を持たれる立場からも、こうやって質問されていると思うんですね。冒頭からいきなりリアルな質問で僕はそれはすごくいいと思うんですけども、真っ直ぐありのままに言いますと、米軍の沖縄の弾薬庫は、中に何がいったい入っているのか本当はわからないんですよ。わからないというのも、米軍がまずオフィシャルにもほとんど公式にも言っているのは、沖縄の兵站庫は世界で最も重要であるということを既に米軍の幹部が半ば公然と言っていますよね、繰り返し言っていますよね。ということは、沖縄の基地からイラク戦争にも当然参戦しているわけですから、例えば、限りなく核兵器に近いとまでいわれるディジーカッターというものの弾薬もあると考えたほうが自然だし、それから、バンカーバスターもそうだし、それから、場合によってはさっきおっしゃったバイオやケミカルも本当にないかどうか。米軍は一応、そのBCについては何となく否定的なニュアンスも漂わせることもありますけれど、ワシントンではですね。沖縄では一切言わないと思いますけど。

そうすると、現実な話、まず、いま青木さんが言った外務省を通じて国民保護をやる以上は、ちゃんと必要な情報を提供しろと申し出ているのは事実です、公平に見てね。ただ、更に公平に見ると、今までの外務省と米軍との関係で、そんな情報が外務省にもたらされるかということ、これは僕は

ほとんど希望もてないと思います。ということは、はっきり言うと、青木さんもこれから更に努力されると思いますけど、今までの日米の普通のチャンネルでは絶対無理ですよ。今までのいわゆる外交チャンネルだけではとても無理なので、そうすると、少なくとも平成18年度末までに政府が考えている予定の年限までに市町村がマニュアルをつくるとすると、そのマニュアルの原案ができた段階で、つまり今までの外務省のチャンネルだけじゃない、自衛官もいらっしゃるけれど、防衛庁も含め、それから、何よりも内閣が責任をもって、例えばバイオ、ケミカルについては、あるかないかだけでも情報開示すべきだし、それから、個別の爆薬、炸薬、その他の種類をいちいち一つずつ一覧表で出すことはできなくても、それが丸ごと爆発した場合には、一体どれぐらいの破壊力が生じるものなのかということだけでも教えてもらわないと、これ実際にこれだけ、つまり普通の人が見える範囲まで弾薬庫があるような土地で、住民の避難を言っても虚しいわけです。

だからそれは、実は僕は意見同じなんです、これをじゃあ世界で、沖縄だけじゃなく、日本だけじゃなく、米軍は世界中に展開しているわけですけど、例えばヨーロッパでもNATOが展開しているわけですが、例えばイタリアを始めとする米軍の弾薬庫の中味を知っている国があるかということ、それはほとんどないわけです。ほとんどじゃなくて、ないです。イギリスが何となくわかっているくらいであって。

ですから、きれい事は言えないので、と

にかく今までの外交チャンネルでは可能性がゼロだから、防衛庁も防衛省になろうかというぐらいなんですから、こういうことを果たして初めて、こういうこと責任を少しでも果たしてやっと国民のいわば多少の理解も得られると僕は思っていますから、その努力はしなきゃいけないと思っています。

ただ、これはですね、一言で言って十年戦争だと思えますよ。戦争という言い方は良くないですけど十年闘争と言っていいと思います。やっぱり18年度末までに全部教えてくれということは無理なので、しかし、じゃあ18年度末までに計画ができてからゆっくりとアメリカと...じゃあ全然おかしいので、原案ができた段階で、こういう国民保護計画を日本国民はつくったので、特に沖縄のように弾薬庫が集積している場所においては、トータルな破壊力は、つまりディジーカッターがもしあるとすると、おそらくあると思われませんか。それがもしたくさん集まっていたら、それは小型核兵器ぐらいの威力になってしまいますから、そうすると地域の住民にとっては本当に笑い事じゃない話なので、それをまずは日本の内閣にきちんと答えなさいと。その内閣が情報をどう扱うかというのは、まず政府の中で討議しなきゃいけない。つまり安全保障に関わる情報を全部出してしまうと、アメリカだけじゃなくて国際社会で信用を失うのも事実なので。とりあえずそのことが必要だと思っています。

今日は青木さんが隣にいるから青木さんに要求するのも申し訳ないんですけど、少なくとも外務省頼みというのは絶対これ

止めないといけない。外務省頼みでごまかしちゃ駄目だということは、実は僕は僕なりに防衛施設庁にも内閣にも申ししています。今のところ何の反応もないです。でもおっしゃるとおりで、立場の違いを越えておっしゃるとおりで、このことも政府が努力しているという様子が見えないと、それは例えば弾薬庫がある市町村は住民に説明できないですよ。そこは意見同じです。

それから、もう一つ言われた油田開発の問題。これはですね、おっしゃることはたいへんよく分かるし、長期的に目が行き届いているなど、僕は半ば感心しながら聞いていましたが、少なくとも、従来、従来というのはですね、人間が初めて海中油田を触るわけじゃなくて、北海油田という前例があって、そこでは問題も起こしながら、その経験を踏まえて開発していつているわけですね。そうすると、すごくはっきり言うと、今の中国のように誰も監視できない状態で無秩序に採掘をされると、おっしゃったように自然災害をもたらす懸念もなくはないんですけども、北海油田の経験を踏まえて、国際的な監視の下でその開発を行うと沖縄に例えば新たな自然災害がくる可能性というのは非常に少ないと思います。ですから、そういう意味でも、日本の資源を日本として確保するという事だけじゃなくて、おっしゃるとおり東シナ海全体の自然環境を守る意味でも、中国が中国だけでどこにも見せないでやっている開発を国際社会の場に出さなきゃいけない。つまり国連が監視できるように。国連には資源開発の専門家もいますから、彼らから見えるようにしなきゃいけないと思っていま

す。

それも実は、今までの外交チャンネルだけでは全然足りない。やっぱり内閣が安全保障の観点から中国の国民のトップつまり胡錦濤さんや温家宝さんにも直接日中首脳会談でも言えるようにならないと、この問題は進展しないと思っています。

前に座ってください。最前列が空いているのは寂しいですよ。どうぞどうぞ。次、手を挙げられましたよね。どうぞ。

会場の声

難しい話が出たところで申しわけないんですけれど。青木室長の方から渡された資料の方なんですけれども、矢印がいっぱい書いてあるわけですよ。先回の地震、首都圏での地震ですね、あとそれから新潟県の災害等ということで危機管理室とかが立ち上がったと思うんですけれど、それで呼集されて、参集まで30分と規定されているところを交通渋滞だとか、あとそれから情報の通信の疎通が悪くてということで、1時間程度かかったという前例があります。

何が言いたいかということ、やっぱり情報の一元化だとか、通報報告の一元化というのがなされてないと、やはりレスポンスビリティということを考えますと遅れてくるんじゃないかと。国民の保護ということを考えてみれば、やはり早さ、迅速さ、正確さというのは必要だと思ってくるんですよ。そこで、例えば、県だ国だというところで、消防、行政、もちろん自衛隊、警察、というところの一元化された情報ステーションみたいなやつだとか、後は中央指揮所みたいな感じで、そういうのを設置する予定というか、そういうのを考えているのか

どうか。

また、安全保障だとかということを考えれば、米軍とかも関わってこないと、やはり情報の共有化と迅速さ、正確さというのは出てこないと思うんですが、そのへんのところについて質問したいと思います。

青木信之

うちの官邸で全てそういった関係は全て集まります。そして、必要な情報提供はまた地方団体にもしなければいけないということに当然なります。それから、地方レベルでの対応としては、知事をトップとして県でいえば対策本部ができて、そこで自衛隊、消防、警察、全ての情報を集約するというのを当然前提としていて、また、我々サイド、例えば沖縄県に必ずしも関係がないかもしれないという情報があったとしても地方団体に提供する責務があると思うんですよ。北海道でこういう事案が起きているということがもしあったとして、北海道の方から細かく情報を得て下さいと。我々の方でいるんな判断をしなきゃいけないし、緊急に送るとか送らないとかいう問題もありますから、じゃだけではなくて、実はそういうことがここに起きているんだけれども、アンテナを高くして、何か情報があったら下さいねということをお伝えしなきゃいけないということをお伝えしなきゃいけないということをお伝えしなきゃいけないということをお伝えしなきゃいけないということで、このアンテナをみんなで高くしていくスキームをつくっていくことに実際なるんですね。

県レベルでは、先ほど対策本部が立ち上がればそうなんですけれども、対策本部がもしできてない段階でも、何か変なことが起きているなという段階でも、我々として

は30分のプレゼンテーションの中でもご説明申し上げましたけれども、そういう連絡体制の整備だけはとにかく早めにしてほしいという願いを各県にしているわけなんですね。

そういう中で、ぜひ努めて対応していきたいんですが、ただ、実は、いくつかシステム上まだ時間的にかかってしまうものがある、例えば、先だっの5弱と5強の地震が首都圏で起きたときも、あるところかある特定の地震計器の情報が遅かったということがわかって、あれはまた情けない話ではあるんですが、たくさん情報量がいってしまったので遅れてしまったというものなので、そんなもの早めに修正しておけばいいんですけれども、逆に言えば、修正しなきゃいけない課題が見つかったということでもあるんですね。そういうことはおそらくいっぱいあるかもしれない。それをいろんな事象の中に一つずつ潰していくということで、もっと精度の高い、スピーディな体系というのをみんなで作り上げていくということだろうというふうに思っています。

青山繁晴

別に社交辞令を言うんじゃないくて、すごい正しい指摘だと思うんですよ。皆さん気がつく人は気がついたと思うんですけれども、第1部でも牧野副知事以下皆さんから情報の問題が随分出ましたよね。正直、僕は時間の関係もあって、つまり情報の話をすると当然30分はかかるから触れずにいたんですけれど、ちょうどそこに触れていただったので、そういう意味では正しい問題意識だと思うんですよ。

この図の前に、東京でこの間、2日ほど前ですか、僕は東京のお台場というところに住んでいるんですけども、だからゴミの上に住んでいるわけですね、ゴミを埋め立てた。だからもう信じられないくらい揺れましたよ。ただね、あれでショックなのは、この国はテロに対しての備えは遅れているかもしれないけど、地震に対してはものすごい備えているはずじゃないですか。それから、関東大震災はまさしく東京を壊滅させたんでしょ。だから東京での地震の備えというのは世界最高だと僕も今まで一応理解していた。当然その中には情報の伝達、今の地震がいったい何だったのかというのを含めて、それが生命線なのは火を見るよりも明らかなのに、あの震度5強の地震で、実は情報システムは事実上パンクしたわけですよ。これはまだショック覚めやらぬところで、青木さんのおっしゃったとおり、こういう教訓を踏まえて積み重ねましょうということになるんですけれども、たくさんポイントを置いたために、そのポイントからたくさん情報が上がってきてしまって、容量を超えましたという馬鹿みたいな話なんです。要するに、中学生がやっているインターネットのような話なわけです。

その大きな原因は、この表はもちろん正しいんですけれども、みんなが知りたいのは、このへんの矢印のことじゃなくて、この表は見にくいと思うんですけれども、これを持っている人がいたら、「国民保護法に係る情報伝達の仕組み」というやつですよ。別に僕は大げさな話をしているんじゃないくてね。こっこのへんはそりゃあそうだ

ろうと。ただ、ここから最後の矢印のところが政府の関係機関になって、この中でバラバラに省庁があって、この中でどうなってるんだということでしょう、一番お聞きになりたいのは。今おっしゃった最終的に矢印が集約されるはずなのが、矢印の集約がないじゃないかということでしょう。それはその通りなんです。

会場の声

責任の明確化がされていないというお話をされたじゃないですか。だから、結局情報が多々あっても、集約して責任をもってケツもつところがないと多分混乱すると思うんですよ。

青木信之

この図で申し訳ない、ここからですね、実は対策本部官邸なんですけどね、そこに集約するというのをちょっと書いてないという点が問題でしたね。

会場の声

程度によってはというのがあると思うんですよ。だから現場レベルでの、この矢印の集約というのも必要じゃないかと思ってですね。特に沖縄の特性上やはり中央から離れているというのと、あと、それから歴史的な背景で、軍部と、軍部の中でも陸軍と海軍で独立的に戦闘してた。なおかつ、県としても、県の方が本当は住民避難の役割を負ってたにも関わらず、今度、警察と県の方で別個に動いて、特に西原村の、当時、今は西原町ですけれども、西原村の方は混乱を起こしてしまって、結局、村長さんの判断で軍と共に南下しよう。それで8割方の住民を犠牲にしているというのがあったので、じゃあ現場レベルの方で、例

えば自衛隊の連絡官を相互に派遣するとか、県の方からも自衛隊の方に出す、あと警察からも連絡官が行くとかというのがあってもいいんじゃないかというところですよ。

青山繁晴

具体的な提案もあって非常に納得できるんですが、これは結論から言うと、やっぱり中央に緊急事態管理庁、危機管理庁をつくらない限りこれ解決しないです。それで、青木さんがおっしゃったのは、現状の中で一生懸命最大限の努力をしていることを言っているんです。別にこの人をかばって言ってるんじゃないですよ。官邸の中に対策本部をつくるだけでどれぐらい各省庁の抵抗があったかって僕知ってますから。信じられない縦割りですから。とにかくにもかくにもそれを破って、官邸の中に対策本部をつくって、一応そこに権限を集中すると。例えば、僕がテロ事件を扱ったときには、官邸の対策本部がいい加減なものだったから、橋本総理があんパン持って行ってウロウロしただけだったでしょう。そういうときに比べると良くなっているわけ。良くなっているけれども、やっぱり古い革袋では駄目で、ドーンと危機だけを扱う中央省庁をつくって、さっきの情報の集約もそこには全国のポイントから全部入ってきて大丈夫な容量を確保していると。そういう危機管理庁をつくらないとこれはもうどうにもならないんですよ。

これ実は、与野党で、与野党というのは野党の一部ですよ、自民党と公明党で民主党でこれ合意しているんですよ。合意しているのになかなか進まないというのが、郵

政も含めて政略が先に立ってるから実は進んでないんで、そういうことと別途、これは僕は急ぐべきだと思います。

今おっしゃった相互の連絡官を設置するのも適当に言ってるんじゃないんで、実際に必要なことだし正しい案ですが、ただね、個人的にいうと、それだとやっぱりまだこのへんの話になるから、やっぱり根っこのところで全部を受けとめる。それから、例えば危機管理庁ができると、その長官は当然いるでしょうが、その長官の上に内閣総理大臣が直接いて、最終的には全部内閣総理大臣が追ってて、だけど現場の責任は全部その危機管理庁長官が全部負うと。そういうシステムにして、情報もそこに全部叩き込むと。それははっきり言うとかいう各省庁もバイパスして、場合によってはですねダイレクトに入れる。例えば、今おっしゃった連絡官でも沖縄の最前線にいた警察の連絡官が、警察庁も防衛庁も飛び越えて危機管理庁に直接入れることができ、その情報をどう扱うかの責任はたった1人が追っているというシステムに。

これは、僕はこの1、2年でしなきゃ駄目だと思っています。それによって、それをつくっただけでも、実はテロに対して抑止力になります。日本は変わったんだという抑止力にもなるし、それから、地震とか、さっきおっしゃった津波とかにも全部有効なんですよ。だから、そういうことを国民にちゃんと説明すれば、国民はそんなことに予算をつかうのはみんな受けとめてくれるから、それなのに、いや予算が大変かかりましてとか、調整が長くてと言っているのは、もう何とか打破しないとと思っています。

ます。

府本さん、一言どうですか。

府本禮司

実は私ども県で、それを担当しているわけでございますけれども、実は、今のところは防災のシステムで動いているのが現実なんです。ただ、県の方も私ども知事公室を筆頭部にしまして、知事公室長がいわゆる危機管理監というのをもっていて、一応そこに情報が全て集約して一元化するかたちにはなっているんですね。ただ、しかし、さっきも言いましたように、いわゆる我々のところは縦割りの社会でございますから、その部分をどうまとめていくかというのは、最近では私どもの危機管理課の努力によって、情報が一元化してきて、その情報で、例えば議会でも全部うちが対応するというかたちになってきていますので、そういうことを積み上げていくことによって、実際に命令系統が輻輳しないというかたちにしていきたいというふうに思っていますし、当然これ今度は私どもの危機管理の国民保護のあれで出してくれば、自衛隊の方も、警察の方もみんな入ってきて、それぞれチャンネルを通じて、県の知事室で調整をして動くかたちになりますから、それは形式としてはなるんですね。ただ、そこが実際に動くかどうかは今から訓練をして、慣れていくことが非常に重要だと思います。いずれにしてもそういうことも含めて、システムについては、もう一回やっぱり我々としては県の組織の中も含めて検討する必要があると思っています。

例えば、24時間待機しろということになっていきますから、それをどうするかたちで

やるかという、今は我々も24時間待機してますよ。職員にちゃんと連絡取れるようにして、人をちゃんと24時間配置してまうけれども、これを例えば正規の職員でやるという話になれば、勤務体制から何から全部変えなきゃいけないということがありまして、ただ、私個人の考えとしては、そういうことも含めて私はこの3年ぐらいでそういうシステムも、よしんばそのような指揮所ですね、そういうものも含めてやっぱり検討していく必要がある大きな課題だと思っております。

そうしないと、実際、常にそこに行けば全ての指揮監督ができるという形にしなければ、できないんですよ、仕事は。みんなが機械を持ってワーワーと言って、電話機を持ってワーワーと言って、やりましようかと言って、スイッチはどこだどこだやっていきよると、そんなことをやっている限り駄目なんですよ。

ただ、しかし、これは非常に難しいことですね。先ほど言われたように非常に問題があるということはありませんけれどもね。しかし、それはいずれやらなければいけない課題であろうと思っています。

青山繁晴

これは僕はね、府本さんが難しいと言われる気持ち百も承知で言うんですけども、これは出来ると思っているわけですよ。これは要するに、今ある既存の組織を一つに統合するとなると、それはもう百年かかりますよ。だけどドカンと新しいのをつくってしまうと、その案外事態は動くんです。それが一つと。

もう一つ、この国民保護法のいわば副次

的な効果といたしますか、ちょっと予想外の効果としてあるのは、この国民保護法をやりましようということになって、自治体で今おっしゃった危機管理監をつくるどころがたくさん増えて、そうすると確かにその自治体の中では情報の流れが今までよりは良くなったんですよ。それを本当は青木さんも含めて政府の人が結構見えて、実際にこれ効果あるんだと。ただ、自治体は知事というのはいわば大統領ですよ。中央政府は議員内閣制ですから、そこの仕組みは大きく違うんだけど、でも地方の取り組みが中央を動かす珍しい例だと思っているんです。

さっき、2年ぐらいの間にやらなきゃ駄目だというのは、やろうとしたらできることを難しいと言ってたら、何にも絶対改革はできないので、やれることはもうボンとつくってしまえというのを、これも僕なりに一生懸命言っているんですけどね。

会場の声

今のお話と直接関係するお話なんですけれども、基本的には中央、国に情報を集めて指示を順番に出していくというシステムを常套にしていこうということは一つすごく重要な課題としてあるかなと思います。しかしながら、有事を想定するという文脈の中で、可能性としては情報収集して指示を伝達していく枠組みというのがうまく機能しないことは想定できるんじゃないかなと自分は思うんですけども、青木室長にお答えいただければと。

青木信之

機能しないことが想定できるというのは、どんなような事態を想定して。

会場の声

例えば、中枢の危機管理、仮に青山さんが提起されたような危機管理庁みたいなのができたときに、そこが即攻撃を受けて、本来だったら常套システムなはずなのに上手く機能しないというようなことは考えられはすると思うんですけども。

青木信之

もちろん考えられるので、全て代替施設を設けているわけです。人も代替要員が設けられているわけです。これはあまり言うともた偉い人が怒るので、総理がまさかのときはじゃあ誰と順番がずっと実は決まっています。それから、いまは総理官邸が全ての指示基盤ですけども、それがやられたとき動けない場合の連絡指揮系と情報を集める場所はここ、そこが駄目なときはそこ、全部順番が決まっているんですね。我々は年度末に地方にお届けした国民保護都道府県モデル計画においても、およそ県ぐらいであれば代替機能というのを考えておいてくれないかと。すぐには難しいだろうけれども、おそらくそれ考えなきゃいけないだろうという話は申し上げているんですね。

消防庁という一つの政府のセクションですけども、ここでも実は代替機能を持たせています。霞ヶ関が駄目なときは、消防大学校に同じ情報を共有できるブースを持っていて、仮に例えば参集するにもそっちに参集する要員もいて、現実的に今教官なんかがいますから、こっちが動かなければ、そこでマネージするという、そういう体制になっているわけなんです。

従って、常に代替機能を確保しなきゃい

けないと思いますが、特に大事だと思っているのは、昼間のセッションで申し上げたんですけども、連絡手段が案外無くなっちゃうときがあるんですね。携帯いつでも使えると思って、みんながしゃべっちゃうとパンクしちゃうとか、鉄塔倒れれば駄目だとか。そうすると、何かの代替手段を持つという非常に大きな意味があって、それは例えば、今の段階でいえば衛星携帯電話一つ持ってるだけで、かなり、輻輳するのは相当難しいですから、ものすごい多くの方が持っていれば別ですよ、1億人が全部持っていたらそれは大変ですけども、それはたぶんないので、大方輻輳する情報は提供できるんです。

それから、これからの話、今言われたとおりで、代替機能というのを常に意識して考えておくということも重要だと思っています。

会場の声

ありがとうございます。代替機能が必要であるということは、裏を返せば十分、確実ではもしかしたら上手く機能しないかもしれないということの裏返しだと思ひまして、代替機能というのを予算の関係もありまして限界があるということがあると思います。その中で、平成15年10月に中部圏知事会が国民保護法制に関する緊急提言というものを出されて、そこらへんの要は中央からの伝達ではもしかしたら十分じゃないことも想定されるのではないかなというように観点から、知事がもっと強力な住民避難について責任をもってやっていかないといけないのではというようなことはいろいろ議論されたようですけども、その点に関

しまして青木室長さんの方から何かありましたら。

青木信之

そういうこともあって、実は知事と市町村長の権限が強化されているんですね。それはどういうことかという、今の国民保護の枠組みでは国の方で避難が必要だというのは、この地域が避難が必要だという話があります。そしたら、県知事さんは、住民に市町村長を通じて避難の指示。災害でいう避難勧告みたいなのをするわけなんですけれどもね。ただ、国から指示がなくても都道府県知事さん、市町村長さんは、自分の判断で、これは自治体にいてされているときですけれども、その権限が与えられているんです。

それは、おっしゃられた意味で、実は政府部内の方がちゃんとした連絡ができる、できない。できない心配があるからということよりは、やっぱり地元の情報の中で、少しでも早く判断をし対応しなきゃいけないことがあり得るのではないかという前提に立っているんですね。もしそのことを官邸に上げれば、15分後にそれは避難措置の指示というのが官邸サイドから都道府県に来るかもしれません。しかし、その15分を待つことでもし危険があるという判断を知事がするならば、警戒区域の設定、退避の指示というのを知事がやっぱりしていいんだということを法律上明確にしたんですね。従って、その提言趣旨は何を指されているか正確ではありませんけれども、それは法律の枠組みの中にしっかりと生かされているというふうに理解しておりますが。

青山繁晴

今のご質問の方は話の中身からすると、おそらくどこかの自治体の実務の方だと思うんですね。ご質問は青木室長なんですが、ちょっと勝手に付け加えさせていただくと、もうお気づきと思うんですけども、この分野の話というのは安全保障とか国民保護の話というのは、絶対大丈夫とか、あるいは100%完璧な制度というのは無理なんですね。なもんで、なぜこれを言うかという、日本国民はとても本当に優秀な国民ですけど、不完全なものをつくるということはとても不得手なんですね。完璧なものをつくらうとするあまり、結局投げ出してしまったり、形だけ整っていて、実際は極めて弱いものをつくったりするというのは、昔から繰り返されていることなので、この分野については、とにかく完全はないということであらかじめ覚悟した上でやらなきゃいけない。

それと、もう一個だけ付け加えると、今の代替施設について一番発達している国はスウェーデンだと僕は思っています。スウェーデンは、ご承知とは思いますが、市庁舎も病院も警察本部も、もちろん軍の関係も全部地下に第二施設を持って、さっきご質問でおっしゃった、例えば危機管理庁ができて、それがぶっ壊れるというのは、それは普通は核攻撃のような重大な事態ですね。僕は本当はそういう極端な想定の前にテロに対処すべきだと思っていますから、若干考え方が違うにしても、でも核攻撃に備えてスウェーデンは地下に全部施設をつくっているわけですね。そのスウェーデンの政府と私ども独立総研は信頼関係があるんで詳しく聞くと、実はその

スウェーデンの市庁舎、ノーベル賞の授与式をやっているきれいな、あそこに核が当たった場合は実はシュミレーションをしていて、非公表ですけれども、そうすると実に地下の第二施設も大半潰れるんですよ。でも、つくることに意味があると。まず、市民がそれぞれ、まさかのときに何をしなければいけないかという自分で考える力をつけることになると言っているわけです。

これについて、もう一つだけ付け加えたいのは、こういうフォーラムとか、この分野の講演をしますと必ずご意見が出て、いろいろおっしゃってるけど、日本は平和ボケだからという声がよく出るんです。しかし、平和のせいにしては絶対僕はいけないと思っけていまして、それも僕は観念で言ってるんじゃないで、日本は平和になってたった60年ですよ。でも今申したスウェーデンは実は1700年に当時属領だったフィンランドをロシアに奪われて、これ北方戦争と呼んでいますが、その戦争が終わってから300年間いかなる戦争にも加わっていないんですよ。2つの世界大戦、ベトナム戦争、湾岸戦争、イラク戦争、一切関わってない。300年間平和なのに全くボケてないわけですよ。それはどうしてかという、スウェーデンは今申したとおり、それぞれの国民市民が自分で守ろうとしてきたからボケるはずがないわけです。

私たちの国は、なぜ平和ボケと呼ばれるような状況が、沖縄ではあんまりないと思っけていまして、本土の大半であるかという、それは平和だからボケたんじゃなくて、平和のせいじゃなくて、今日僕さんざん申しましたように、アメリカという他人

にお任せしてきたからボケたんだと思うんですよ。だから、今おっしゃったことを契機にこのことはちょっとお伝えしたいと思っけて、横からですけれども申しました。

いいですか。じゃあ他の方どうぞ。

ネクタイの方。今日ネクタイは1人だけじゃないかな。

会場の声

鳥取県庁で国民保護を担当いたしております前田と申します。今日は青木先生、青山先生、また、沖縄県をはじめ各県の皆様には日頃たいへんお世話になりまして、誠にありがとうございます。僭越ですが質問させていただきます。

今日、第1部のお話の中で、青山先生は沖縄戦の教訓について触れられました。私たちは国民保護を担当しているわけですが、沖縄戦の教訓というものは、これはどうしても活かさなくてはならないと感じております。ついでに、専門家の目から見られて、私たちは沖縄戦を踏まえて国民保護をどうするべきなのかということ、ぜひ、教えていただきたい。

特に、日本では国土が戦場になるということは沖縄でしかなかったわけですが、例えばフランスとドイツが戦争をすれば、それは即座に本土決戦になるわけです。しかしながら、そこで住民が集団自決をしたと、あるいは軍の虐殺があったというふうな話は私は聞いたことがない。そうすると、日本には何か取り除かなければならない問題があるのかということ、ぜひ、教えていただきたい。

また、私たちがその沖縄戦を勉強する上で、ぜひ、これは読んでおきなさいとかい

うものがあつたらぜひ教えていただきたいということが一つであります。

それと、もう一つだけたいへん恐縮なんです、今日、青山先生は同じく講演の中で、国民保護法は住民を主体にしないままに進めたら国家総動員法になる恐れがないとは言わないんだということをお勧めされた。それはいったいどういうことなのか。私たちは一体何に気をつければいいのか。ぜひそれをお教えいただきたいと思ひます。

青山繁晴

僕が最初に国民保護フォーラムに参加した記念すべき鳥取からいらしていただきありがとうございます。まず、沖縄戦の残している問題について他府県の人から関心持ってもらおうというのは、それはすごく大きなことだと思うんですね。これも国民保護法制の思わぬ効果かなと思うんですが、その沖縄戦の教訓で残したものを今の時間で全部言うことはできないので、いくつか申したいと思ひます。

まず、おっしゃったとおり人間の歴史は戦争の歴史で、ほとんどずっと戦争ばかりしているにも関わらず、沖縄戦のような戦闘は実は古い時代にはなくはなかつたようなんですが、近代戦争になってからは起きてない。何が起きてないかというと、米軍という敵国軍に自国民が殺害されるのは、それはどこでも起きていますけれども、それと一緒に戦っていたはずの自国の軍隊が、判然とした理由なく自国民を殺害した例というのは僕はいくら調べても近代戦では出てこないわけですね。

そうしますと、今、鳥取の前田さんがおっしゃったとおり、私たちの歴史の中に特

別な固有な背景があるとしか考えられない。例えば、牛島中将が変わった人だからというような評価は、さすがにそんなことを言っている歴史家はないとおり、たまたま沖縄に展開していた部隊の指揮官や兵士が変わった人たちだったから起きたという話も全くない。そうすると、この国の根幹に関わることがあると思ひますよ。以下、その立場の違いによって僕に違う意見を持っている方ももちろん多いと思ひますが、あえて申せば、例えば今おっしゃったフランスやドイツと近代においてどこが一番違うかということ、フランスやドイツというのは国民軍、つまり国民の中から生まれた軍隊というのを持っているわけですね、歴史的にも。それが例えばドイツにおいては一時期ナチズムでナチスという特定の集団に国民軍が蹂躪されて、今のいわゆるテロ国家と呼ばれる国にも実はそういう現象が起きていますよね。かつてのイラクもそうでしたが、普通の正規軍と、それとは違う指揮命令系統の全然違う特別な軍隊が存在するというふうにドイツはなりましたが、しかし、元々フランス、ドイツ、アメリカ、イギリス、みんな国民軍を持った歴史をもっているわけです。あるいは現在の軍隊もいろいろ問題はあるにしても、一応、国民主権の下でつくられた軍隊。

ところが、我が日本国は近代の歴史だけ取り出して考えても、全然難しい話じゃないですよ。明治維新まで、つまり日本が近代国家になるまで何があつたかということ藩兵、殿様の兵隊ですね。ここは琉球でしたが薩摩藩の兵士がいたと。藩兵というのは、近代国家からみたら、それは一種の私兵で

すよね、私の兵ですね。白板に書くまでもないと思いますけれども。その明治維新で近代国家になって、普通だったらそこで市民軍や国民軍ができるわけです。例えばフランス革命だったらバスチーユを襲撃した市民の中からだんだん国民軍、もちろん悲惨な歴史繰り返しましたよ。でも国民軍がだんだん出来ていった。だから、国民軍が国民を殺すという発想自体が元々実はないわけですよね。

ところが、日本は明治維新が終わってできたのは天皇の軍隊だったんですね。さっき明治憲法の話もしましたが、あの統帥権というのは本当は日本の軍隊は国民のものじゃないよ、天皇のものだよということを実はあの憲法に書いてあるわけです、明治憲法に。その明治憲法がつくった天皇の軍隊が戦争に負けました。戦争に負けたら今度は、じゃあ国民軍はできたのかというと、自衛隊は残念ながら国民軍ではない。自衛隊の諸君は不本意かもしれませんが、僕は自衛隊は軍隊ですかと聞かれたら、見かけは軍隊だけど本当は軍隊じゃありませんと必ず答えます。その理由はですね、ちょっと答えが長くなって申し訳ないけど、その理由は、自衛隊には国民軍であれば絶対になければならないものが一個欠けてるんですよ。戦車を持とうが、潜水艦を持とうが、ミサイル巡洋艦を持とうが、これがなかったら国民軍じゃない、軍隊じゃないというのが一つ欠けている。

自衛官の諸君は分かっていますよね。じゃあ聞きましょう、何ですか。いきなりそんなこと俺に聞くなと思っているでしょうが。どうどうと制服着ているのは偉いんだ

からちゃんと答えて。何が欠けているんですか、皆さんに。

会場の声

《軍法会議です。》

青山繁晴

その通り。別に打ち合わせたわけじゃない。その通り、軍法会議が欠けているわけです。それで、その軍法会議というのは何なのかというと、帝国陸軍、帝国海軍の時代は軍法会議はあったんです。しかし、その軍法会議は何のためにあったかというと、軍人がしたことを国民に見せないためでしたね。兵隊さんは命張ってるんだから、軍隊の中でやったことはみんなに見せないでいいという軍法会議だったんですね。だけど本当はそれは市民軍、国民軍の世界では逆さまな話だと僕は思うんですよ。

といたしますのは、僕は一市民ですから、僕は男の子2人いますけれど、例えば男の子2人とも殺されました。その犯人を見つけて僕が殴りつけて怪我したと、その犯人が。そうすると僕は傷害罪ですよ、必ず。それから僕は実は自動車が好きで、日本で現存1台という18年前の車に乗ってるんですが、それが例えば丸焼けにされました。丸焼けにしたのは前田というやつで、鳥取まで追っかけて行って、その前田さんの自転車を壊したと。すると僕は器物損壊罪。それは市民社会の永遠のルールなんです。

ところが、残念ながら、ここから意見の違う方がいるでしょうが、残念ながら主権国家、国家同士の間においては、自国民が危機に瀕しそうだったら、あるいは危機に瀕したら相手の国民、つまり兵隊も国民ですから、国民を殺害し、あるいはその国の

財産、つまり戦車も戦闘機も財産ですから、それを破壊する。それは意見の違いがあっても、実は国際法ではそれは既に認められているわけです。即ち、市民社会と違うルールが厳然とありますよと。それを軍法会議と呼びますよと。さあ、その軍法会議をみたら、市民社会と違うルールというのが軍隊ですね。それを認めますか、認めませんか、ということの主権者に情報として提示して、認める人が多ければ、今度はその主権者が、じゃあその国民軍の規模はどれぐらいにするのか、核兵器は持つのか持たないのか、戦車は持つのか持たないのか。ゲリラに対してゲリラ部隊を持つのか持たないのかを国民が決める、それが国民軍なのに、あの戦争で天皇の軍隊が負けた後に国民軍をつくらずに、軍法会議もつくらずに、何となくだんだん戦力が大きくなっていく自衛隊をつくってしまったんです、この50年間。自衛隊の責任じゃなくて、これは国民と政府の責任だと僕は思っています。

皆さん、ちょっと話が長くなって申しわけない。皆さんの理解のために、これは何も自衛隊だけのことじゃなくて、警察。

今日警察官いますか。警察官いらしゃった。ちょっとお聞きしてもいいですかね。先進国のどこの警察にもあるのに、この戦後の日本にだけはない警察って何ですか。民主主義の国、先進国には必ずこういう警察があるのに日本にはないんです60年間。戦前はありました。

いやいや予防拘束はできない国ありますよ。そうじゃなくて組織として。

おそらく本当はわかってらっしゃるけれ

ど言葉で言えないだけだと思うんですけども、これは国家警察なんです。国家の警察。沖縄県警本部も含めて日本の警察は全部自治体の警察です。そうでしょう。

これを僕が去年の4月に国会で有事法制特別委員会で参考人として証言したときに、このことを言ったらですね、あえて名前を出せば、国会議員聞いているでしょう、こっちは証言者ですから。鳩山邦夫さんという皆さんも知っている有名なベテラン政治家がね、「あれ？ 警察庁は違うんだっけ」とおっしゃった。ベテランで閣僚もやった人がこんなことをいうこと事態がもうびっくりなんですけれども、警察庁はただの調整機関、ご存じの通りね。強い何となく示唆はするけれども、直接指示はできません。例えば、警察にはS A Tってあるでしょう。あれも全部、例えば九州ですと福岡県警にいますけれど、福岡県警本部長が指揮権を持ってて、はっきり言うと、例えば、沖縄にはないけれど玄海って原発あるでしょう、佐賀県に。そこで何か起きたらそのS A Tが行くわけですね。S A Tに入っている警察官というのはご承知のとおり警察官の名簿から名前も外しているんです。つまり、誰がどこで何やっているかさっぱりわからないというのがS A T。それが佐賀県の玄海原発にきたら、佐賀県警本部長は、何がなんだかわからないわけですから、つまり本来なら、国家警察の中にS A Tがあるから、その国家警察が指示するから、どこに出しても大丈夫なわけですから、戦争に負けた同じドイツにもちゃんと国家警察あります。G S G - 9という国家警察あるわけです。日本にはない。な

んでないのか。なんでないかという、戦前は日本は特高警察というとてもない国家警察を持って、さっきの帝国陸軍会議よりももっと悪質だったかもしれない。つまり共産党員はもちろんのこと共産党員かもしれないという口実で、気に入らない奴を全部予防拘束して、どんどん拷問して虐殺した歴史があったんですね。そういう歴史があって、それも込みのあの帝国の体制だったじゃないですか。それが戦争に負けたら当然、私たちは自由と民主主義に基づく新しい国家警察を、もう戦争に負けて60年も経ってるんだからつくるはずが、未だにつくってないんですよ。

ということは、ちょっと話長すぎるけれど、沖縄戦だけじゃなくて、私たち国民は、僕は戦後の生まれですけれども、戦後の生まれの人間も含めて、あの戦争を本当には総括してない。つまりずっと自衛隊も警察も含めて、国家の基本のところも含めてずっとごまかしてきたんですね。それをこの国民保護法も一つのきっかけにして僕は見直したいと思っている。

そうしますと、沖縄戦の問題に話を戻すと、あのときになぜ帝国陸軍、帝国海軍が自国民を殺すことができたかという、それは自分達は国民のために戦っているんじゃない、陛下のために戦っているという、いわば口実が用意されていたわけでしょう。現実になぜ殺したかという、あの市民が、つまり訓練受けてない市民が連絡役をやってると米軍が後を付けてるだろうから、殺した方が自分達は安全だって殺したり、中には食糧を渡したくないから殺した例もあったし、それから、米軍のピラを持

ってるだけで、その少女を救おうとしたら兵士同士でお互いに疑心暗鬼になって、自分がスパイだと、つまり寝返ったりしないということを保証するためにその少女を殺したりということをやったわけです。本当は自分の利益のためにやったんだけど、全部口実があったわけじゃないですか。つまり、全部陛下のためになるんだと。国民のためになれなんて憲法のどこにも書いてないって口実があったでしょう。

だから国民軍を持っていない私たちは実は市民になりきれてないという問題もあるし、それから、私たちの深い心の問題として、形整ってれば実際は自分がやっていることになんぼでも口実を与えると。これはそれに反して武士道という精神の世界もあるのに。武士道のお話はまた時間があればしますが。

そういうことまで含めて沖縄戦を根っこから見直さなきゃいけないと思う。ただし、誤解を生じないように言うと、僕は一部でも言いましたように、自衛隊の諸君の中で、自衛官の中に自分に誇りをもっている人たちは、旧軍と似てないからこそ誇りをもってるんです。今日は空が青いけど、元々帝国は空軍がなかったんであれだけど、陸の人や海の方は、特に陸の方は帝国陸軍と俺たちは違うんだと。だけどその先は国民がつくらなきゃいけない。君たちはどう違うかということ国民が決めて、国民の軍事組織に僕はすべきだと思っているんです。いろんな意見の違いはあるでしょうが。

それで、話が長すぎますが、沖縄戦の反省ということを一番端的に言うと、守るべき人が誰か分かっていない人間が武装し

て、本来は守るはずの人間をまるで道具のように扱ったということですね。ということは、国民保護法をやる以上は、自衛隊についても警察についても、皆さんが守るべきなのは我々だと。つまりこの市民たちだということをもう一度この国ではっきりさせなきゃいけないと思うんですよ。だからこの国のあり方全体にこの国民保護法制は僕は関わっていると思っているわけです。ちょっと一問の質問に答えが長すぎる。

会場の声

国民保護法賛成か反対かは別として、一つは、青木さんに、沖縄戦の反省ということを目頭に言いましたけれど、一つはこの反省の内容を聞きたいということがあるんですが、それは今ちょっとおいてですね、鳥取県の方がいらっしゃってるけれど、今はもうなくなったんですけども、鳥取県がこの問題に取り組んでいったときに、一言でいうとこういう学習会をやったホームページが出てましたね。出ていたんですよ、あの時に、自衛隊の現役の第8何とか連隊の連隊長が講義をするわけです。その講義の内容のテキストが出てましたよ。それによると、沖縄戦と住民避難というかなり膨大な講義をするわけです。その中に、沖縄にいて沖縄戦について多少知っている者にとれば、相当誤解があるような沖縄戦の総括をしているんですよ。現役の自衛隊がね。これは中味言いませんけれども、そういう反省の上に立って、もしこの国民保護法が立案され進められるとするならば、やっぱりこれは違うと私は思いますね。そういう点に絡んでどういう反省をしているのか。

それで、県庁に、私たちはこの問題につ

いて行きました。その時に、県庁の若い係員が、その連隊長が話したようなことと同じようなことを言うんですよ、我々に。

要するにね、住民避難の失敗例だということです沖縄は。違うでしょ、さっきも言ったように。住民避難をね…。

《青木信之》

避難させてないですよ。

会場の声

そうですね、盾に使ってるんですよ。さっき西原の話がありましたけど。これを避難の失敗例って、だから有事法制が必要だと。じゃなくて、この国民保護が必要だというふうに結びつけていくとしたら、僕はそれは絶対違うと思います。

それともう一つ、ついでだから言いますけれど、今年の6月23日に朝5時半、摩文仁の丘の黎明の塔の前で何があったか知ってますか、青山さん。6月23日は何の日ですかね。

青山繁晴

今年の6月ですか。

会場の声

6月23日ですよ。

青山繁晴

それは分かっていますけれども、黎明の塔…。

会場の声

朝5時半あそこですよ、沖縄の自衛隊の第一混成団が慰霊祭をやるんですよ。これね違うと、天皇の軍隊の指揮官の前で6月23日にね、つまり6月23日というのは早朝にはそこで自決をしたという。その碑の前でね、これは駄目だと思うんです、僕はそれは。

国民軍になりようがないじゃないですか、それは。自らね、後景をいろいろ言いましたよ、僕らも自衛隊に言っているいろいろ話を聞いてきたんです。あの現実にあの後、ある意味で抗議に行ったんです。

そういうことを積み重ねてくると、いくら一方でね、国民保護法が、こうこう言っただって、あれだけ悲惨な体験をしている沖縄県民が大事だというふうにはならないと思うんですよ。僕は少なくとも、だから、ああいう説明、要するに鳥取県におけるようなああいう沖縄戦の総括ね、こういうことをやっぱり止めてほしい。

青山繁晴

青木さんにも府本さんにもお答えいただきますけれども、あえて僕が最初に言うのですね、沖縄戦を住民避難の失敗例と言っている人って、僕は会ったことないですけどね。鳥取の普通科連隊の方がおっしゃったかどうかちょっと僕はここで確認できませんが、もし、そう受け取られるような発言があったとしたら、それは明らかに間違いであって、ただ、その沖縄戦の問題をもう一度、つまり沖縄に関心が強い人間だけが知るんじゃなくて、国民みんなで共有できるように、歴史をもう一回学び直すということは絶対必要だと思いますよ。すなわち学校教育の中で。

ただ、もう一回言いますが、住民避難の失敗例と発言した人は相当右の人の、僕は知らないですけどね、それは後でまたお二人にお話あるでしょうが...

それから、6月23日中将自決の日に、この自衛隊がその前で慰霊祭をやったというのは僕は正直知りませんでした。知りま

せんでしたが、そういえば何となく思い出しましたけれども、帝国海軍の指揮者の前で慰霊祭をやったと、帝国海軍の指揮者のために慰霊祭をやったという意味なのかどうかは、それはちょっとここに、その関係者がいないかもしれないからあれですが、もしそうだったとしたら、個人的意見としてはそれはちょっとやっぱり無神経だと思います、僕は。それは慰霊祭の場所が違うんじゃないかなと思います。特にその日にやるというのはね。あくまで個人的意見です。お答えにくいでしょうがどうぞ。

青木信之

住民の命を第一義に考えると。従って、それを守るための避難等の方策について、これを最も重視してやるべき枠組みが国民保護法だと思っております。そういうことがまた住民避難すらもちろんない沖縄戦だったわけですから、その意味合いにおいて、これは反省しなければいけないというふうに、冒頭で申し上げましたとおりでありますけれども...

会場の声

今のに関連して。実は陸上自衛隊です。制服は着てませんけれど。一応休暇をもらって、ぜひこのフォーラムに参加したいということで来ました。個人的な興味というかたちなんですけれども。

青山繁晴

顔を見て陸上自衛官だとわかっていました。だいたいあなた中央指揮所って言葉使ったから、それは自衛官に決まってるじゃないですか。中央指揮所って市ヶ谷の真ん中にある自衛隊の指揮本部です。

会場の声

一応、団の方はよくわかんないですけども、その慰霊祭の件についてはちょっと私も参加してないし、そういうのはちょっとあれなんですけれども、一応、我々の6高群になるんですけれども、ピンポイントな、他府県から来ている人はちょっと申しわけないんですけど、第6高射特科群になるんですけれども、与座で第15混成連隊が玉砕した地に勤務しています。我々の長は第6高射特科群長になるんですけれども、その中で教育を受けている内容としましては、「沖縄戦の二の轍は踏まない、守るべきことは国民だ」という教育を受けております。また、慰霊祭においても、ご遺族の方、また、東風平町の関係の方をお招きして、丁重に慰霊祭を行って…。

青山繁晴

一緒にやったということですか。

会場の声

はい。群長、中隊長以下、また、地方自治体の皆様方と一緒に守るべきは国民だという誓いと、あと、沖縄戦で亡くなった尊い犠牲を払われた方に対して鎮魂の意を表しております。国民の皆様にご誤解のなきようにご説明申し上げます。

青山繁晴

少なくともあなたがちゃんと手を挙げておっしゃった勇気を僕は評価します。

会場の声

《 》

青山繁晴

大丈夫です。怒られたら私に言ってきて下さい。

それで、すみません、さっき鳥取の前田さんがお聞きになった質問の後半をお答え

するのを忘れてました。

住民主導、住民主体ということをはきちんとしないと現代の国民総動員法になりかねないということを青山さん言ったけど、一体どういうことなんだということね。これははっきり申しますと、それはもう理由ははっきりしてて、米軍との関連ですよ。今までの日米関係の流れだけでこれやられると、さっき牧野副知事が何度も、言葉は柔らかいけれども中味はしっかり指摘されていたのは、すなわち新ガイドラインを出したのは我部先生だったけれども、いずれにしても全部合わせるとですね、米軍の都合のいい方にこれが進んでいったりしたら、周辺事態法もあり、それから、やがて集団的自衛権の問題ももっとシビアになると、ほっといたら自衛隊がアメリカ軍と一緒に世界の戦地に連れていかれるんじゃないか、それ誰でも思うじゃないですか。その銃後の守りをもう一回やってくれと思わない国民の方がむしろめずらしいですよ、そんなことになったら。自衛官の人はそんなこと夢にも思っていないでしょ。あくまで日本国を守るために日米同盟があるんであって、アメリカが冷戦後の唯一の勝利者と称して世界で戦争を行うことに、自衛隊はまさか協力するとは夢にも思っていないよ、今イラクに行っている部隊も含めてね。

だけど、それこそイラクに自衛隊が行っていることも含めて考えると、住民、国民の立場というものをきちんとして一つ一つ打ち出していけないと、それは国民の中に合意できませんよ。こんな大事なことで国民合意なしのまま、あるいは国民の世論が、異

論反論もちろんありますよ、でも概ねの合意はせめてもできないと、例えば危機管理庁をつくるって自民、公明、民主、政党全部じゃないけれどかなりな与野党が合意できるような状態ぐらいにはもっていきなれないといけないでしょう。

そうすると、今までみたいに、アメリカ軍の言うことは全部優先だというのと違いますよ。いや、その代わりに住民、国民が優先ですよということをはっきり出さないと、誰だってまともに勉強する人ならむしろ疑いますよ。それを僕は言ったわけです。

国民総動員法という言葉は確かにきついでけれども、それは現代の国民総動員法という言葉に懸念をもつ人いるでしょう、現にいるからですよ。そういう疑問をもつ人がいるのに、それは一部の人だとほっといて、そんなことになりはしませんだけでは物事は済まないの、ということを申したんです。

会場の声

すみません、いろんな仕事というか、いろんな立場で来ているものですから、あれなんですけれども、もう少し平たく話をしたいんですが、要は、国民保護法の中で国民の協力というのがありますよね。要は、武力攻撃事態になったりだとか、その他になったときに、消火だとか、被災者の救護とか、搬送とか、そういったものを求められている、フォーラムのパンフレットの後ろの方に書いてありますけど、そういったことを国民に協力をお願いするという部分があるんですけれども、正直なところ、これなしに国民保護法というものは国民のコンセンサス、あるいは県民のコンセンサス

を得られないんじゃないかなと私は考えています。というのは、要は、いくら体制がきっちりきっちり整ったとしても、結局のところ国からの押しつけじゃないかというふうになっちゃうんじゃないかなって、見ちゃうんじゃないかなと思うんですよ。

一番大切なのは、いざというときに国民が被害を必要最低限に抑えるというのをどのようにしていくかということだと思うんですよ。防災についても同じようなことが言えるんだと思うんですけども、要は、助けてくれるのはお役所だ、御上だというふうな部分というのは、もうそろそろ捨てましょうやというのが、今の防災のあり方んじゃないかなって思っています。

自分達の地域は自分達で守る。自分達の命は自分達で守るというような部分というのを、もうそろそろ国民が持たないと、本当の意味でお互いに助け合って被害の軽減ができなくなるんじゃないかなと。

武力攻撃事態になったときに、弾道ミサイルがどんどん飛んできて、あちこちで爆発が起きて、火災が発生して、なんたらなんたらとなったときに、行政とかは一生懸命対応するでしょう。だけれども、その対応は全部対応にまわっちゃって、結局のところ国民はどうすればいいのかと右往左往してしまうという部分に、今の状態だったらなってしまうんじゃないかな。

だから、国民が国民の協力として、いざというときに協力ができるようにするために、国民に今後どう働き方をなさるつもりなのか。あるいは沖縄県民に対してどういうふうな働きかけをなさるつもりなのか、がないと、おそらく国民保護法という

のは国が旗を振ってただやるだけになってしまわないかなと。結局、国民が納得しないまま、コンセンサスが得られないまま進んでいくんじゃないかなというふうに私は懸念しております。

そのへんについて、国民がどう対応していけばいいかというのがわかるやり方というのが、国民に対してどうそれを働きかけていく、語りかけていくのかということについて、まずは青木室長、出来れば防災統括監の府本さんにもお伺いできればとっております。

青木信之

今そういうご質問ご意見いただいたことたいへん嬉しく思います。我々としては本当にそういうふうに世の中が進むことを期待しているんですね。法律の条文に我々は従わなきゃいけない立場なので、いろんな議論があって今の法律の体系になっていて、変な書き方になっていましてね、「国民は協力を要請されたときは協力するよう努めるものとする」と訳の分からない表現です。その次の項には、「自発的な意志に委ねられるものであって、その要請に当たって強制にわたることがあってはならない」。じゃあ協力せいと言っているのか、協力しなくていいとどっちなんだ、はっきりせいと言いたくなるような条文ですが、これいろいろ考えに考え尽くした、いろんな議論の結果生まれている表現なんですね。いずれにしても強制することはできないということで落ち着けるしかないということで終わってしまいました。

従って、今おっしゃられた中では、本当に協力していただけるか、理解いただける

かどうかにかんしては、全てかかってしまったわけですから、昼間のセッションで申し上げたように、例えば韓国みたいに600万人以上の方が実際にいろんな仕事を国民保護の関係の仕事をしていただけるという義務を背負って動くならば、それは簡単な話です。そうではなくて、ご理解いただいた方だけが、それなりに協力していただけるということなので、ご理解いただけなくて、協力していただけない人がもの凄多い場合は絶対に物事は進まない。それは事実です。従って、今おっしゃられたように、我々もとにかく国民に理解していただくように訴えかけるのが仕事なんですね。

それは消防庁の仕事というよりは、これは政府全体の仕事でありまして、私もそのことをひたすら大声で言っているんですが、やっと内閣官房として国民のそれぞれにどういうふうに理解いただくのかというコンテンツをつくって、この夏に発表する段取りであるというのは聞いておりますけれども、そのことをぜひやらなくちゃいけない。そういうことも含めて考えたときに、いろんなご意見があっても、こうやって議論をするということが一番大事だというふうに思っています。

何を言いたいのか、だんだんわからなくなって恐縮ですけれども、今言われたことはそういう意味でもたいへん嬉しかったということで、ご理解いただければなというふうに思います。

府本禮司

今のお言葉を聞いて、私の方のお答えもそういうことになるんだろうとは思いますが、ただ、私の方は現実問題として国民保

護計画をつくり、市町村にまたつくっていただいで、実際問題として動かしていきなきゃいけないという作業がございます。沖縄は消防団の組織率とか、そのようなものからみれば、まだやはり他の県に比べて非常に低い。ところが沖縄というのは非常にいいシステムがございまして、私も今帰仁の田舎に住んでおりますから、簡単に言いますと、そこに住んでいる住民一人一人がみんな知っているんですよ。あれがどこに勤めて、何やって、どうしてというのがわかるというのがですね、実は田舎では、ちょっと表現が悪いですね、田舎ではというか、いわゆる大都市でも、その可能性がかなりあるんですね。那覇はちょっと難しいところがありますけれども。そういうふうなものを含めて、この国民保護計画の中で、例えば今の既存の社会の中に、こういうシステムが入っていったときに、どういうふうな具合にすれば弱者を助けて、みんなが協力して行って、みんなで助かる手段、ないしはそれを助けていく手段、それをなおかつ皆さんのボランティア精神でやっていくと。なおかつ、それに対してちゃんと協力される方について要請し、協力された方についてはちゃんと県もその方たちを保護していくというふうな仕組みをどうするかたちでつくっていくか。これはもう皆さんの理解なしにはできないわけです。そのことができなければ、結局、我々が計画をつくっても何もできないわけです。

だから、そういうことのないように、これはひたすら我々としては皆さん方の意見を聞き、いわゆる県の計画をつくり、市町村の計画をつくる段階でもう一回すり合わ

せをして行って、現実的にじゃあどうすればできるのかということまで、そうとう細かいところまで逐一詰めていくと。詰めていきますけれども、計画そのものはそんなたぶん細かいところまでいかないと思いますね。

というのは、細かいことを決めてしまえば、ある意味、役人が一番問題というのは、何か数字を決めちゃえば、その数字を動かすと非常に嫌がるんですね。みんなで決めた手続きを、非常に複雑な手続きを踏んで決めたものを変えるなんてものとはとんでもないということがありますから、そういうことも含めて、実際問題として国民保護計画の中で、地元の人、市町村含めて県がどうするかたちで動いていけばいいのか、これはそれこそ膝付談判して細かく議論していかない限り、これはつくっても絵に描いた餅になると思うんです。だからそういうことのないように我々としては最大の努力していきたいと思えますし、我々が仕入れた情報については、皆さん方の方に常時流していくというようなかたちのシステムを組んでいきたいというふうに思っています。

これは決して私ども市町村だけで、行政だけで一生懸命やっても、結局、上手い具合にいかない計画の典型的な例だと思えますので、作り方も含めて我々としてはどういう仕組みがいいのか、どういうことをやれば皆さんのより理解が深まるのか、これを検討していきたいと。検討しつつ一緒に走っていきたいというふうに考えております。

会場の声

ありがとうございます。そういったことが多分肝だと思うので、私ごとで恐縮ですが、防災ボランティアの代表をしております、小さい団体なんですけれども、何かそういったことでお手伝いできればなという立場でまいりました。本当にありがとうございました。

青山繁晴

沖縄の防災ボランティアの方ですか。

会場の声

那覇市内にあるボランティア団体なんですけれど、小さい団体なんですけど、何かしらこういうお手伝いできればなと思っておりましてでお伺いしました。ありがとうございました。

青山繁晴

2回目の質問の人ちょっと後にして、初めての方。

会場の声

本日のこの討論会フォーラムというのは、国民保護法や、またこれから県や市町村でつくるだろう条例、規則等の円滑な制定、推進を求めて県民のコンセンサスを得るためのフォーラムだろうと思ってるんですね。先程来、いろんな沖縄戦に対する総括の問題等々が言われましたけれども、これは戦争の総括、戦争主観についてはいろいろそれぞれあるかと思えます。また、沖縄県民でも実際に身内の方に戦没者がおられる方、戦争被害にあわれた方、あるいはまた基地被害にあわれた方々と、また、そうでもない県民とも若干の温度差はあります。ましてや、沖縄におられない本土の方については相当な格差は大きいものがあるだろうと思えます。

私も個人的には身内の家族から戦没者2人も出しまして、戦後の戦没者の救援活動を私の身内の方が中心になってやってきたということもありますけれども、私はこの戦争主観については一切申し上げません。

そこですね、これまでいろんな話をお聞きしてちょっと疑問に思っていることは、私はやっぱりこの平時のときに有事のことを想定して、県民、国民がいろいろな情報を伝達しながら、また、意見も集約して行政側、政治側なりぶつけていくのはたいへん大事なことだろうと思うんですね。そういう場合において、先程来、私は1部は参加していないものですから、よく存じ上げてないんですけども、私は結論から言います、他力本願、他国本願ではいけないだろうと思うんですね。これはむしろ戦後60年経ちまして、そういうような議論が国民からしっかりとなされてなかったことが、ちょっとこれは私も外国にいたことがあるんですけども、そういうことから考えてみるとちょっと尋常ではないなと。こういうことを皮膚感覚としてわかる感じはしますね。

これはもうイデオロギーの問題じゃなくして、例えば軍隊があるない、例えばコストリカの問題をよく言われる方もいますけれども、私は今はその時代じゃないと思っているんですね。じゃあ現実の問題として、レジユメの冒頭にも書いてありますように、住民の避難を行う、住民を守ることが国民保護法の仕組みだというようなことを捉えているのであるならば、私はもっとこれは行政側の方におきまして、各省庁横断的なしっかりとした組織体制をつくるべ

きじゃないかなと。

例えばこれは、結論から言って、消防庁ではちょっと弱いんじゃないかなという感じがするんですよね。一言で申し上げましてね。これはまた、警察だけでも若干弱いなと思いはするんですよね。

どうしてこれが、現実の問題としてですよ、例えば危機管理省みたいなものを立ち上げてまして、そこに各省庁の横断的なしっかりとした体制が構築できるべきじゃないかなと思うんですよ。これは民間の方は言うことは自由ですから何を言ってもいいわけでありましてけれども、責任ある立場の方はなかなか本音を言わないですよ、今現在の場所でもね。

だから、私はそういうことから総合して考えてみた場合に、これはやっぱり日本と、あるいはまた沖縄とも各都道府県ともいろんな違いはありますけれども、しかしながら、沖縄は沖縄なりの歴史に則ったかたちでの条例、規則なりも必要になってくると思いますけれども、しかし、今や国民が有事のときにどうするかというのが大きな課題だろうと思うんです。これいろんなイデオロギーをお持ちで、言うことは自由ですけども、しかしもう現実の問題として、私はやっぱり有事を想定したかたちで、しっかりとした体制も整えておくべき時期に来ている。

例えば、先ほど警察庁のお話もありました。今おっしゃるとおりほとんどの方が警察庁が一番偉いと思って、指揮監督権があるというふうに思っているかも知れませんが。なければつくればいいじゃないですか。しっかりと警察が機能できるように、警察

庁の権限をもっと多くして、消防庁の権限をもっと多くしたらいいと思うんです。しかも、それとまた、各自衛隊ともしっかりとした情報伝達ができるように、今、安全と情報はタダという認識がありますけれども、なかなか各省庁とも僕は情報を出さないと思いますよ。いくらこのシステム上つかったとしても。縦割り行政ですからね。先ほど青山さんは100年かかると言いましたけれども、僕は1千年ぐらいかかるんじゃないかなと思います。

だから、そういう思いを含めて、いろんな意見の中で私はやっぱりコンセンサスを得られるように、僕はこういう計画とか、条例とか、法律とかというのは、多数決で決める性質のものじゃなくて、コンセンサスをしっかり得られるようなかたちで進めていくべきだろうと思います。

青山繁晴

今おっしゃっていただいたことは、ほぼ今まで申してきたことと同じ意見だろうと僕は思うんですけど。僕は10年かかると申したんで、100年かかるとは申してないんですが。それで、ちょっと僕からまず2点、恐縮ながら申し上げたいんですが、僕は1部のときからずっと言ってますように、一民間人ですが、何でも言いたい放題に言えるということは全くありません。そんな無責任な立場でここには出ていないということはあえて申し上げたい。

それからもう一つ、消防庁では弱い。おっしゃるとおり。おっしゃるとおりなんですけど、これ実はすごく画期的なのは、安全保障とかそういう問題になると、今までは防衛庁だけだったんですね。例えば米軍基

地の問題ですと、あえて申すと消防庁よりもっと弱い立場の防衛施設庁だけだった。それがこの国民保護によって、消防庁といっていますが、消防庁は旧自治省であり今の総務省であって、実はかつての内務省までは力ないけれども、総務省という大きなものがこの話に入ってきているという点では、少しずつですけれど良い変化を僕はしていると思います。一民間人ですから、僕の話はここまでにして、ちょっと青木さん。

青木信之

今の体制ということが現実はどうなっているかと申し上げますと、内閣官房という組織が存在していて、その中に私みたいな課長級の職員が12人、その上もいますけれど、という組織体でこの国民保護の仕事も含めて対応しているというのが実態なんです。私ども消防庁の仕事としては、特に地方との関係する部分について、いろんな連絡なりご支援なりすることを担おうということになっているんですが、内閣官房の方が仕事の肩書きも名称も難しくてなかなか外に出てきてないということもあって、多少そういうことについてご理解いただけない部分があるのかもしれないのが1点と、その内閣官房でみんな同じ世界の人が集まっているかということ、そこには防衛庁出身の人もいる、総理府の人もいる、国土交通省の人もいる、警察省の人もいる、消防庁の人もいる、自治省の人もいるというような感じでなっているものですから、確かに運営上、結果的に一つの統合体としてまだ十分育成されていないという感じがあるかもしれません。

ただ、今おっしゃられることを言われる

とちょっと耳の痛い思いもありまして、私どもとしても、こういう声を聞いてほしいんだと、みんなにと言って、そっちサイドがもう沖縄に行けて散々言うんですけれど、青木さんそういうことを言ってくださいとなって、なかなか我々としては伝言ゲームの世界になってはいますけれど、政府内の話としては、今の現状だけはとりあえず申し上げさせていただきます。消防庁だけでは弱いのは確かにそう思います。私のところはたかだか14人きりいません。14人きりで全部まわすというのは不可能なので、やっぱりもっともっといろんな点での連携というのが必要だと思いますし、我々にもいろんなことをやるにはちょっと情報が欠けている、そこをどうやって補うかということもこれからの課題と認識しております。

会場の声

参考までに申し上げておきますけれども、沖縄が復帰する前は救急は警察で行ってましたね。それが沖縄が復帰するときに、これは当時の総務長官ですね、今は総務大臣になるんですかね、沖縄開発長官ですね、僕は直接泡盛飲みながら聞いたお話なんですけど、沖縄が復帰するときには約200本近くの法律が、復帰特措法を含めた約200本近くの法律の改正、制定が必要になってきたんですね。その時に、総務庁長官を拝命するときに、総理大臣の方に約束したらしんですよ。各省庁にまたがることは、沖縄に関することは全権一任をしてくれと。それが総理がこれでいいよと言ったから受けたんだと。すると、この元大臣が言われるには、死ぬまで当時の大蔵大臣とは

口も利いてくれなかったと、自分が独断でやったもんだからと。僕はこれぐらいの思いで、こういうような危機管理に関するようなことはしっかりと政治も行政も率先して徹底した方、腹が据わった方がやるべきじゃないかなとこう思います。

府本禮司

県の立場から言いますと、先ほどもとっと申しましたけれども、去年私は知事公室長をやっていましたけれども、知事公室前は総務部の中にあっただけです。部内の部局だったんです。今回、組織改正いたしまして、実は知事公室を筆頭部にもってきております。知事公室長が危機管理監というかたちでいっています。それを実務的に束ねるのは私参事監で、基地防災統括監というかたちになったんです。これはもう他ではないです。なぜかという、基地と国民保護法をバラバラにやったら仕事にならないですね。だから一つにまとめて、私は仕事が増えましたけど、非常に悩んでますけれども、それでもそういうかたちでこの1年間ないしは2年間こういうかたちでカチッとやっていくと。この体制でしばらくいくということは、少なくとも我々のところで情報を統括する部分は、きれいに組織はしていると。だから組織が強くなったということではありませんけれども、そういうかたちでやってきているというかたちでございますので、従来とは違ったかたちで、いわゆるそれぞれの行政の目的にそって、組織がちゃんとされてきているというかたちになっております。

会場の声

2点ほど教えていただきたいんですけど

ども、先ほどから沖縄ということで沖縄戦のことで、あのときの教訓となると、先ほどは、要は軍が国民を保護する意識がなかったというふうなところにいくと、じゃあ今の自衛隊に対しては、国民を守りなさいというふうに教育をやっていけばいいということで終わってしまうのか。いや、その当時もやはり沖縄の行政組織があったと思うんですけども、そちらの方はどうしていたのかというのがちょっとわからなくて。

先ほどの話だと、住民は盾に、作戦の一部として利用されてしまって、ということはその当時の沖縄の行政の組織は何をしていたのかというのがわからなくて、もし、そこが何もしてないというんでしたら、何もしなかったのが今回保護法をつくりますと。計画を策定して避難させますというんですけども、何かをして、それで不備があって、沖縄としてはこういうふうなことを、ここにある基本指針というんですか、そういうのを考えていますというふうなところをちょっと知事公室長にお聞きしたくて。

青木室長については、その当時、日本の行政というか国の政府は沖縄戦に対してこういうふうな国民保護というか避難とか、保護に対して何もやっていなかったのが、今回国としてはこういうのを整備しますとか。そういうところをちょっと教えていただきたいんですけども。

当時のところは何もやらなかったのか、そうだったら何もやらなかったでよろしいんですけども、要は、過去の教訓を参考にしているというふうに言われているの

で、具体的にどういうことがあったので、これだったのでこれを定めますとか、そういうところをちょっと教えていただきたいんですけれども。

府本禮司

非常に私から答えるのは苦しいところがあります。いくつか問題点があります。ただ、軍がですね、先ほど言われたように沖縄を捨て石にしてということはあったと思います。ただ、その部分については私の方から述べるわけではございまして、じゃあどういう県が対応したのかということになりますと、ほとんど第32軍もつくられましたですね。その下で、いわゆる沖縄の防衛といいますか、建前上防衛だったんですけれども、そのいくつかの意見がございましてけれども、その部分でいわゆる警察部の下に特別援護室というのをつくって、いわゆるこれが疎開をやり始めたというかたちになっております。

ところが、疎開の実態は、ご存じのとおりいくつか問題点がございまして、結果的に上手い具合にいかなかったと。上手い具合にいかなかったということで総括していいのかどうかはちょっと問題がありますけれども、いくつかの問題点を残しつつやってきたということが、私どものこの国民保護法法制を検討する段階での問題点であろうと。

その時の一つの問題は、やはり疎開の命令が上手い具合に市町村に伝わっていかないということと、組織はかなり壊れて上手い具合に行政としてつながりきれなかったということと。やっぱり最後には軍と一緒に動かざるを得なかったと。そして西原

の例もありまして、実は警察の部分が上手い具合に住民を保護するかたちで動ききれなかったと、いくつかの問題がありますね。

そういうことを考えていきますと、やはり私どもが国民保護を担当する人間が考えているのは、やはりちゃんとした行政を組織、計画があって、県民はこういうかたちでやるんだという一本しっかりした視点がなければ、結局駄目だと。これを今回つくるということが必要だろうということは我々感じておりまして、そのことがなければ昔のようなことになるだろうと。そういうことがあってはいけないと。それぞれ例えば自衛隊にしても、警察にしても、消防にしても、皆さんそれぞれの業務をお持ちになっているわけですね。その中に我々行政の方が何を担当すべきなのか。それと、今既存の警察、消防、それから防衛というのも含めて、どういう役割を持たせていって、どういうふうなかたちでやるのかと。それをコントロールするのはいったい誰なのかということで、実は国民保護法で一定の仕組みとルールが出てきているわけですから、それについても県としての方針をカチッと出していくというのが、実は重要だろうというふうに考えております。

確かに、先ほど青山さんがいろんな軍の話をされましたけれども、そういうものがあって、結局その部分のはっきりわかっていない。行政も結局最後に全部中に入っちゃってガタガタしてきたというのが一つは、やはり行政は行政の立場として、その地位を立場を役目を明確に示すということが、示し確保するということが非常に重要だろうというふうに思っておりますし、

そのようにすべきだというふうに思っております。

青木信之

当時の政府が、どうかということをつまびやかに知っているわけではありませんが、私の認識を申し上げれば、要は、国民の命が第一義である。国民の命を守ることは憲法なんだと。それ以上大事なことはないんだという哲学の下に対応できてなかったということだと思うんですね。避難はありました、疎開もありました。残念ながら対馬丸事件ということもありましたけど、しかし、そこで確かに学徒は本土に避難した人いますけれども、その時に本当にその人達を守るため、住民を守るための意識であったかどうか。足手まといだったということがあったのではないか。あるいは、もしかしたら今後のわが国の戦力とも考えて可能性すらあるのではないか。本当に命を守るということに対応する、徹底した意味での対応というのは多分なかったと思わざるを得ないですね。

ですので…。

会場の声

《 》

青木信之

それはないと思いますけど。

ですので、まずは法的枠組内にある仕事の枠組みという問題以前に、何を最も大事と考えるかという点についての意識の徹底、その問題と思うんですね。

だから反省しなければいけないし、そこを第一義に思って、いろんな仕組みをこれからつくっていかねばいけないというふうに思っております。

青山繁晴

今の点、一つだけ補足しますと、今、府本さんは県の立場から非常に正確に申されたんですけど、国家全体としてみると、当時の帝国陸軍、帝国海軍というのは普通の行政とは全く別なところで動いてよろしいというのが国の基本になっていたわけですね。ですから、軍が決めたことは即ち陛下の命令であるから全部県も基本的に協力しなきゃいけないという前提があったので、それが私たちの今の日本国と一番違う点だと思います。

会場の声

まず、はじめに、沖縄県の方、夜までこういう会議を設けていただきまして本当にありがとうございます。私、千葉県から個人参加いたしました。

実は去年、高山で青山先生のお話を聞いて、国民保護計画をつくるにあたってはだいぶ時間がかかるんじゃないかと。というのは、いろんな訓練をしながら計画をつくっていくというお話を聞きまして、それが印象に残りまして、我が市でも青山先生を呼んで講演会を開いたんですが、それにしても結局、市の幹部というか、考え方は、やはりその上部団体の県の方で、県が計画がまとまってないので、市はまだちょっといいんじゃないかという考え方なんですね、実際。ですから、あえて具体的な市は申しませんが、そういう状態であります。

また、先日の新聞で、実際計画ができたのは福井県と鳥取県ということで、そこで青木室長にお聞きしたいんですが、今の状態で17年度中に各県は保護計画ができるのでしょうか。また、それに併せて市町村も

18年度でつくらなくちゃいけないんですが、そういう様子で、青山先生にお聞きしたいんですが、本当は訓練とか、そういうものを繰り返しながらつくらなくちゃいけない計画が、今の状態で単なる計画だけの策定に終わってしまうんじゃないかと個人的に心配しているんですが、そこらへんお話を伺いたいと思います。よろしく願いいたします。

青木信之

各県の取り組みですけれど、確かに福井県、鳥取県、知事さんたいへん熱心です。地方が先陣を切ることによって、国の基本指針よりも早くつくることによって、それが本来の意味での国民保護につながっていくんだと。地方から考えることが政策内容にも影響してくる。だから地方からやっていくんだと。こういうことを言われたのはたいへん立派だったと思いますし、我々も正直言って有り難かったなというふうには思っています。

しかし、47県全部そういう動きでは確かにない。横を見ていて、なんかできればいいやと思っているところがないとは言えませんが、私の感じでは17年度中に各県は計画をつくるというふうに思います。いろんな動きを見てみると、国民保護協議会はほとんどみんな1回目は開催していますし、そういう状況なり、準備状況をみると、いろいろあっても一定のところまで進んでいます。

ただ、心配なのは、計画をつくれればいいということではないということです。この話というのはやっぱりいろいろ難しいです。沖縄県さん以外でも他のところだって

いろんなものの考え方があるから簡単ではない。そこで絶対欠かしていけないのは、県が計画するときに市町村との議論、いろんな関係者との議論、経済界との議論、議論なくして計画をつくっても、かえってそのことのほうが心配だというのが、私の正直な感じなんです。従って、今私が外に出てお願いしているのは、とにかく議論してみようじゃないか、してください、頼みますよ。付き合いといえはいくらでも付き合いますから、こういうふうに申し上げているのは、そういうような問題意識があるからです。

青山繁晴

物事が理想どおりに進まないのは、全てのことそうですけれど、こうやって、さっきのご質問にもありましたように、国民保護ということをして日本は2000年の歴史の中で初めてやりますから、とてもじゃないけど、なかなか思ったとおりは進まないんですよ。だけど、僕は希望がすごくあるのは、福井県の例をみますと、福井県が一番最初に県の基本計画を決めまして、そのあと1カ月遅れで鳥取県が決めて、両県はこの間閣議決定して、基本計画を一応定まりました。それがあって、この11月に福井の関西電力美浜原発において、初めて原発が襲われる、今までの原発から考えたら想像を絶する話でしょ、そんなことやったら反原発が大騒ぎになるから、リスクは絶対ないことにするんだという括りですとやってきたじゃないですか。それを襲われるということを国が想定して、それで福井県の警察や自衛隊や消防や、それから海保、それから住民の方も加わって訓練をやるんで

す。11月ですから、もう目の前ですね。そうしますと、そこで一番希望があるのは、やっぱり訓練を経て確認していこうという態度を失っていないということと、現実、今日、福井県の方いらっしゃるかもしれないけれど、現実には福井県庁、うちはすごく深く付き合ってますからよく分かるんですけども、閣議決定されたから、この基本形で決まりだと夢にも思っていないですよ。ご本人達はもう不安で一杯なんです。閣議決定されたからこれでいわばオーソライズされて、もういいんだというんじゃないで、いやこれで本当に県民を、例えば放射能被害を受けたときに守れるのかということ、本当に目を落ちくぼんで考えているわけです。それは、ご本人達は悩んで大変だけど、実際は11月の訓練を首長くして待ってて、その訓練を経てもう一回基本計画を練り直したいと本気で思っているわけです。

僕は記者出身ですから20年間日本の行政を見ましたけど、そんなの初めて見ました。これはやっぱり僕は新しい希望だと。原子力発電所をたくさん抱え込んでいるということはあっても、福井県で日本の中で今まで中心で物事を進めたりしてこなかったでしょ。原発の受け入れも受け身だったじゃないですか。それが初めて自分で悩んでやろうとしている。それも県民のかなりの方と一緒に、もちろん言い合いしながらですよ、やっているというのは。僕はこの国には希望があるなと思っています。

だから、今おっしゃった市の現状、僕も何となく聞いてますけど、全然絶望することないですよ。勝負はこれからですよ。

青木信之

訓練のことで1点だけ申し上げたい。例えば埼玉県もかなり計画進んでいるんですね。だけれども、埼玉県は自分達で一度訓練をして、その結果で見直さない限り国には協議しないという。またそれはそれなりに一つの立派なスタンスだと思うんですけどもね、そういうこともございます。

会場の声

青山先生、追加で、第1部で、新幹線の危機探知機ということをお話されましたが、それは他の国ではそういう例があるんですか。

青山繁晴

だから1部で申しましたが、国交省とJRがそんなもの付けられないとおっしゃるから、いや付けてるよと、僕言うだけじゃなくて、ヨーロッパの新幹線やユーロスターに、実際にロンドン、パリに乗りに行きました。金属探知機が全て付いてて、さっきも1部で申しましたが、一番お年寄りの歩けないような人でも10分で金属探知機くぐって乗れたんですよ。だからたった10分我慢すればいいことだと。ヨーロッパ諸国ではむしろ高速で走ってる列車は、金属探知機付けるのは当たり前です。日本の新幹線はだから、ヨーロッパ諸国は実は信じられない思いで見ているわけです。

会場の声

実は、千葉県は8月にTXが開通するものですから、そこらへんでちょっとお聞きしました。すみません。

会場の声

福岡県から来た佐田と申します。国民保護の方の担当をしております、今計画づ

くり、また、協議会を第1回やりまして、いろいろな意見があったんですけども、なかなか民間の方、あるいは行政機関の方、意見が出てこないというのが現状です。市町村に特に政令市の方に何回かお話に言ったことはあるんですけども、まず、国の基本指針ができて、県の計画ができて、それから内部的には考えてるけれども、なかなか担当部署からそれぞれの各部署まで話を下ろすのが、なかなかそこまでいかないと。担当部署のところ止まりで、下の方までなかなか話がいかないということで、具体的な問題点をなかなか市町村の側も県に言い切れない状態の中で今つくっております。

そういうことを考えると、17年度中に県の計画を策定するという前提の中で動いておりますが、市町村がそういう状態だと当然1年2年の間に市町村の計画なり、県の計画を訓練とかした中で見直して行って、更に付け加えていかななくてはいけないのかなと思っておりますが、あまり具体的な内容を計画の中に組み込んでいくのはどうなのかというのも一点では悩んでおります。

モデル計画で出していただいた内容を見る限りにおいては、あまり具体的などころまで踏み込んで書かなくてもいいのかなというふうな気がしております、逆にそういうものについては県の立場で運営要領なりマニュアル的なものをつくっていくという対応をしていくのが現実的かなと思っておりますので、そのへんについてご意見いただければと思います。

青木信之

計画のレベルで考えなきゃいけないもの

と、実務レベルのものと、やっぱり分けて考えざるを得ないところはいっぱいあるだろうと思います。

ただ、お願いしたいのは、実務のことも含めて議論をしていただきたいんですね。我々が例えば消防庁国民保護計画なるものもつくらなきゃならないんです。計画つまんないです多分。だけれども、その計画を含めて全体の仕事の回し方の、この図が大事なわけでありまして、それがなかなか閣議にかかるものと違うもので事実上実務はすることになります、どういう感覚の下に、実際にはどういう対応していくのかということがポイントなので、そのポイントのレベルで議論していただきたいんですね。その結果、計画に掲げるものはある程度、包括的な部分に限られているということであっても、それはそれで構わないと思います。

ただ、全く議論なしに、とりあえず計画ここでよさそうだから、これだけまとめてみましょうと行って、あとの話全然知りませんでしたと。やってみたら結構大変で困っちゃいましたでは、なかなか人は付いてこないですね。従って、多少具体的などころまで含めた議論は、ぜひ、していただいて、ということをお願いしたいと思います。

青山繁晴

釈迦に説法のようなことを申しますけれども、この分野のこと初めての取り組みですよ、国としても、それから自治体としても。そうすると初めてのことで、しかも有事とか武力攻撃事態なんていう恐ろしい話が出てくることについて、きちきちの基

本計画をつくられると、みんな内心引くだけですよ、本当は。

だから、福岡県基本計画はこれですという前に、たたき台原案、いろんな言葉を付けられますよね。大雑把なものをつくって、緩やかなものをつくって、ここで何か形が出てくれば、市町村、特に政令市なんかは、そうなりとやっぱり多少のことは申されませぬ。そうやって、次のたたき台A案、B案、C案を面倒でもずっとバージョンアップしていく、今まで日本の行政があまりやらなかったやり方、さっきおっしゃった訓練も含めて。訓練も大々的にやるのだけが訓練じゃなくて、図上のミニ訓練でも訓練になるんですよ。会議室で今日の10分の1の人数でやる図上訓練でも訓練なので、そういうやれることから、しかも誰もが取っつきやすいことからやらないと、むしろさっきもこの分野では完全なものはないと申しましたが、それと同時に、初めてのことでいきなり完全なものをつくらうとするとも誰も動けなくなっちゃいますね。だからなるべくラフなものからつくられた方が僕はいいと思います。釈迦に説法で申しわけないですが。

残り3分ということなんですけれど、どうぞ。

会場の声

佐世保市の西俣と申します。9月8日には、青山先生、青木先生も佐世保市の方で講演いただくという予定が入っているようでございますので、ひとつよろしく願いしたいと思います。

2点ほどお伺いしたいんですけれども、佐世保市もご存じのように基地の街でござ

います。場所によっては米軍の弾薬庫の上に住宅があるというふうな特異な環境下にありますが、やはり住民の方にご説明するときに、実際に今までは耳をつぶってきた、目もつぶってきた、要するに弾薬庫では、事故は起こらないんだというふうな前提の下に皆さん安穏と生活をやってらっしゃったんですが、今回の国民保護法を受けまして弾薬庫も危ないんだよということを、何となく思っていたことを口に出すということになりますと、非常に不安が表れるわけです。

じゃあどんぐらいまで被害が及ぶんだ、影響が及ぶんだということのお話を聞かれます。そうしますと、ご承知のようにその情報はほとんど入っておりませんので、わからないというふうな返事にならざるを得ないんですが、その時に、そういうことも分からないで、よく避難マニュアルなんてのがつくれるなというふうな話になってきて、非常に言葉に窮してしまうというふうなことになっております。

そういうときに、どういうふうに答えればいいのかというのをお聞きするのもなんでもございますけれども、そのへんどういうふうにとらえたらよしいのかなというのが一つと。

もう一つは、やはり基地があるから狙われるんだと。防衛施設があるからミサイルが飛んでくるんじゃないのかというふうな話にもなりまして、一部無防備都市宣言、基地も要らないんだと、防衛施設もなければ、要するにジュネーブ条約の議定書あたりを読むと、そういう無防備都市宣言、そういったこともやればいいんじゃないかと

いう一部考えの方もいらっしゃるようですが、私ちょっと読みますと、とてもそういうふうな考えに読めないのが、そのあたりどういうふうにお考えなのかなと、もしお答えいただければと思っております。

青山繁晴

これはあえて僕の方から。後で青木さんに答えていただきますけれども。

佐世保という町は、沖縄の方多いですけど、ある意味で沖縄とはまた別な意味で、日本が戦争に負けて今の体制になっているということを一番体現しているところなんですね。さっき僕がチラッと言いましたけれども、海上自衛隊にとっても一番悔しい町なんですよ。おっしゃったように、言葉のあやじゃなくて現実に弾薬庫の上といわれる地域にまで住家があるという意味では非常に特異な、つまり世界的にも特異な例だと僕は考えています。それで、まず、事故が起きないと今まで説明されてきたのはこれは正しいです。といたしますのは、米軍だろうがどこの軍隊だろうが、自分の弾薬庫で爆発が起きてしまうというのは、別に自衛隊に説明してもらってもなく、そんな不名誉なことはない上に、自らの戦力を削ぎますから、事故だけは起きないように本当にガードしてますから、事故については今まで佐世保市がおっしゃったことは正しいですから、胸を張っておっしゃってください。

ただし、テロリストがその弾薬庫を知識をもって襲った場合にも絶対安全かというのは、さっき申しました原子力発電所と同じであって、実は今まで自然災害や事故に対して備えてきたけれども、テロに対して

はこの国は佐世保市だけじゃなくて備えてこなかった。しかし、テロに対して完全に安全なところはありませんということをもそのままおっしゃっていただく以外にないと僕は思います。

では、その弾薬庫の中に佐世保においては何かあって、それから爆発したときに、例えばテロリストが爆破に成功したら何が起きるかというのは、それもありのままに政府を通じて、しかも今までの外交チャンネルだけじゃなく、この国民保護法を踏まえて防衛庁のチャンネルも使って、今情報を一生懸命取ってるんだということを述べながら計画をつくる以外に僕はないと思っています。これは僕は民間人ですけども協力しますから、政府に対して、佐世保のようなケースでちゃんと住民に説明できるようにアメリカと交渉してくれということは、僕の立場からも一生懸命言いますので、それはそういうふうにやっていただくしかないと思います。

それから、次の無防備都市宣言については、神奈川県藤沢市などでやってらっしゃる人がいることは僕も承知しています。そういう考え方があってもこの国は民主国家であって、そういう考え方があること自体守らなければいけませんので、僕はそういう意味ではそういう意見も決して排除しません。ただし、国際法の世界でいうと、今ジュネーブ条約の追加議定書を読んでもそう読めないとおっしゃったのは正しいので、あれは実は戦争が始まったあと、つまり宣戦布告がある、通常の昔方の戦争が始まったあとに、国際法、即ちジュネーブ条約に則って、無防備都市宣言をすると、国

際法の上では攻撃されないという建て前になりますという話なんです。即ちこの国民保護の話は、戦争とかそういう前の段階から、普段から備えをしましょうということですから、戦争がない状態のときに無防備宣言をしても、それは国際法上扱いようがないんですね。そういうことを超えて気持ちとして無防備ということをおっしゃっているんだろうと思いますから、そういう方々の意見も一生懸命聞くようにしていますが、けれども、しかし、国際法上は、それは非常に奇異な話です。

スイス政府とイギリス政府にこの話を聞いたことがあるんですけど、これは正直、向こうの反応は呆れました、向こう側が。つまり戦争じゃない状態で無防備都市宣言ってどういうことですか。あなたもときつく言った方がいいんじゃないのというようなことを言われました。余計なお世話ですけどね。だから本当はそういうことなんです。

だいぶ時間がきているようですが、あと一人、どなたかどうぞ。

会場の声

すみません、最後の質問でたいへん恐縮なんですけれども、私はマスコミの労働者の代表者で来ておりまして、マスコミの方、沖縄のテレビ局5局も指定地方公共機関ということで今指定の候補に挙げられておりまして、現在のところ保留をしているという状況です。これはなぜかといいますと、やはり沖縄戦の反省という話もこれまでも出てきてきたけれども、まさに沖縄戦においても、過去軍民一体となった要因として、メディアが協力してきたというところ

もありますので、そんな反省から今回、組合としては指定地方公共機関に指定しないようにということで県の方には申し入れをしているところです。

そこで、青山さんにお聞きしたいんですけども、やはり共同通信のご出身ということで、やはりメディアと政府というか、行政機関とのあり方みたいなところについて、今回の指定地方公共機関については、やはり問題があるというふうにお感じではないのかというところですね。

青山繁晴

おっしゃるとおり僕は共同通信の出身ということもあって、沖縄のテレビ局が出された要望書から始まって、一応全ての文章をつぶさに読ませていただいたんです。その中で、例えば、危機の事態にあってもどんな情報を流すかはメディアの側の判断であって、それが報道の自由の根幹であるという趣旨のね、こういう言葉じゃないですけど、それが書いてありました。これは僕は断固正しいと思います。

但しですね、これはあくまで、僕はもう共同通信を辞めてますから、共同通信の意見ではありませんよ。僕個人の意見として申しますと、その後に、このままでは大本営発表に近くなるということを書いてありましたね。それはメディアとして、もっと正確に問題を指摘すべきだと思います。即ち、今日お話たくさん出ましたが、大本営発表というのはさっき言いましたように、軍隊のやることは全部国民の目から隠す体制であって、それから国民のものじゃなくて天皇のものであるというような体制の中で行われたことを大本営発表というのであ

って、この国では基本的にまず表現の自由、報道の自由が保障されてて、その自由を担保しながら危機のときには情報が干々に乱れて、つまり、はっきり言うと琉球放送ではこういったけど、沖縄テレビではこう言っていた、どっちを信じていいかわからなくなるから、それを出来れば政府側からこういう統一情報を流したいということを言っているわけですね。

だけど、指定地方公共機関というのは、その情報しか流しちゃいけないということになってないですよ。つまり、政府が、これを伝えて欲しいということは、伝えて欲しいというのはまさしく指定地方公共機関ですけども、それに対して御社が、どこか聞きませんでしたか、沖縄テレビであれ琉球放送であれ、それから琉球朝日放送であれ、その政府の発表に対して、例えばコメントすること、それから独自取材で我が琉球放送はこう思っているということも出来るわけですから、僕は意外かもしれませんが、指定地方公共機関にメディアが指定されるというのは、僕はこの国民保護法制の中では正しいと思っています。おそらく共同通信労組の考え方も違うでしょうが。

ただしですね、もう一つ言いますと、それでも報道の自由というものがいかに壊れやすいものかということも記者時代身にしみて感じてました。ちょっとこういう話になると長くなって申しわけないんですけど、報道の自由というのは法的には何も担保されてないんですよ。憲法で報道の自由が担保されてるじゃないかとおっしゃるかも知れないけど、報道の自由というのは本当は

取材の自由でなければいけないわけです。そうすると、内閣総理大臣にいつでもフリーメディアであれば、別に共同通信や琉球放送じゃなくてもフリージャーナリストも含めて、国民の利益になるなら総理大臣に会うことができるなんて担保は何も法律上ないわけです。そういうのが担保されてないから、本当は報道の自由は極めて壊れやすいから、政府がこれを流してくださいと言った情報について、流しても、その後の検証は必ずできる仕組みはつくらなきゃいけないと思っています。

即ち、後検証が少なくともできる仕組みは担保させなきゃいけないと思っています。この国民保護法制をこれから実際に運用していくときにおいてですね。それはメディアの側が沖縄だけじゃなくて、民放連も含めてしっかり統一するとそれは可能だと思っています。

もう一回言いますが、指定地方公共機関にメディアを含めること自体は賛成ですが、その運用については、なお改善の余地があると僕は思っています。よろしいですか。

会場の声

報道の自由が壊れやすいという点で言うと、やはり萎縮効果を生むんじゃないかというのが一つあって、なぜ、今回放送局だけが指定されたのか。それは消防庁さんの方では新聞等は迅速性がないというような判断をされているようですけれども、やはり僕らからすると、それはもう免許事業だから、その部分での萎縮効果というのが非常に大きいんですよ。ですから、そのへんがかなり今厳しい状態だなというふう

に感じてるところなんですけれども。

青山繁晴

それは確かにあります。はっきり言って、新聞通信は政府に対して言いたいことを言いがやすい。僕のいた通信社ですが許認可事業ではありません。ところが放送の方は許認可事業だから、普段から政府に対してものを言いにくいんで、そこを突かれたという面は確かにあると思います。

ただし、これは実際に情報を危機の時にどう扱うかという、今日、情報の話たくさん出ましたが、隅々まで情報を届かせるにはどうしたらいいかという問題提起も本当は牧野副知事からあったでしょ。その時に僕はあえて申しませんでした。それ本当にテレビを使わないでやろうとすると、各端末を家庭の隅々まで、1億2千万人国民がいて、何千万という世帯に全部届けなきゃいけないということになっちゃうわけですよ。だからそれをしないで、とりあえず割と最近に危機があっても情報を伝えるのは、これは実際は新聞でも通信でもなく、それはテレビ、ラジオしかないというのは、それもまた現実なんです。だから、言いやすいところには言ってるのは事実だけど、同時に使えるメディアというのはラジオ、テレビしかないというのも現実なんです。ということは、物事は全部いつも真っ黒や真っ白があるわけじゃなくて、当然黒に近い灰色、白に近い灰色で動いていくわけですね。ですから、このメディアを指定地方公共機関にするというのは僕は白に近いグレーだと思っているわけです。そのグレーをなるべく少なくする努力を労働組合だけじゃなくて、メディア全体として取り

組まなければならないと思っています。

これ実は岐阜県で国民保護フォーラムをやったときに、当時の梶原岐阜県知事、もう勇退されましたが、「あなたは記者出身だからメディアの肩を持つ」と言われて、僕は内心非常に憤激したんです。私はメディア出身だからってメディアの味方するわけじゃないです。あくまで国民の味方を命を懸けてやっているわけですから、その目から見ると、白に近いグレーを、なるべくグレーの部分を減らすのはまさしくメディアの側の努力だと思うんです。

もっとはっきり言うと、じゃあ視聴者の側が政府から伝えられた情報だから信用しなくて、例えばテレビが独自に取材したもんだから信用できるというレベルにジャーナリズムの側が達してるかということ、これ達してないでしょ。達してないから政府の言うことを聞けというんじゃないで、政府の伝えるという情報を、本来はメディアの側で、これは嘘かもしれない、いや本当だろうと思うということを判断する力を本来は取材力で持ってなきゃいけないと思うわけです。そこをおろそかにしたまま、政府が言うから大本営発表だというふうにすると、視聴者の側がメディアの反発を、ああそうかメディアは報道の自由のために頑張ってるって受け取るかということ、そんなことは絶対ないと思います。梶原さんはそれをいわば代弁して僕に食って掛かったんだと思っているわけです。個人的意見ですけど、お答えというか意見ですけども申しました。いいですか。

ちょっとメディアの問題に深入りすると皆さんと離れちゃうから。

そろそろ今日終わりにしたいんですが、皆さん一個だけ誤解を招きたくないの、すみません最後にこんな余談を申して恐縮なんですが、武士道ということの一つ僕言いましたね。それで、かつて戦争のときにこの沖縄も含め、沖縄だけじゃなくて日本国民を駆り立てた中に『葉隠(はがくれ)』という書物があったんですね。その中に「武士道とは死ぬことと見つけたり」という一文があって、それみる、お国のためには死ぬのが若者の定めだといって、旧軍部は国民を戦争に駆り立てたわけです。はっきり申しまして。

しかし、実は私は古い武家に育って、その『葉隠(はがくれ)』と一緒に育ったんです。同時に私の家庭はキリスト教徒でもあります。キリスト教徒が武家が両立するのかと言われると、まさしく両立する。それはどうしてかということ、少なくとも私が父母から学んだことや自分で考えてきたことは、「武士道とは死ぬことと見つけたり」というのは、人間は自分のこと、テーマのことだけ考えて生きてたら、生きてた意味がないぞと。人のために尽くして、人のために命を捧げることまであってなお、あって初めてお互いに手を組んで生きることができるという意味だと思っているんです。

これは実は聖書に、すみませんこんな話をして、「一粒のむぎ」という一節があって、「一粒のむぎ、もし死なずばただ一粒にてあらん。もし死なば多くの実を結ぶべし」つまり僕らは一粒のむぎに過ぎない。これが死なないで地面に生きてたらたった一粒のままだろう。でもこれ死ぬことによってまさしく死ぬことと見つけたり。死ぬ

ことによって肥やしになって新しい実を結ぶんだと、全く同じことを書いているわけです。

そうしますと、最後に、こういうことを申したのは、さっき民間人としてという話がありましたけれども、僕はもちろん一民間人であって、民間人だからこそ国民の側に立つことができると僕は信じてますし、そのかわり、文字どおり命をかけてやりますので、今日もその立場できまして、他人のために、あるいは沖縄を好きだというならば、白梅の塔を見て好きだというならば、どこまでもやらなきゃいけないという信念でまいりましたので、武士道とかいうと、右翼と誤解されることがあるので念のために申しました。恐縮ながら僕は右翼は好きではありません。

皆さんごめんなさい、最後余談をいたしました。皆さん本当に長い時間、余談まで含めてありがとうございました。

司会

恐れ入ります。青木室長から一言と、統括監から一言ずつお願いいたします。

青木信之

青木です。先ほどの防災ボランティアをされている方から何か出来ることと言われましたけれども、総務省消防庁のホームページに国民保護に関するいろんな資料があります。ぜひいろいろご活用いただいて、全くお断りする必要もありませんし、どのように活用いただいても全く結構であります。また、私どもの話を全くうのみにしていただかなくて、反対するところは反対するという、そういう勉強会でも結構ありますから、ぜひ議論の材料に使っていただ

ければということをお願いが1点であります。

もう1点は、実は私は2部の参加者の名前に入っておりませんでした。県当局をお願いをして、青山さんを残して帰るわけにはいかない、何とか俺も入れさせてくれとお願いをして、そこまで言うなら入ってもいいですよということで本日お付き合いをさせていただきまされたけれども、お付き合いさせていただいて本当によかったと思っております。皆様方と沖縄県に本当に感謝をしたいと思っております。ありがとうございました。

司会

府本統括監一言お願いします。

府本禮司

今日は皆さんありがとうございます。私の方も青山さんの武士道の言葉を聞くと、ちょっとそれに代える言葉がないものですから非常に苦しんでおりますけれども、ただ、私の方も武内も含めて私どもの職員が来ておりますけれども、この件については、やはり県民の立場に立って、市町村の立場に立って計画をつくっていきたい。そのために全身の力を振り絞って皆さんと議論しながらつくっていくことにしたいというふうに思っていますし、そういうことができないければ、この計画がやっぱり生きていかないというふうに思っています。我々は二度と県民をややこしい変なことに巻き込む、有事というのを起こらないことを望んでおりますけれども、仮にそういうことがあったにしてもカチツとしたルールを示すべきだと思っております。今日は本当にありがとうございました。

司会

どうもお疲れさまでした。時間も大分オーバーしております。コメントーターの皆様、本当にありがとうございました。また、ご来場の皆様お疲れさまでした。

このフォーラムを通して国民保護についての理解を深めていただいたものだと考えております。国民保護に関する情報につきましては、県のホームページ、防災危機管理課のホームページの方に随時掲載してございます。ぜひ今後の動き等も含めてご覧いただければと思います。また、質問等がありましたら積極的にお寄せ下さい。お待ちしております。

本日の保護フォーラムは、これで終了させていただきます。本当に長い間お疲れさまでした。ありがとうございました。